

国分寺市立公民館 50 周年資料集

平成28（2016）年3月

**国分寺市立本多公民館・恋ヶ窪公民館
光公民館・もとまち公民館・並木公民館**

はじめに

教育委員会教育部公民館課長

山崎 明子

国分寺市の公民館は、昭和 38(1963)年に旧国分寺町教育委員会事務局の置かれていた建物に設置され、平成 26(2014)年 4 月満 50 年を迎えました。

50 年の間に、国分寺町公民館は、本多公民館と名称をかえ、「国分寺市社会教育施設計画要綱」に基づき、恋ヶ窪、光、もとまち、並木公民館を設置してきました。中学校区に 1 館、計 5 館を配置し、それぞれの公民館に公民館運営審議会を置き、各館で審議をして事業を進め、地域の公民館として歩んできました。

50 年の歩みを振り返り、これからの公民館が地域の学びの場として充実していくことを目指し、『国分寺市立公民館 50 年のあゆみ』を資料中心にまとめました。『国分寺市公民館 20 年のあゆみ』と『国分寺市立公民館 40 周年資料集』に続くものとして、おもに平成 15（2003）年度から平成 24（2012）年度の事業を収録しました。

今後とも、市民の方とともに、公民館の運営に努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

平成 28 年 3 月 31 日

目 次

はじめに

1	国分寺市立公民館一覧	
	(1)国分寺市の公民館（配置図）	1
	(2)各館案内（国分寺市ホームページから）	2
2	国分寺市立公民館 50 年のあゆみ	6
3	公民館事業一覧	
	(1)各館主催事業	
	H15 年(2003)度から H24(2012)年度まで	17
	※これ以前は『国分寺市立公民館 40 周年資料集』に掲載	
	(2)五館共催事業	
	「公民館のつどい」の経過	41
	「けやきの広場」として再スタート	43
	「国分寺市立公民館保育室の 40 年」	45
	「くぬぎ教室」のあゆみ	48
4	公民館運営審議会	
	(1) 公民館運営審議会答申・要望・意見書等一覧	50
	(2) 公民館運営審議会の動きと五館交流会のテーマ	55
	(3) 公民館運営審議会委員名簿	57
5	職員在職一覧	63
6	検討委員会等報告書	
	(1)「第五次国分寺市立公民館体制検討委員会」報告書	68
	(2)「国分寺市立公民館体制検討委員会（あり方を考える）」報告書	78
	(3)「国分寺市公民館使用条例等検討委員会」報告書	93

1. 国分寺市立公民館一覽

(1) 国分寺市立公民館配置図



(2) 国分寺市立公民館施設案内

本多公民館



所在地 国分寺市本多 1-7-1

電話番号 042-321-0085

開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

休館日 第 1・第 3 月曜日(祝日および振替休日に当たる場合を除く)、年末年始(12月 28 日から 1 月 4 日まで)

駐車場 有。11 台。障害者用駐車場は別に 3 台

交通アクセス JR・西武鉄道国分寺駅北口から徒歩 8 分

バリアフリー設備 エレベーター:有

だれでもトイレ(多目的トイレ):1 階と 2 階に設置(オストメイ対応型)

オムツ替えベビーシート:ベビーキープ:1 階のだれでもトイレ(多目的トイレ)に設置

恋ヶ窪公民館



- 所在地 〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪 4-12-8
- 電話番号 042-324-1926
- 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
- 休館日 第 3 月曜日、祝日および振替休日、年末年始(12 月 28 日から 1 月 4 日まで)
- 駐車場 無。ただし、障害者の方はご相談ください。
- 交通アクセス 西武国分寺線恋ヶ窪駅から 徒歩 7 分
- バリアフリー設備 だれでもトイレ(多目的トイレ):無。ただし恋ヶ窪図書館(1 階)に設置
オムツ替えベビーシート:有。2 階トイレに有り

光公民館



- 所在地 国分寺市光町 3-13-19
- 電話番号 042-576-3991
- 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
- 休館日 第 3 月曜日、祝日および振替休日、年末年始(12 月 28 日から 1 月 4 日まで)

駐車場 光公民館・図書館専用駐車場として 15 台(別に障害者専用 2 台)あります。
利用方法など詳細は光公民館へお問い合わせください。

交通アクセス JR 国立駅北口から 徒歩 15 分、JR 国立駅北口から けやき台団地行バス、
折返場「稲荷神社前」下車、徒歩 3 分 戸倉循環バス、東京創価小学校循環、
東京創価小学校止まり、または並木町二丁目止まりバス「国分寺第二小学
校」下車、徒歩 2 分 ぶんバス、西町ルート「光公民館」下車、徒歩 0 分

バリアフリー設備 エレベーター:有。
だれでもトイレ(多目的トイレ):2 階と地下 1 階に設置。
オムツ替えベビーシート:だれでもトイレに設置。

もとまち公民館



所在地 国分寺市東元町 2-3-13 2 階

電話番号 042-325-4221

ファクス番号 042-301-1140

開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時

休館日 第 3 月曜日、祝日および振替休日、年末年始(12 月 28 日から 1 月 4 日まで)

駐車場 有(障害者専用 1 台、一般は 4 台。図書館と共用)

交通アクセス 国分寺駅南口から ぶんバス 「元町駐在所」下車徒歩 3 分

バリアフリー設備 エレベーター:有 だれでもトイレ(多目的トイレ):有
ベビーシート、ベビーキープ、オストメイト対応トイレ(1 階図書館) オムツ替えベ
ビーシート:有

並木公民館



所在地 国分寺市並木町 2-12-3

電話番号 042-321-9971

ファクス番号 042-301-1799

開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

休館日 第 3 月曜日、祝日および振替休日、年末年始(12 月 28 日から 1 月 4 日まで)

駐車場 有。障害者用駐車場 1 台、一般 16 台

交通アクセス JR 国立駅北口から 戸倉循環バス「新町」下車、徒歩 7 分

JR 国立駅北口から 東京創価小学校循環、東京創価小学校止まり、または並木町二丁目止まりバス「並木町」下車、徒歩 5 分

ぶんバス、北町ルート「並木公民館」下車、徒歩 0 分

バリアフリー設備 エレベーター:有。

だれでもトイレ(多目的トイレ):1 階・2 階に設置。1 階はオストメイト対応型

オムツ替えベビーシート:1 階だれでもトイレに設置。

2. 国分寺市立公民館 50 年のあゆみ (○内は月)

年 度 元号 (西暦)	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
38('63)	④ 国分寺町公民館開館 ⑥ 公民館設置条例可決 ③ 公民館だより第1号発行	⑥ 第1期公民館運営審議会委員委嘱 (15人)
39('64)	⑪ 国分寺市制施行 ⑤～⑦ 初めての講座「日本歴史講座」 開催	
40('65)	④ 公民館に休館日を設ける ⑪ 旧北多摩自治会館に移転(現本多公民館所在地) ⑫ 公民館移転後の施設に恋ヶ窪保育所 開設(市内初の保育園)	
41('66)	⑧ 公民館図書室の土・日曜日開室開始 ②～③ 「母親のための教育心理学教室」 内藤公会堂で開催(はじめての出前講座)	⑩ 講座から初めての自主グループ「砂 金の会」ができる
42('67)	⑨ 全公連「公民館のあるべき姿と今日 的指標」	
43('68)	⑪ 青年のつどい実施	⑤ 運営審議会委員と社会教育委員との 兼任をやめる
44('69)	③ 社会教育委員の会議「国分寺市社会 教育施設計画要項」(通称“五館構想”) 建議	⑧ 「公民館改築について」運営審議会 に諮問 ⑫ 公民館改築促進協議会発足 ③ 本多4期「公民館の改築について」 (答申)
45('70)	④ 公民館だより月刊となる ⑨ 公民館だより50号発行 ① 公民館図書室、別棟へ移転 ② 市民からの「国分寺市公民館批判」 をだよりに掲載、同時に「公民館の考え」 も掲載	
46('71)	⑧ 公民館事業全世帯アンケート実施 ⑩ 第12回関東甲信越静公民館大会事 務局を担当 ⑪ 教育講座実施にあたり託児要求が出 され、和室を使って保育を実施	

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
47('72)	④ 手をつなぐ青年教室（くぬぎ教室）開始 ④ 保育者賃金予算化 ⑫ 青年教室「憲法」で初めての準備会実施 ② 第10回東京都公民館大会事務局を担当	⑨ 国分寺の社会教育を考える市民集会開催 ⑨ 公民館附属保育施設設置に関する陳情（⇒採択） ⑫ 公民館活動を考える市民のつどい開催
48('73)	④ 恋ヶ窪公民館・図書館開館、国分寺市立公民館を本多公民館と改称、公民館図書室は本多図書館として独立 ⑨ 恋ヶ窪公民館、日曜夜間開館開始 ⑫ 自主グループへの講師料援助を公開 ⑫ 公民館活動を考える市民のつどい開催 ③ 東京都教育庁社会教育部「新しい公民館像をめざして」発行	⑥ 「西部地区公民館および図書館設置に関する請願」採択 ③ 本多6期「国分寺市公民館使用条例の改正に関する答申」（答申）
49('74)	⑤ 本多児童館内に公民館保育室を設置し、活動開始 ⑪ 公民館だより100号発行 ⑫ 国分寺市基本構想策定「公民館図書館を市内の中学校区ごとに逐次配置する」	⑤ 公民館運営審議会を本多・恋ヶ窪にわけ、各10人委嘱 ⑨ 「南部地区図書館早期建設に関する請願」（⇒採択） ② 恋ヶ窪1期「恋ヶ窪公民館における休館日および利用時間のあり方の諮問に対する答申」答申 ② 本多7期・恋ヶ窪1期「仮称市立西部地区図書館開館についての要望書」（合同）
50('75)	⑩ 光図書館会議室（現光公民館）・光図書館開館	④ 本多公民館改築促進協議会再発足 ⑨ 市議会に「本多公民館改築についての請願」（⇒採択） ⑩ 本多7期「自主グループ援助のあり方について」（答申） ③ 「本多公民館の改築について」中間答申
51('76)	⑤ 恋ヶ窪公民館、休館日を変更 ② 仮称南部地区図書館公民館建設検討委員会設置	⑫ 「南部地区図書館及び公民館建設促進に関する請願」採択
52('77)	⑥ 社会教育委員の会議「本多公民館・図書館改築について（建議）」を提出 ⑦ 社会教育委員の会議に「市立本多公民館改築にともなう本多図書館の併設について」（諮問） ⑪ 本多公民館、優良公民館として文部大臣表彰をうける ① もとまち公民館・図書館建設工事開始	⑥ 本多8期「本多公民館の改築について」（答申）

年 度	公民館・行政の動	公運審・市民の動き
53('78)	④ 光図書館会議室を光公民館として条例設置 ④ もとまち公民館・図書館準備室発足 ⑨ もとまち公民館・図書館開館	④ 運営審議会委員は、本多・恋ヶ窪・光に各 8 人委嘱 ⑩ 光利用者「自主グループ保育者賃金に関する要望書」 ⑩ 光 1 期「公民館運営審議会委員の管外研修に公民館職員の参加を求める件」(要望書) ② もとまち第 1 期運営審議会委員委嘱 ② 本多 9 期「本多改築中の活動の保障についての要望」(要望) ③ 光 1 期「地区公民館としての光公民館運営のあり方について」(答申)
54('79)		⑪ 恋ヶ窪 3 期「恋ヶ窪公民館施設・設備改善についての要望書」 ③ 光 1 期「地区公民館としての光公民館運営のあり方について」(答申)
55('80)	⑦ 本多公民館図書館改築検討委員会発足 ⑪ 「改築原案中間報告書」提出 ② 第 19 回東京都公民館大会を国分寺市で開催(事務局)	⑩ 本多 10 期「改築中の本多公民館運営について」(答申) ① もとまち 1 期「もとまち公民館活動報告並びに職員増員の要望書」(要望書)
56('81)	⑥ 社会教育委員の会議「本多公民館・図書館改築原案について(意見書)」を教育長に提出 ⑦ 本多改築のため仮設公民館へ移転 ③ 本多公民館改築工事に着工	⑤ 光「光公民館職員増員要望書」(要望) ⑦ 利用者有志のよびかけによる木造公民館を惜しむ会開催 ⑨ 恋ヶ窪 4 期「恋ヶ窪公民館の増改築について」(答申) ⑨ もとまち公民館利用者連絡会が発足
57('82)	⑨ 公民館だより 200 号発行 ③ 本多公民館・図書館改築竣工	⑤ 本多 11 期「本多公民館長の異動について」(意見書) ⑤ 本多 11 期「後任館長の任命について」(意見書) ⑨ 本多公民館利用者連絡会が発足 ⑫ もとまち 2 期「もとまち公民館のあるべき姿について」(答申) ⑫ 本多 11 期「本多公民館の運営のあり方について」答申 ⑫ もとまち利用者「保育者賃金増額に関する陳情」⇒採択

年 度	公民館・行政の動	公運審・市民の動き
58('83)	④ 公民館使用条例一部改正(改正料金表を当面本多のみ適用) ⑤ 本多公民館改築開館(記念事業開催) ⑤ 第1回公民館を考えるつどい開催(次回以降「公民館のつどい」に名称変更) ⑫ 市企画委員会答申「行財政改革案について」 ③ 『国分寺市公民館20年のあゆみ』刊行	⑦ 光3期「館長人事について」(意見書) ⑦ 恋ヶ窪5期「恋ヶ窪公民館館長任命に対する意見書」 ⑫ 4館保育室利用グループ合同「公民館保育室に関する陳情」(採択) ③ 市民「行財政改革、税のむだ使い修正の一環として“公民館運営審議会の統合と委員数の削減”に関する陳情」(不採択)
59('84)	⑤ 声の公民館だより発行 ⑥ 映像構成「国分寺市公民館20年のあゆみ」(VHS)を第2回公民館のつどいで上映 ⑫ 婦人行動計画検討協議会答申「国分寺市における今後の婦人行動計画について」	④ 恋ヶ窪5期「国分寺市立恋ヶ窪公民館の保育室のあり方」(中間報告) ⑧ もとまち3期「もとまち公民館の事業の今後のあり方について」(提言) ⑩ 恋ヶ窪6期「恋ヶ窪公民館長の任命に対する意見」 ⑩ 恋ヶ窪6期「恋ヶ窪公民館の保育室のあり方について」(答申) ① 恋ヶ窪公民館利用者連絡会結成
60('85)	④ 教育委員会機構改革(社会教育部・学校教育部の二部制) ⑪ 市民スポーツセンター開館	③ 光4期「地域住民の生活と光公民館の役割について」(答申) ③ 本多12期「地区公民館としての本多公民館の事業のあり方について」(答申) ③ 光4期「地域住民の生活と光公民館の役割について」(答申)
61('86)	⑨ 「(仮)北部公民館・図書館建設検討委員会」発足 ① 「仮称・北部地区公民館図書館設計原案書」教育長に提出 ③ 「国分寺市公民館意識調査報告書」(4公民館)	⑩ 4館保育室利用グループから並木公民館建設検討委員会へ専用保育室設置についての要望書 ① もとまち4期「住民参加と公民館事業/婦人の学習と公民館保育室」(答申)
62('87)	⑧ 恋ヶ窪公民館の和室を改装し、保育室活動の充実を図る	③ 光5期「地域住民の生活と光公民館の役割についてⅡ」(答申)
63('88)	⑧ 並木公民館・図書館開館	⑩ 恋ヶ窪8期「恋ヶ窪公民館増改築問題について」(申し入れ) ⑪ 第1期並木公民館運営審議会発足 ③ 光6期「光公民館保育室貸し出しについての基本的な考え方」(提言)

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
H元 ('89)	⑥ 第7回公民館のつどいでビデオ『国分寺の公民館』作成 ⑪ 光「公費保育外利用規程」作成 ③ いずみホール開館	⑩ 「もとまち公民館職員増員に関する要望書」 ⑪ 5館保育室利用者の組織「国分寺市公民館保育室の会」発足 ⑫ もとまち6期「もとまち公民館保育予算の予算見積書通りの実現に関する要望書」 ③ 光6期「光公民館施設・設備改善のための課題について」（答申） ③ 恋ヶ窪8期「国分寺市立恋ヶ窪公民館（図書館）の改築について」（答申）
2 ('90)	⑤ 内藤地域センター開館 ⑪ 公民館だより300号発行	④ もとまち公民館長異動についての意見書 ⑩ 光公運審だより『光とひと』創刊 ③ 光7期「光公民館増改築構想について」（答申） ③ もとまち6期「1.生涯学習社会におけるもとまち公民館の役割と住民主体の公民館運営 / 2.職員体制の課題」（答申）
3 ('91)	⑩ 光公民館・図書館増改築と光児童館建設検討委員会発足	③ 光7期「光公民館における生涯学習の課題について」（答申）
4 ('92)	⑧ 西町プラザ開館（地域センター・児童館・シルバー憩の家）	④ 本多15期「国分寺市立本多公民館運営に関する諸問題について」（提言） ⑥ 並木2期「地域公民館としての並木公民館のあり方について」（答申） ⑨ 光8期「光公民館・図書館の前庭の樺の移植を求める要望」 ② 5公民館「公民館運営審議会委員の研修に関する要望書」 ③ 光7期「国分寺市立光公民館増改築中および増改築後の運営について」（答申） ③ 恋ヶ窪・光8期・もとまち「公民館長異動に関する意見書」
5 ('93)	⑥ 教育委員会で「恋ヶ窪公民館の改装について」可決 ⑧ 光公民館改築のため、仮設に移転	③ 光8期「光公民館増改築中の職員体制についての要望」（要望） ⑥ 「恋ヶ窪公民館の改築に関する陳情」（⇒採択）

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
6('94)	④ 公民館だよりをA4判にし、『けやきの樹』と改称 ⑨ 国分寺市立ひかりプラザ開館、女性センター「ライツひかり」設置 ③ 北町地域センター開館	④ 恋ヶ窪10期「国分寺市立恋ヶ窪公民館の検討すべき課題についての意見書」 ⑥ 並木3期「並木公民館における禁煙の対応について」(答申) ⑪ 光9期「光公民館増改築後の職員増員の要望書」 ② 光9期「国分寺市立光公民館増改築後の公民館運営について」(答申)
7('95)	④ 光公民館改築開館 ⑪ 本多くぬぎ青年教室20周年記念誌発行	④ もとまち8期「もとまち公民館の利用に関するアンケート集計の分析」 ⑤ 5館保育室利用者「公民館保育室予算に関する陳情」 ⑥ 恋ヶ窪11期「恋ヶ窪公民館の移転改築に関する要望書」 ⑩ 本多17期「くぬぎ青年教室の事業運営について」(答申) ① 「本多公民館におけるロビーの改善について」(ロビー改善検討委員会報告) ③ 光9期「光公民館長人事に関する意見書」
8('96)	④ 並木陶芸小屋・親水公園完成 ⑫ 行政改革検討委員会中間答申	④ 恋ヶ窪11期「国分寺市立恋ヶ窪公民館の運営に関する意見書」 ⑧ 光10期「生涯学習審議会の発足にむけて」(要望) ⑨ 並木4期「地域と青少年のかかわりと公民館について」(答申) ⑫ 恋ヶ窪12期「国分寺市行政改革検討委員会中間答申に関する意見書」
9('97)	④ 国分寺市が都公連会長市となる ④ 図書館の組織改正にともない、公民館長・図書館長の兼任が解かれ、公民館長専任となる ④ 運営審議会の定例会開催が年9回となり、管外研修が宿泊から日帰りとなる ④ 北の原地域センター開館 ⑨ 「行政改革の推進について」(答申)	④ もとまち9期「第10期公運審委員への申し送り」 ⑨ 恋ヶ窪12期「今後の恋ヶ窪公民館事業のあり方について」(答申) ⑪ 5館の利用者連絡会・保育室利用者の会の連名で「行政改革実施計画案(自主保育の有料化、公運審の一本化)への要望書」 ① もとまち10期「国分寺市行政改革推進についての答申のうち、公民館にかかわる要望書」 ② 恋ヶ窪12期「国分寺市行政改革の推進についての答申に関する意見書」 ② 恋ヶ窪12期「恋ヶ窪公民館長人事に関する意見書」

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
10('98)	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 行政改革実施計画策定(1.自主グループ保育の検討 2.公民館保育室の一般開放) ⑪ 並木 10 周年記念誌 『いつでも、だれでも』 ⑫ 本町・南町地域センター開館 ③ もとまち 20 周年記念誌 『いつでも夢を 今 20 才』 ③ 第 1 次公民館体制検討委員会報告書 (1.公民館運営審議会のあるり方について 2.公民館保育室「自主グループ保育」のあるり方について 3.保育室開放について) ③ 公民館だより 400 号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 光 10 期「これからの光公民館のあり方について」(提言) ④ 5 館の利用者連絡会連名「行政改革の実実施計画(案)への意見書」 ⑨ 恋ヶ窪『公運審だより』第 1 号発行
11('99)	<ul style="list-style-type: none"> ④ 本多公民館ロビー改装。「喫茶ほんだ」オープン(都の補助金で実施) ⑦ 「地方分権推進一括法」可決「社会教育法」改正 ⑨ 「国分寺市立公民館保育室運営規程」施行 ③ 「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 光 11 期「地域に住む外国人に対する公民館事業のあり方について～生活日本語教室などを中心にして」(答申) ③ 本多 19 期「国分寺市立本多公民館利用アンケートまとめ」 ③ 光 11 期・もとまち 11 期「館長人事に関する要望書」
12('00)	<ul style="list-style-type: none"> ④ 「社会教育法」改正 ④ 「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」改正(運営審議会委員各 7 人、各館配置が明記) ④ 「国分寺市立公民館保育室使用実施細目」施行 ⑤ もとまち地域センター開館 ⑥ 「講師派遣に関する事務取扱基準」作成 ⑫ 並木農業体験講座開講 3 周年記念文集『土に汗して』 ① 本多昼休み窓口業務試行開始 ③ 第 2 次公民館体制検討委員会報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 本多 19 期「市民に期待される公民館事業 公民館と青少年について」(建議) ⑨ 並木 6 期「学校完全週 5 日制実施に向け、子どもたちの余暇活動と並木公民館の果たす役割について」(答申) ③ 本多・恋ヶ窪・並木「館長人事に関する意見書」 ③ 並木「公運審だより」第 1 号を発行

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
13('01)	<p>④ 4年間の期限で本多公民館から職員1人、生涯学習推進課へ異動</p> <p>⑥ IT化に対応するためパソコン検討委員会設置（2月に報告書）</p> <p>⑦ もとまち冷暖房設備改修のため9日間臨時休館</p> <p>⑫ 「公民館保育室30周年のつどい資料集」発行</p> <p>⑫組織検討委員会「組織改正について」（教育委員会一部制に）</p> <p>①市長から教育長に「教育委員会の組織改正について」検討の依頼あり</p> <p>③ 第3次公民館体制検討委員会報告書（1.月曜日開館実施のための条件整理について 2.公民館使用条例の改正について 3.光公民館等の昼休み窓口について）</p>	<p>④ もとまち11期「社会が大きく変化する中で、今後、地域住民や利用者にとってより身近な施設になるためにもとまち公民館が果たす役割と期待」（答申）</p> <p>⑨ 恋ヶ窪14期「恋ヶ窪公民館における文化事業への取り組みについて」（答申）</p> <p>③ 光12期「これからの国分寺市立光公民館のあり方について～地区独立館体制を考える」（答申）</p> <p>③ もとまち12期「館長人事に関する要望書」</p> <p>③ 5公運審「国分寺市立公民館の館長減員案についての意見書」</p>
14('02)	<p>④ 教育委員会は教育部一部制に組織改正</p> <p>④ 休館日の見直し（月曜を一部開館）</p> <p>⑦ 本多 学校完全週五日制にともない、異世代交流事業開始</p> <p>⑪ 本多：保育室のあゆみNo.18『30周年特集』</p> <p>② 社会教育委員の会議「国分寺市立公民館の館長兼任問題について」</p> <p>③ 第4次公民館体制検討委員会報告書（1.地区独立館体制の維持 2.専任課長職館長の配置）</p>	<p>④ 並木7期「公運審だより」を3号から『との広場』と改称</p> <p>② 本多21期「知的障害者のための公民館事業のあり方について」（答申）</p>
15('03)	<p>⑦ 恋ヶ窪「開館30周年記念コンサート」</p> <p>⑨ 「国分寺市立公民館40周年資料集」発行</p> <p>⑨ もとまち開館25周年記念映画祭実施</p> <p>⑩ 第5次公民館体制検討委員会設置（館長問題）</p> <p>⑪ 公民館施設内全面禁煙へ</p> <p>⑫ 機構改革検討委員会から出された「行政改革における公民館職員体制（館長兼任問題）について、教育委員会は、「館長兼任は認められない」結論を出した</p> <p>② 機構改革検討委員会中間のまとめ</p> <p>② 「地域と学校が連携協力した体験活動推進のために」シンポジウム（3館共催）</p> <p>③ 館長問題にかかわる説明会（第5次公民館体制検討委員会主催）</p>	<p>④ 光・並木「人事異動についての要望書」</p> <p>⑩ 教育委員と正副委員長が初めて懇談し、「館長人事に関する要望書」を提出。</p> <p>② 本多21期「知的障害者のための公民館事業のあり方」（答申）</p> <p>③ 国分寺・社会教育の会が「公民館の組織改革に関する請願」を教育委員会へ提出</p> <p>③ 国分寺の公民館を考える市民の会「社会教育機関の組織・運営等に関する請願」を教育委員会へ提出</p>

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
16('04)	⑤ 関東甲信越静公民館研究大会の開催に向けた実行委員会の開始（事務局担当） ⑦ 本多・並木の2館でくぬぎ教室試行 ⑧ 第45回関東甲信越静公民館研究大会の開催・第42回東京都公民館研究大会 ⑩ 館長問題にかかわる説明会開催 ⑪ 第5次体制検討委員会 教育委員会へ報告書提出「総括的管理職の配置と係長館長体制は事実上の中央公民館体制をとることとなり、地区独立館体制とならず、現行体制の変更は要しないと考える」 ⑫ 教育委員会は「館長兼任は認められない」と市長に報告した	⑨ 並木8期「知的障害者のための青年教室の並木公民館での実施について」（答申）
17('05)	④ 公民館のホームページ開設 ⑩ 本多・並木の2館でくぬぎ教室実施 ⑩ 恋ヶ窪公民館、優良公民館として文部科学大臣から表彰を受ける ⑩ 文部科学省委託事業講師選定問題 ⑪ 「国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ」設置 ② 「くぬぎ教室実施要綱」設置	② 本多22期「地区独立館としての本多公民館のあり方について」（答申） ③ 恋ヶ窪16期「地区公民館としての恋ヶ窪公民館のあり方」（答申）
18('06)	④ 本多・並木2館に分割後のくぬぎ教室新規参加者募集 ⑨ 「国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ」（報告書）を教育委員会へ提出 ⑩ 本多：「人権講座」実施 ⑫ 教育委員会「公民館のあり方について」確認（運営審議会の各館配置を継続係長職館長の配置 職員問題） ⑫ 本多「喫茶ほんだ」と共催でロビーコンサート開催 ③ 本多：くぬぎ30周年記念誌『くぬぎとわたしたち』発行	⑪ 教育委員と公運審正副委員長との懇談会（以後年1回定例化） ⑫ 恋ヶ窪17期「恋ヶ窪公民館館長について（意見書）」光15期「光公民館長任命に対する意見書」並木10期「職員問題について（要望書）」を教育委員会に提出 ③ もとまち14期「公民館の利用層の拡大について」（答申）

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
19('07)	④ 公民館館長は係長館長体制 ⑦ 公民館だより「けやきの樹」500号達成 ⑨ 光ハイキング100回記念 (小仏から高尾山へ) ⑩ 第30回光発表会実施 ⑪ 本多「信時潔生誕120周年記念事業」 ⑪ けやきの広場第7回全体会テーマ 「長期総合計画と公民館」～公民館の今後のあり方について～ ⑫ 「公民館使用条例等検討委員会」を設置	⑫ 恋ヶ窪17期「平成20年度恋ヶ窪公民館館長人事についての意見書」 ⑫ 恋ヶ窪公運審だよりを『ブルーベリーな恋ヶ窪』に改称
20('08)	⑤ 第30回恋ヶ窪公民館祭実施 ⑦ 「公民館使用条例等検討委員会」(報告書)を教育委員会へ提出 ⑨ 本多第2駐車場利用開始 ⑩ もとまち 公民館30周年記念行事 「座談会 わたしとふるさと国分寺」 ⑪ 並木 公民館開館20周年の集い実施 ③ 並木 農業体験講座開講10周年記念文集『土に汗して』(その2) ③ もとまち 開館30周年記念誌『30にして立つ』を出版し、記念パーティー開催	⑪ 光16期「退職館長の後任について～館長人事に関する意見書」
21('09)	⑤ 第20回並木公民館まつり実施 ⑤ 市民編集講座(五館共催事業)実施 ⑦ 本多空調改修工事のため休館(7～9月) ⑪ けやきの広場第8回 ⑫ もとまち・恋ヶ窪・光の耐震補強・大規模改修工事のため休館(12月～3月)	⑨ 本多24期「本多公民館の改善課題について」(答申)
22('10)	⑨ 「保育室活動40周年記念事業準備会」の開催 ⑫ 「保育室活動40周年記念事業実行委員会」設置(五館共催事業) ① 本多「青年室」を廃止し、会議室へ変更 ③ 本多 東日本大震災による帰宅困難者の受入れ	⑧ 並木11期「並木公民館における公民館事業のあり方について」(答申) ⑩ 本多25期「本多公民館くぬぎ教室の今後のあり方について」(答申) ② もとまち16期「講座終了後のグループとのかかわりについて」(答申)

年度	公民館・行政の動き	公運審・市民の動き
23('11)	⑨ 「使用料・手数料の適正化方針」を庁議決定 ⑩ 「保育室活動 40 周年記念事業」本多で開催	⑦ 光 17 期「地域公民館としての光公民館の理念と役割について」(答申)
24('12)	④ 本多 第 2 駐車場廃止 ⑨ 恋ヶ窪 くぬぎ教室スタート ⑩ 各館で市民説明会「国分寺市立公民館使用料について」開催	③ 恋ヶ窪 19 期「これからの恋ヶ窪公民館のあり方について～誰でも利用しやすい公民館をめざして」(答申) ③ もとまち 17 期「施設利用率を上げるための施設での工夫について」(答申)
25('13)	④公民館だより『けやきの樹』を市報と合冊で発行 ⑫第 51 回東京都公民館研究集会を国分寺市で開催	
26('14)	④ 教育委員会事務局に公民館課設置(課長は本多公民館館長が兼任)	⑫ 議会で公民館運営審議会の統合に伴う条例改正が可決
27('15)	④ 国分寺市立公民館が東京都公民館連絡協議会の会長市を受ける	④ 各館の運営審議会は終了 ⑤ 各館に公民館運営サポート会議発足(定員 各 10 人) ⑦ 国分寺市公民館運営審議会設置(定員 12 人)

3 公民館事業一覧

公民館事業は、各公民館で公民館運営審議会に諮りながら実施してきた。具体化にあたっては、利用者懇談会や準備会、実行委員会、スタッフ会議で企画したものもある。

(1) 各館主催事業（平成 15~24 年度）

※ 平成 14 年度までは『国分寺市立公民館 40 周年資料集』に掲載

平成 15（2003）年度

本 多

ボランティア養成講座	5~7 月
地域を語るサロン〈郷土の食探検〉	5~3 月
異世代交流事業	6~3 月
60 歳からのパソコン教室〈二中との交流事業〉	7 月
文学講座〈俳人芭蕉探訪〉	9~10 月
幼い子のいる女性のための教室	9~3 月
パソコン初級講習会〈32 コース〉	9~3 月
歴史講座〈江戸・東京の形成と多摩(国分寺)の人々〉	1~3 月
文化講座〈手織り麻ひもバックを作ろう〉	2~3 月
子ども映画会	8 月
本多ウォーキング〈史跡と美術館 / 御岳溪谷〉	6・10 月
講演会〈時事問題 他〉	7・12・3 月
荒馬座コンサート〈日本の歌・太鼓・踊り〉	1 月
くぬぎ青年教室	通年
第 19 回新緑まつり	5 月

恋ヶ窪

健康講座〈健康は、身体の状態を知ることから〉	6~7 月
映画講演会〈映画は家族をどう描いてきたか 他〉	6・11・3 月
詩吟を楽しむ講座	6~9 月
子どもの文化講座〈囲碁・将棋〉	7~10 月
夏休み子ども宿題教室〈盤景を作ろう〉	8 月
幼い子のいる女性のための教室	9~3 月
映画上映会〈春駒のうた 他〉	9・1 月
子ども映画会〈大蛇のおねり 他〉	9・3 月
子どもの文化講座〈初心者のための太極拳〉	9~11 月
講座・子どもを知る〈子どもたちの未来のために私たちができること〉	10~11 月
土曜散歩〈秋の本郷・茗荷谷界限を歩く 他〉	11・3 月
伝統工芸講座〈古い布を利用してぞうり作りに挑戦〉	2~3 月
市民のための環境学	3 月
第 25 回恋ヶ窪公民館祭	5~6 月
開館 30 周年記念音楽祭	7 月

光

外国人のための生活日本語教室〈昼・夜クラス〉	4～3月
幼い子のいる女性のための教室	5～2月
暮らしとまちをデザインする講座〈まちコミ通信作り〉	5～3月
外国を知る講座〈アメリカ〉	6～7月
高齢者の体力作り〈65歳からの健康リズム体操教室〉	6～8月
子ども対象〈世界のお茶を楽しもう〉	9～11月
住民自主講座〈エコマネーを考える〉	9～2月
地域と学校を考える講座	11～12月
銅版画教室	11～12月
P I K A ☆ R O C K	7・12・3月
文化のつどい〈ファミリーコンサート、歌いつなぎたい歌〉	7月
うたとお話〈ちいさな声が聞こえますか〉	2月
光ハイキング〈三ツ峠山 鎌倉アルプス〉	10・3月
国際交流事業〈納涼パーティー 他〉	8・10月
地域懇談会	4月
パソコン初心者講習会	5・9・11月
地域・子ども交流会	5・6・7・11・2月
第26回光発表会	10月
第16回光TALK	10月

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～3月
のびのび健康教室〈高齢者対象〉	5～7月
水と緑の講座〈武蔵野の自然と共に生きる〉	6～3月
FMもとまち放送局	6～3月
子ども陶芸教室	7～8月
幼い子のいる女性のための教室〈今、そしてこれからを見つめて〉	9～3月
教育講座〈学ぶってどういうこと〉	9～3月
園芸講座〈花とくらす〉	9・3月
パソコン初心者講習会	10～11月
水と緑のこども冒険クラブ〈もとまちの財宝を探せ!〉	12～2月
国際関係講座〈石油をめぐる国際関係〉	1～2月
親と子のエンジョイライフ〈絵本・語り・手遊びおもちゃの魅力にふれる〉	1～3月
もとまち防災・救急教室	3月
シネマクラブ〈太陽はどこに? 他〉	偶数月
シネマサロン	奇数月
地域で平和について考える集い〈21世紀 日本の再生? Part II〉	4月
講演会〈水辺の生き物と人間社会〉	10月
ふれあい散策〈小金井公園 / 吉野梅郷〉	9・3月
もとまち美術散歩〈五島美術館 他〉	10・3月
ふれあいまつり・もとまち	10月
公民館・図書館開館25周年記念映画祭	9月

並 木

ふるさと再発見〈農業体験講座〉	4～3月
ジュニアクッキングタイム	5～7・12～1月
子ども農業体験講座	5～7月
初級シニアパソコン教室	7月
10代のあなたに〈ドラマーへの道〉	7～8月
子ども陶芸教室	7～8月
並木子ども囲碁教室	7～8月
子ども茶道教室	9～11月
幼い子のいる女性のための教室〈子どもとともに育ちあおう〉	9～3月
こだわり講座〈男の料理〉	11～1月
ラッピング講座	1～3月
国分寺市北部地域の歴史と未来を語り合う会	1～3月
文化講演会〈砂川用水と新田開発 / こどもたちのライフハザード〉	6・1月
子ども劇場 〈初笑いトークマジック笑〉	1月
舞台行事〈風の音楽隊 / アルプホルンがやってくる〉	10・2月
陶芸小屋利用グループ懇談会	7・11・3月
第14回並木公民館まつり	5～6月
並木公民館子どもまつり	10月

平成16(2004)年度

本 多

ボランティア講座〈スタッフ養成セミナー〉	4～6月
異世代交流事業	4～3月
グループ活動講習会〈公民館活動と著作権〉	4月
60歳からのパソコン教室〈二中との交流事業〉	7月
地域を語るサロン〈みどりと花のあるまちを育てる〉	9～3月
幼い子のいる女性のための教室〈仲間とともに子どもの育ちを見つめる〉	9～3月
歴史講座〈多摩(国分寺)の歴史〉	10～11月
パソコン初級講習会	10～3月
文学講座〈朝鮮文学を訪ねて〉	1～3月
映画会〈アイス・エイジ / クイール〉	9・3月
講演会〈中国経済、表と裏〉	11月
シルクロード・コンサート〈スーパー二胡〉	1月
異世代交流シンポジウム〈子どもも大人も地域で育つ〉	2月
本多ウォーキング〈古墳群の存在する狛江を訪ねる〉	3月
地域会議	5・7・9・11・12・1・3月
くぬぎ青年教室	通年
第20回新緑まつり	5月

恋ヶ窪

ファミリー文化・健康講座	5～2月
伝統伝承講座〈武術「天然理心流」に挑戦!〉	5～7月

音楽講座〈ミュージックベル教室〉	5～7月
健康講座〈正しい姿勢で健康な毎日を〉	6～7月
日韓文化講座〈韓国文化と歴史・美術〉	7～8月
われら豆棋士	7月
夏休み子ども宿題教室	7～8月
幼い子のいる女性のための教室〈きらきらお母さん すくすく子どもたち〉	9～2月
環境講座〈恋ヶ窪エコライフセミナー〉	10～11月
女性講座〈原始、女性は太陽であった。いまは？〉	10～11月
伝統芸能講座〈民謡教室(入門)〉	1～2月
NPO講座〈NPOの今を学ぶために〉	3月
映画関係講演会〈いま、グレタ・ガルボをどう考えるか 他〉	7・2・3月
映画上映会〈めぐり逢い 他〉	6・11月
子ども映画会〈シートン動物記 他〉	3月
土曜散歩〈秋の両国界限を歩く 他〉	11・3月
恋ヶ窪ウォーキング〈新選組のふるさと探訪〉	4月
第26回恋ヶ窪公民館祭	5～6月

光

外国人のための生活日本語教室(昼・夜クラス)	4～3月
幼い子のいる女性のための教室〈子育てのこと、一緒に話し合ってみませんか〉	5～12月
外国を知る講座〈知られざる中東〉	6～7月
高齢者の健康づくり教室〈リズム体操〉	6～8月
くらしとまちをデザインする講座〈まちコミ通信の発行〉	6～3月
子どものための土曜サロン〈囲碁講座〉	9～11月
趣味実技講座〈木目込み人形〉	9～10月
社会問題講座〈私たちの生活と年金〉	10～11月
住民自主講座〈もっと知ろう熊野古道〉	10～11月
光ハイキング〈高畑 / 倉岳・本仁田山・大野峠 / 丸山〉	5・9・11月
野外講座〈早春のハケを訪ねませんか〉	2月
文化のつどい〈真夏の夜の音楽会〉	7月
P I K A ☆ R O C K 〈ライブ〉	7・12・3月
ジャズコンサート	10月
国際交流事業〈納涼パーティー 他〉	8・3月
パソコン講習会1・2・3	6・10・11月
第17回光トーク	10月
第27回光発表会	10月

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～3月
もとまちFM放送局	4～3月
フラワーアレンジメントを楽しむ	5～10月
写真講座	6～7月
水と緑の講座〈山仕事を楽しみ、里山を守る〉	6～3月
水と緑の子ども冒険クラブ〈カブト虫めっけ! 他〉	7・9・3月
子どもガラス工芸教室	7～8月
幼い子のいる女性のための教室〈親になるってどういうこと〉	9～3月

教育講座〈地域で子どもを育てる〉	10～3月
パソコン初心者講習会	10～11月
健康講座〈心のたるみは体のたるみ〉	10～11月
国際経済講座〈日本と世界経済〉	2～3月
地域と暮らしと公民館〈もとまち地域を知ろう〉	2～3月
防災・救急教室	1月
シネマクラブ〈戦場のピアニスト 他〉	偶数月
シネマサロン	奇数月
地域で平和について考える集い〈教育の再生はそこからしか始まらない〉	4月
ふれあい散策〈立川防災館 / 新選組のふるさと / 越生梅林〉	5・10・3月
美術散歩〈山種美術館他 / 庭園美術館他〉	6・11月
ふれあいまつり・もとまち	10月

並 木

ふるさと再発見〈農業体験講座〉	4～3月
ジュニアクッキングタイム	5～7・9～11月
子ども農業体験講座	5～7月
子どもスポーツチャンバラ教室	7～8月
子ども陶芸教室	7～8月
子ども囲碁教室	7～8月
北部地域の歴史と未来を語り合う会	7～11月
幼い子のいる女性のための教室〈子どもとともに育ちあおう〉	9～3月
子ども茶道教室	12～2月
初心者の陶芸教室	1～2月
男の料理教室	1～2月
文化講演会〈いま!あなたの食卓は警告する ほか〉	6・2月
子ども劇場〈人形劇〉	1月
並木小劇場〈シャンソンの集い / ガムラン音楽と舞踊〉	11・12月
陶芸小屋利用グループ懇談会	7・11・3月
第15回並木公民館まつり	5月
並木公民館子どもまつり	10月

平成 17 (2005) 年度

本 多

フラワーアレンジメント講座	4～5月
異世代交流事業〈子どもと大人の体験交流広場〉	4～3月
地域を語るサロン〈ハーブガーデンのデザイン〉	4～3月
シニア男性のための料理講座	5～6月
野草講座〈市内の雑木林の植物を楽しむ〉	6月
中学生に習う超初心者のためのパソコン教室	7月
幼い子のいる女性のための教室〈子育てについてともに語り合おう〉	9～3月
文学講座〈中国の現代文学入門〉	1～2月
歴史講座〈古代の日本列島と東アジア〉	2～3月
子ども自身が「自分を守る方法」を学ぶ	1月

映画会〈ムーミン / ブラザー・ベア〉	11・3月
講演会〈アメリカの対日経済戦略 他〉	7・3月
馬頭琴コンサート	2月
異世代交流シンポジウム〈子どもも大人も地域で育つ〉	2月
地域会議	5・7・9・11・12・1・3月
くぬぎ青年教室	5～3月
親と子の広場	4～3月
第21回新緑まつり	5月

恋ヶ窪

伝統伝承講座〈武術「天然理心流」に挑戦!2〉	5～7月
日韓文化講座〈韓国美術史に触れる〉	6～7月
夏休み子ども宿題教室〈万華鏡を作ろう!〉	7月
幼い子のいる女性のための教室〈新しい子育てスタイル考えてみませんか〉	9～3月
女性問題講座〈過去・現在…そして未来〉	10月
短歌入門講座〈短歌って、おもしろい!〉	10～12月
初級パソコン教室〈一中の先生と生徒から学ぶ〉	12月
環境問題講座〈地域の未来、地球の未来環境問題を考えよう!!〉	2～3月
社会問題講座〈日本で暮らす外国人〉	2～3月
防犯講座〈被害にあわないために〉	5月
防災講座〈大地震から、幸せを守るために〉	10月
シネマ恋ヶ窪上映会〈遠い雲 他〉	10・2・3月
シネマ恋ヶ窪講演会〈木下恵介が描いた日本の風景 他〉	7・12月
子どもの広場・子ども映画会〈しまじろうの消防隊〉	3月
恋ヶ窪ウォーキング〈中山道・板橋宿界限 他〉	4・11月
第27回恋ヶ窪公民館祭	6月

光

外国人のための生活日本語教室(昼・夜クラス)	4～3月
幼い子のいる女性のための教室〈子育て中の自分を見つめて〉	9～3月
外国を知る講座〈現代中国を考える〉	6～7月
高齢者の健康づくり(リズム体操教室)	9月
子ども将棋教室	8～10月
趣味実技講座(マジック講座)	10～11月
社会問題講座(アスベスト・介護保険他)	10～11月
住民自主講座(地域がのぞむ公民館)	10～11月
光ハイキング(扇山 / 百蔵山 / 九鬼山)	5・9・11月
野外講座(国分寺崖線散策)	7・9・11・2・3月
文化のつどい(真夏の夜の音楽会 タンゴ演奏)	7月
P I K A ☆ R O C K (ライブ)	7・12・3月
ジャズとシャンソンの夕べ	10月
国際交流事業(納涼パーティー)	8月
パソコン講習会	6・9・11・1月
そば打ち講座	2月
第18回光トーク	4～10月
第28回光発表会	10月

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～3月
FMもとまち放送局	4～3月
演劇体験講座	5～7月
高齢者問題講座	7～3月
水と緑の講座〈アウトドアを楽しみ里山を守る〉	6～3月
水と緑の子ども冒険クラブ〈この虫なにムシ〉	7月
幼い子のいる女性のための教室〈親になるってどういうこと〉	9～3月
第二の人生を生きる〈地域デビューのために〉	1～3月
韓国家庭料理に挑戦	1～2月
木彫りのカモを作ろう	2～3月
防災・救急教室〈地域歩き / 立川防災館〉	8・1月
国際関係講座〈イラク・アメリカと中国 他〉	7・12・3月
シネマクラブ〈ナビィの恋 他〉	偶数月
シネマサロン〈イタリアネオリアリズムについて 他〉	奇数月
地域で平和について考える集い〈世界情勢と日本の進路〉	5月
ふれあい散策〈塩船観音寺のつつじ 他〉	5・9月
もとまち美術散歩〈旧岩崎邸庭園 他〉	7・11月
地域会議	3月
ふれあいまつり・もとまち	10月

並木

ふるさと再発見〈農業体験講座〉	4～3月
ジュニアクッキングタイム	5～7・9～11月
子ども農業体験講座	5～7月
子どもスポーツチャンバラ教室	7～8月
子ども陶芸教室	7～8月
子ども囲碁教室	7～8月
スタッフ養成講座	5～7・10～12月
北部地域の歴史と未来を語り合う会	6～8月
幼い子のいる女性のための教室〈子どもとともに育ちあおう〉	9～3月
子ども茶道教室	12～2月
デジタルカメラ初心者教室	1～3月
男の料理教室	1～3月
文化講演会〈土の話 他〉	6・11月
子ども劇場〈人形劇〉	1月
並木小劇場〈クリスマスコンサート 他〉	12・2月
陶芸小屋利用グループ懇談会	4・7・8・12月
くぬぎ青年教室	10～3月
第16回並木公民館まつり	5月
並木公民館子どもまつり	10月

平成 18 (2006) 年度

本多

よみがえる古布たち	4～5月
スタッフ養成講座	4～6月
異世代交流事業〈子どもと大人の交流・体験広場〉	4～3月
講座 子どもと本	5～7月
ハーブ講習会	7・11・3月
中学生に習う超初心者のためのパソコン教室	7月
親子絞り染め教室〈Tシャツを染めよう〉	7～8月
夏休み子ども事業〈野菜で絵を描こう〉	8月
幼い子のいる女性のための教室〈子どもの育ち・大人の暮らし〉	9～3月
地域を語るサロン〈地域の安全・安心をつくろう〉	9～3月
人権講座〈当事者主権 当事者が社会を変える〉	10～12月
シニア対象講座〈地域で友だちになろう 国分寺を知ろう〉	10～12月
ロビーコンサート〈クリスマスの夕べ〉	12月
文学講座〈日本の文学者が見た中国〉	1～2月
歴史講座〈地域と列島の古代史〉	1～3月
グループ協働事業〈映画と講演 裁判員制度〉	3月
講演会〈日本財政の現状と私たちの暮らし 他〉	11・3月
地球音楽コンサート〈多民族楽器アンサンブル〉	2月
異世代交流シンポジウム〈地域の安全・安心を考える〉	3月
くぬぎ教室	4～3月
第 22 回新緑まつり	5月

恋ヶ窪

健康講座〈心もカラダも健康に!〉	6～7月
夏休み子ども教室〈裂き織り体験!〉	7月
幼い子のいる女性のための教室〈共に新しい子育てスタイルを考えませんか〉	9～3月
女性問題講座〈男も女も共に生きやすい社会を目指して〉	9～10月
ライフデザイン講座〈地元の暮らしを語ろう会〉	11～2月
広報紙づくり学習会	11月
防犯講座〈防ごう地域で 刑法犯罪・消費者被害〉	1～2月
環境問題講座〈ゴミ問題を考える〉	1～3月
初級パソコン教室〈一中の先生と生徒から学ぶ〉	2月
シネマ恋ヶ窪上映会〈雨に唄えば 他〉	5・8・2月
シネマ恋ヶ窪講演会〈映画でたどるシルクロード 他〉	7・11月
子ども映画会〈コロちゃんはどこ?〉	3月
恋ヶ窪ウォーキング〈国分寺崖線 よりみち散歩①〉	10月
第 28 回恋ヶ窪公民館祭	6月

光

外国人のための生活日本語教室(昼・夜クラス)	4～3月
幼い子のいる女性のための教室〈子育て中の自分をみつめて〉	5～12月
外国を知る講座〈世界の国々と日本の関わり方〉	6～7月
高齢者の健康づくり〈リズム体操教室〉	6月
地域還元講座〈ハワイアンダンス 他〉	8・10月
住民自主講座〈教育基本法再検証 他〉	10・11月
社会問題講座〈私たちの暮らし〉	11～12月
趣味実技講座〈オカリナ教室〉	2～3月
光ハイキング〈川苔山 大菩薩嶺〉	5・9月
パソコン講座	5・9・11・2月
P I K A ☆ R O C K 〈ライブ〉	7・12・3月
国際交流事業〈納涼パーティー〉	9月
文化のつどい〈ジャズコンサート〉	10月
子どもパテシェ	11月
団塊世代の初心者料理教室	12月
野外講座〈カタクリの里をたずねて〉	3月
第19回光トーク	4～10月
第29回光発表会	10月

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～3月
初心者料理教室	6～7月
水と緑の講座〈アウトドアを楽しみ、里山の自然を守る〉	6～3月
水と緑のこども冒険クラブ〈雑木林へ虫たちに会いに行こう〉	7月
竹馬・竹とんぼ・水鉄砲づくり	8月
地域を知る実践講座	9～11月
幼い子のいる女性のための教室〈子どもが幼い時期を楽しむために〉	9～3月
充実した後半生のために	9～2月
初級盆栽講座	1～3月
社会問題講座〈親の知らない子どもの世界〉	1～3月
ピラティスマットエクササイズ	1～3月
国際関係講座〈キリスト教文化と国際関係〉	11月
国際関係講座〈地球温暖化と国際関係〉	2～3月
公民館を考える講座	2月
シネマクラブ上映会〈阿弥陀堂だより 他〉	偶数月
シネマサロン〈黒澤明の脚本 他〉	奇数月
地域で平和について考える集い〈住民自治のまちづくり〉	4月
ふれあい散策〈芝桜の丘 他〉	4・11・3月
もとまち美術散歩〈江戸東京博物館 他〉	7・1月
もとまち防災教室	8・2月
学習会〈団塊の世代と地域のかかわり〉	9月
ふれあいまつり・もとまち	10月

並 木

ふるさと再発見〈農業体験講座〉	4～3月
ジュニアクッキングタイム	5～7・12～2月
子ども農業体験講座	5～7月
子どもスポーツチャンバラ教室	7～8月
子ども陶芸教室	7～8月
子ども囲碁教室	7～8月
スタッフ養成講座	4～6・1～3月
幼い子のいる女性のための教室〈子どもとともに育ちあおう〉	9～3月
音楽講座〈モーツァルトの室内楽曲〉	10～11月
子ども手品教室	1～2月
初心者男性の中華料理	1～3月
歴史講座〈中間管理職としての村役人と時代の推移〉	2～3月
文化講演会〈おいしく食べて健康に 他〉	8・3月
並木小劇場〈落語の時間〉	11月
子ども劇場〈人形劇〉	1月
子どもが学ぶ〈権利、自分を守る方法〉	3月
くぬぎ教室	4～3月
陶芸小屋利用グループ懇談会	6・11月
第17回並木公民館まつり	5月
並木公民館子どもまつり	10月

平成 19 (2007) 年度

本 多

くぬぎ教室スタッフ養成講座	4～6月
異世代交流事業〈子どもと大人の交流・体験広場〉	4～3月
くぬぎ教室	5～3月
中学生に習う初心者のためのパソコン教室	7月
幼い子のいる親のための教室〈子どものいる暮らし、今と未来〉	9～3月
地域を語るサロン〈地域の安全・安心をつくろうⅡ〉	9～3月
環境講座〈ゴミを減らして、未来を変えましょう!〉	10～11月
自分史入門講座〈心から心へのバトンタッチ〉	10～12月
講座〈東南アジアの近代文学ーミャンマー・ベトナム編〉	1～2月
講座・子どもの育ちを考える〈今大事にしたいこと〉	1～3月
人権講座〈家庭内の人権を考える〉	1～3月
歴史講演会〈大化の改新 他〉	6・12・3月
グループ協働事業〈絵画の世界に飛び込もう〉	2月
保育室学習会〈自分にとっての“活動”の意味を考える〉	2月
信時潔生誕 120 周年〈写真展と講演・コンサート〉	11月
第2回ロビーコンサート〈クリスマスの夕べ〉	12月
異世代交流シンポジウム〈子どもも大人も地域で育つ〉	3月
地域会議	5・7・9・11・12・2月

第 23 回新緑まつり	5 月
公民館の使用条例についての意見交換会	11・1・3 月

恋ヶ窪

地元の暮らしを語ろう会	4～3 月
熟年・高齢者のための生活安全講座	6～7 月
健康講座〈食は生きる源～よりよい人生のために〉	9～11 月
幼い子のいる親のための教室〈心と身体をリフレッシュ〉	9～3 月
女性問題講座〈女は常にワーキングプア パート労働を中心に〉	10～11 月
環境問題講座〈環境意識をわが町から世界へ〉	1～3 月
夏休み子ども教室〈エンジョイ イングリッシュ〉	7 月
恋ヶ窪ウォーキング〈国分寺崖線 よりみち散歩②〉	11 月
シネマ恋ヶ窪上映会〈にぎりえ / 武士の一分 他〉	6・9・1 月
シネマ恋ヶ窪講演会〈芭蕉の俳句と映画の関係 他〉	7・12・3 月
中庭コンサート	10・3 月
第 29 回恋ヶ窪公民館祭	5 月

光

三丁目のサロン	4～3 月
外国人のための生活日本語教室〈昼・夜クラス〉	4～3 月
幼い子のいる親のための教室〈子育て中の自分をみつめて〉	5～11 月
高齢者の健康づくり〈パドルジャークス体操〉	5～6 月
世界を知る講座	6～7 月
暮らしとまちを見つめる講座〈チョイむかし話、ききませんか〉	9～10 月
地域還元講座	8・11 月
住民自主講座〈あそびじゅつ〉	9・11・2 月
心理学講座〈自分と子どもの気持ちを学ぶ〉	11～12 月
趣味・実技講座〈プリザーブドフラワー〉	2～3 月
文化講座〈落語の世界〉	3 月
落語鑑賞会	3 月
P I K A ☆ R O C K	7・12・3 月
パソコン講座	6・9・11・2 月
光ハイキング〈百蔵山 / 小仏から高尾山〉	5・10 月
野外講座	5・2 月
ジャズフェスティバル	10 月
第 20 回光トーク	10 月
第 30 回光発表会	10 月

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～3 月
水と緑の講座〈山仕事を楽しみ、ハケと共に生きる〉	6～3 月
初心者料理で地域の仲間作り	9～11 月
水と緑のこども冒険クラブ〈雑木林でカブト虫たちと遊ぼう!〉	6・7 月
竹細工教室	8・9 月
幼い子のいる親のための教室〈子どもの育ちを考える〉	9～3 月

高齢者関係講座〈心穏やかに楽しく暮らす〉	11～3月
国際関係講座〈エネルギー問題と国際関係〉	11～12月
社会問題講座〈情報社会に生きる私たち〉	1～3月
シネマクラブ上映会〈三池・隠し剣鬼の爪・他〉	4・6・8・12・2月
シネマサロン	5・7・11・1・3月
地域で平和について考える集い〈今、主権者として考える〉	5月
ふれあい散策・もとまち美術散歩	11・3月
地域会議	4～3月
ふれあいまつり・もとまち	10月
第1回もとまちファミリー運動会	12月

並 木

ふるさと再発見〈農業体験講座〉	4～3月
くぬぎ教室	5～3月
ジュニアクッキング	5～7月・12～2月
子ども農業体験講座	5～7月・11月
音楽講座〈ベートーヴェンのピアノ・ソナタ〉	7～8月
子ども囲碁教室	7・8月
子どもスポーツチャンバラ教室	7・8月
子ども陶芸教室	7・8月
幼い子のいる親のための教室〈子育てを楽しむために〉	9～3月
舞台事業〈大人・子ども〉	11・1月
料理講座	1～2月
文学講座〈百人一首入門〉	1～2月
くぬぎ教室スタッフ養成講座	1～3月
社会問題講座〈地域で安心した暮らしを実現するために〉	2～3月
文化講演会〈農薬に頼らない農業技術・他〉	9・3月
第18回公民館まつり	5月
子どもまつり	10月

平成 20 (2008) 年度

本 多

くぬぎ教室スタッフ養成講座	4～6月
異世代交流事業〈子どもと大人の交流・体験広場〉	4～3月
くぬぎ教室	5～3月
中学生に習う初心者のためのパソコン教室	7月
幼い子のいる親のための教室〈子どものいる暮らし〉	9～3月
地域を語るサロン〈地域の安全・安心をつくろうⅢ〉	9～3月
科学を楽しむ講座〈国分寺市発宇宙への夢〉	11～1月
文学講座〈徒然草をもう一度〉	1～2月
人権講座〈息苦しい社会の背景を考える〉	1～2月
講演会〈新選組こぼれ話 他〉	7・12・2・3月
グループ協働事業〈絵画・歌〉	11・2月
ロビーコンサート〈クリスマスの夕べ〉	12月

異世代交流事業〈交流・発表会〉	2月
地域事業〈信時潔作品にふれる〉	3月
地域会議	4・6・9・11・1・3月
第24回新緑まつり	5月

恋ヶ窪

地元の暮らしを語ろう会	4～3月
生活安全講座〈安心して暮らす〉	6～7月
ステンドグラス講座	7月
夏休み子ども教室	7月
健康講座〈あなたに贈る健康ナビ〉	9～11月
幼い子のいる親のための教室〈身体を動かし元気アップ!〉	9～3月
パントマイム講座	9～10月
女性問題講座〈女性と戦争〉	10～11月
モザイク講座	12月
環境問題講座〈環境意識をわが町から世界へ〉	1～3月
春休み子ども教室	3月
恋ヶ窪ウォーキング〈国分寺崖線よりみち散歩パート③〉	10月
シネマ恋ヶ窪上映会〈喜びも悲しみも幾年月 他〉	6・11・1月
シネマ恋ヶ窪講演会〈外国映画における日本人〉	3月
子ども映画上映会	12月
第30回恋ヶ窪公民館祭	5月
中庭コンサート〈チャマメコンサート 他〉	10・3月

光

生活日本語教室	4～3月
三丁目のサロン	4～3月
幼い子のいる親のための教室	5～11月
パドルジャークス体操	5～6月
世界を知る講座〈身近な生活から見た世界〉	6～7月
野外講座〈野川の散策〉	6月
地域還元講座〈子ども体験教室〉	8・11月
くらしとまちを知る講座	10～11月
バードウォッチング体験教室	1～2月
親子育て講座〈楽しい子育てのために〉	1～3月
趣味実技講座〈天文を楽しむ〉	2～3月
地域懇談会	4・9・1月
光ハイキング〈大霧山 他〉	5・9月
あそびじゅつ	5・9・2月
初級パソコン講座	6・9・11・2月
ピカロック	7・12・3月
光文化のつどい〈ひかり寄席〉	10月
講演会〈豊かな心を育てる 他〉	2・3月
落語鑑賞会	3月
住民自主講座〈世界のお茶を楽しもう〉	3月
第31回光発表会	10月

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～3月
水と緑の講座	6～3月
家族を考える講座	6～7月
水と緑のこども冒険クラブ	6・7月
家族の老いについて考える講座	9～11月
初級竹細工教室	9月
幼い子のいる親のための教室〈地域で子育て仲間をつくろう〉	9～3月
国際経済講座〈世界の動向と日本〉	10～11月
季節の簡単手作りお菓子	12～3月
男声合唱講座	1～3月
公民館を考える講座	3月
シネマクラブ上映会〈あかね空 他〉	4・6・8・12・2月
シネマサロン	5・7・11・1・3月
地域で平和について考える集い	5月
ふれあい散策〈都電ぶらり旅 他〉	6・10月
もとまち美術散歩〈国立新美術館〉	2月
防災講座	2月
ふれあいまつり・もとまち	10月
もとまち公民館開館30周年記念事業	10・3月
地域会議〈ファミリー運動会 他〉	4～3月

並木

ふるさと再発見〈農業体験講座〉	4～3月
並木緑化作戦	4～8月
音楽講座〈弦楽四重奏曲〉	5～6月
子ども農業体験講座	5～7月
くぬぎ教室	5～3月
はじめの一步	6～12月
子どもクッキング〈ごはんの作り方〉	8月
幼い子のいる親のための教室〈育ち合う子育て〉	9～3月
料理講座	10～11月
てん刻入門講座	11月
文化講座〈身近な朝鮮渡来文化〉	12～1月
文学講座〈百人一首と源氏物語〉	1～2月
音楽講座〈What's a Jazz〉	1～3月
くぬぎ教室スタッフ養成講座	1～3月
社会問題講座〈ワーキング・プア〉	2～3月
農業講演会〈食の安全・地産～地消〉	8月
舞台事業〈珠玉の弦楽四重奏演奏会〉	7月
第19回公民館まつり	5月
子どもまつり	10月
開館20周年の集い	11月

平成 21 (2009) 年度

本 多

異世代交流事業	4～3月
地域会議	4～3月
くぬぎ教室	5～3月
中学生に習う初心者のためのパソコン教室	7月
地域を語るサロン〈自転車と仲良くできるまちを語る〉	10～3月
幼い子のいる親のための教室〈子どもと自分の暮らしを考えよう〉	10～3月
科学を楽しむ講座〈宇宙といのちの不思議〉	10～12月
文学講座〈御伽草子の世界〉	11～1月
人権講座〈子どもたちに今何が起きているか〉	2月
公民館を考える講座〈国分寺市の魅力をさぐる〉	2～3月
講演会〈奈良の都平城京の実像 他〉	6・10・3月
舞台行事・コンサート	12・3月
グループ活動講習会〈新しい印刷機の使用方法〉	4月
子ども平和映画会〈火垂るの墓〉	8月
異世代交流事業〈交流・発表会〉	2月
グループとの協働事業〈音楽・体操〉	2・3月
第 25 回新緑まつり	5月

※7月1日～9月30日 休館

恋ヶ窪

地元の暮らしを語ろう会	4～3月
心理学講座	4～6月
幼い子のいる親のための教室	6～11月
女性問題講座〈平和を願う女性たち〉	6～7月
健康講座〈毎日の健康を考える〉	6～7月
パソコン講座	8月
ステンドグラス講座	8月
環境問題講座〈守ろう国分寺の農と水〉	10～11月
文化講座〈はじめての香道〉	10～11月
恋ヶ窪ウォーキング〈国分寺崖線よりみち散歩パート④〉	11月
フラワーアレンジメント講座	3月
シネマ恋ヶ窪上映会〈街の灯 他〉	6・9・11・3月
講演会	
子ども映画上映会	8・3月
子ども教室〈夜空を散策してみよう 他〉	7・3月
中庭コンサート〈月夜の篠笛演奏会 他〉	10・3月
第 31 回恋ヶ窪公民館祭	5月
編集講座 (五館共催)	5～7月

※12月8日～2月22日 休館

光

生活日本語教室	4～3月
幼い子のいる親のための教室〈親と子のつながり〉	5～11月
パドルジャークス体操	5～6月
川柳講座	6月
世界を知る講座	6～7月
趣味実技講座〈合奏を楽しむ〉	7～10月
住民自主講座〈秋の星空天文を楽しむ〉	11月
くらしとまちを知る講座	2月
お父さん応援講座	2月
生活日本語教室スタッフ募集講座	2～3月
地域還元講座	7・8月
日食を眺めてみよう	7月
アニメの吹き替えに挑戦しよう	8月
文化のつどい～雅楽の調べ～	9月
野外講座〈武蔵野を歩く〉	4・6・9・11月
光ハイキング	6・10月
初級パソコン講座	6・9・11・2月
P I K A ☆ R O C K	7・11・3月
第 32 回光発表会・第 22 回光 T A L K	10月

※12月10日～1月20日 休館

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～3月
水と緑の講座	6～3月
水と緑のこども冒険クラブ	6・7月
市民がつくる講座〈ハーブティー入門〉	10月
幼い子のいる親のための教室〈仲間と過ごす学びの時間〉	5～11月
男声合唱講座 第二期〈歌でつなぐ地域の輪〉	5～10月
楽しく作る木版画教室	8～9月
国際関係講座〈アメリカを中心とした国際関係〉	7月
国際関係講座Ⅱ〈報道されない国や地域〉	10～11月
介護問題講座〈老いを支える人のために〉	9～11月
上映会〈おくりびと 他〉シネマサロン	4・5・6・8・9・11月
地域で平和を考える集い〈アーサー・ビナードさんと語ろう〉	5月
もとまち防災講座	11月
美術散歩〈ルオーの絵画と版画〉	6月
地域会議〈ファミリー運動会〉	4～3月
ふれあいまつり・もとまち	10月

※12月1日～3月31日 休館

並 木

農業体験講座	4～3月
子ども農業体験講座	4～8月・11月

料理講座Ⅰ・Ⅱ	4～5月・2月
くぬぎ教室	5～3月
はじめの一步	5～10月・11～3月
子ども料理教室	8月
幼い子のいる親のための教室〈子どもの成長を見つめる〉	9～3月
くぬぎスタッフ養成講座	10～11月
音楽講座〈18世紀末・19世紀前半のピアノ・ソナタを追う〉	11～12月
文学講座〈文学作品と多摩〉	1～3月
社会問題講座〈目まぐるしく変わる世界と日本〉	1～2月
エッセイ講座	2～3月
ほたる観賞の夕べ	6月
講演会〈地球温暖化と農業 他〉	10・12・2・3月
陶芸小屋利用グループ懇談会	5・7・12月
並木劇場〈人形劇 他〉	11・3月
並木公民館まつり	5月
子どもまつり	10月

平成 22 (2010) 年度

本 多

異世代交流事業〈子どもと大人の交流・体験広場〉	4～3月
地域会議	4～3月
くぬぎ教室	5～3月
初心者のためのオカリナ講座	5～7月
文学講座〈平家物語の世界〉	6～7月
中学生に習う初心者のためのパソコン教室	7月
市民協力事業〈初級ペンキ塗り講習会〉	8月
幼い子のいる親のための教室〈子どものいる暮らしを仲間と考えよう〉	9～3月
科学を楽しむ講座〈宇宙の事象と身近なものはつながっている〉	10～11月
地域を語るサロン	10～3月
人権講座〈子どもを取り巻く問題〉	10～11月
おはなしボランティア養成講座	1～3月
公民館を考える講座	3月
講演会〈奈良の大仏造立と古代史 他〉	6・11・3月
舞台行事・コンサート	12・3月
異世代交流事業〈交流・発表会〉	2月
グループとの協働事業〈語学・音楽〉	2月
第26回新緑まつり	5月

恋ヶ窪

心理学講座〈今のあなたに満足していますか〉	4～5月
健康講座〈食は健康をはぐくむ〉	6～7月
パソコン講座〈パソコンと友達になろう〉	8月
幼い子のいる親のための教室〈子どもの遊びを通じて〉	9～3月

趣味講座〈和紙ちぎり絵〉	9～10月
女性問題講座〈現代家族と女性〉	10～11月
恋ヶ窪ウォーキング〈武蔵国分寺、天平文化の跡を歩く〉	10月
文化講座〈消しゴム印講座〉	10～11月
定年後の生活を楽しむ講座	11～12月
環境問題講座〈農のあるまちづくりから歴史と自然を考える〉	1～3月
近現代講座〈軍拡の歴史から平和を考える〉	2～3月
趣味講習会〈絵手紙を描いてみよう〉	4月
シネマ恋ヶ窪上映会・講演会	5・6・7・10・11・2月
夏休み子ども教室〈月と夏の星座をみてみよう〉	7月
子ども映画上映会	8・12月
中庭コンサート〈音のなる木 他〉	9・3月
エコ手作り講習会	3月
第32回恋ヶ窪公民館祭	5月

光

デジカメ講習会	4月
外国人のための生活日本語教室	4～3月
幼い子のいる親のための教室〈私と子どもと仲間〉	5～11月
ガーデニング講座	6～9月
住民自主講座〈天文を楽しむ〉	9月
日々の健康づくり講座	10～11月
趣味実技講座〈書であそぼう〉	12～1月
男性のための食生活講座	1～2月
絵本講座	2～3月
お父さん応援講座	3月
地域還元講座	7月
P I K A ☆ R O C K	7・11・3月
文化のつどい〈無声映画と活動弁士〉	9月
初級パソコン講座	9・11月
野外講座〈奥多摩のむかし道〉	11月
講演会	3月
第33回光公民館まつり	10月
光TALK	10月

もとまち

コントラクトブリッジ入門	4～10月
無農薬で野菜を作る講座	4～3月
幼い子のいる親のための教室〈地域の子育てを仲間と話そう〉	5～11月
水と緑の講座	6～3月
水と緑のこども冒険クラブ	7月
国際関係講座Ⅰ〈混沌とした世界情勢と日本〉	7月
国際関係講座Ⅱ〈報道されない世界情勢と平和〉	11月
地球温暖化防止に取り組もう	10～11月
市民がつくる講座〈ハーブを楽しもう〉	11～12月
高齢者関係講座〈自分らしく生きるために〉	12～2月

楽しくエコ・ナチュラル家事	2～3月
上映会〈明日への遺言 他〉	4・6・9・11・2月
シネマサロン	5・11月
地域で平和を考える集い〈特派員が見た平和を創り出す人々〉	5月
ふれあい散策〈八王子絹の道を歩こう〉	5月
防災救急救命教室	9月
美術散歩〈府中市郷土の森博物館〉	2月
公民館を考える講座〈公民館をめぐる課題を共有する〉	3月
地域会議〈ファミリー運動会 わたしとふるさと国分寺市 他〉	4～3月
ふれあいまつり・もとまち	10月

並 木

農業体験講座	4～3月
子ども農業体験講座	4～7・11月
くぬぎ教室	5～3月
料理講座〈電子レンジで簡単ごはん〉	5～6月
語りの講座	7月
子ども料理教室	8月
はじめの一步〈スケッチ入門講座〉	9～10月
幼い子のいる親のための教室	9～3月
社会問題講座〈次世代エネルギー〉	11～12月
講座・子どもの育ちを考える	1～3月
料理講座〈お客様をお迎えしましょう〉	1～2月
実技講座〈手作りロケットを飛ばそう〉	2月
歴史講座〈鎌倉街道と恋ヶ窪〉	2～3月
文学講座〈万葉集を読む〉	2～3月
舞台事業〈バロック音楽〉	11月
講演会〈集中豪雨に見る雨の降り方の変化〉	1月
上映会〈雨の朝パリに死す〉	3月
陶芸小屋利用グループ懇談会	5・11月
並木公民館まつり	5月
子どもまつり	10月

平成 23(2011)年度

本 多

異世代交流事業〈子どもと大人の交流・体験広場〉	4～3月
地域会議	4～3月
くぬぎ教室	5～3月
幼児のための舞台行事	8月
文学講座〈平家物語の世界〉	9～11月
中学生に習うパソコン教室	7月
遺産相続について学ぶ	6月
幼い子のいる親のための教室〈子どものいる暮らしを仲間と考えよう〉	10～3月

科学を楽しむ講座<宇宙の事象と身近なものはつながっている>.....	9~11月
本町・本多を知る講座.....	1~3月
人権講座<子どもを取り巻く問題>.....	10~11月
読書支援講座.....	1~3月
公民館を考える講座.....	6月
講演会<木簡から読み解く平城京 他>.....	6・11・3月
舞台行事・コンサート.....	12・3月
異世代交流事業<交流・発表会>.....	2月
グループとの協働事業<語学・音楽>.....	2月
保育室活動 40 周年記念事業.....	11月
第 27 回新緑まつり.....	5月
グループ協働事業.....	2月

恋ヶ窪

心理学講座 <もう一人のわたし発見>.....	4~6月
幼い子のいる親のための教室<子どもにとって大切なこと>.....	6~2月
パソコン講座<はじめの一步>.....	8月
健康講座<今を生きるための健康>.....	9~10月
文化講座<くちぶえ講座>.....	10~11月
女性問題講座<家族って何だろう>.....	10~11月
文化講座<消しゴム印講座>.....	10~11月
定年後の生活を楽しむ講座.....	11~12月
公民館を考える講座.....	1~2月
農と食から地産地消を考える.....	1~3月
ペンキ塗り講習会.....	4月
シネマ恋ヶ窪上映会・講演会.....	6・9・10・11・2月
子ども映画会<ジャングル大帝他>.....	7月・12月
夏休み子ども教室<モーターの仕組み>.....	8月
中庭コンサート<琵琶の世界 他>.....	3月
キャンドル講習会.....	12月
講演会<琉球の歴史と文化>.....	2月
エコ手作り講習会.....	3月
第 33 回恋ヶ窪公民館祭.....	5月

光

外国人のための生活日本語教室.....	4~ 3月
幼い子のいる親のための教室<子どもを育て自分を育てる>.....	5~11月
講演会<児童憲章 ほか>.....	6・11月
地域還元講座<パソコン・エッチングほか4 グループ>.....	6・7・11・12・2月
ECO☆ROCK.....	7月
初級パソコン講座<エクセルほか>.....	9・11月
住民自主講座<天文を楽しむ>.....	10月
趣味実技講座<スケッチ入門>.....	10~12月
野外講座<狭山丘陵ハイキング>.....	11月
健康づくり講座<メタボリック解消>.....	11~12月
PIKA☆ROCK.....	12・3月

メディカルハーブの基礎知識	12～1月
郷土かるた講座	1～2月
布からみる世界の文化	2～3月
大人が楽しむ数学講座	2～3月
男性のための食生活講座	2～3月
お父さん応援講座	3月
文化のつどい〈江戸文化と講談〉	10月
第34 回光公民館まつり・第24 回光TALK	10月

もとまち

無農薬で野菜を作る講座	4～12月
写真を通して地域再発見	5～10月
水と緑の講座	6～3月
こども冒険クラブ	7月
幼い子のいる親のための教室〈地域の子育て仲間と話そう〉	9～3月
国際関係講座Ⅰ〈躍進する韓国企業の秘訣とその背景にあるもの〉	10月
国際関係講座Ⅱ〈もっと知りたいベトナム〉	2～3月
市民がつくる講座〈作って食べよう国分寺の味〉	11～12月
現代的な課題について考える講座〈震災防災対策 他〉	1～3月
ポジション式簡単似顔絵教室	1～3月
文化講座〈印象派の絵画の魅力を探る〉	1月
生き方を考える講座〈たくましく生きた江戸の女性たち〉	2～3月
もとまち防災講座	9月
グループ企画事業〈秋野菜でコンテナ菜園を楽しもう〉	9月
上映会〈おとと 他〉	4・6・8・11・12・2月
シネマサロン	5・11・2月
地域で平和について考える集い〈3.11 後の日本と世界経済の動向〉	5月
地域会議〈ファミリー運動会 他〉	4～3月
ふれあいまつり・もとまち	10月

並木

子ども農業体験講座	4～7・11月
農業体験講座	4～3月
くぬぎ教室	5～3月
実技講座〈木版画で浮世絵の技法〉	9～10月
幼い子のいる親のための教室〈子どもとの関係楽しんでますか〉	9～3月
防災講座	10月
講座「はじめの一步」〈西洋絵画〉	10～12月
影絵劇〈みなみのうみのおとぎばなし〉	12月
講演会〈運動法と健康法〉	1月
「くぬぎ教室」スタッフ養成講座	1～2月
人権講座〈「私」の中にある人権意識〉	1～3月
歴史講演会〈東京の都市計画と都市鉄道〉	2月
文学講座〈更科日記を読む〉	2～3月
陶芸学習会	3月
講演会〈沖縄について考える〉	3月

社会問題講座〈自分の暮らしの幸せ度〉	3月
子ども料理教室〈簡単料理〉	3月
公民館まつり	5月
子どもまつり	10月
並木芸術祭	11月

平成 24 (2012) 年度

本 多

異世代交流事業 (6種目)	6~3月
健康学習会〈熱中症・夏バテ対策を学ぼう〉	8月
地域会議	隔月開催
くぬぎ教室	5~3月
健康学習会〈熱中症・夏バテ対策を学ぼう〉	8月
幼い子のいる親のための教室〈子どもとの生活を仲間と考えよう〉	9~3月
文化講座〈日本人は何を食べてきたか〉	10月
文学講座〈闇に息づく男と女『今昔物語』〉	12月
3館共催 障害について考える講座〈教えて、知的障害のこと〉	10~11月
童話作家に学ぶ絵本作り〈くらしを絵本に〉	1~3月
人権講座〈高齢者がその人らしく生きていくために〉	11~12月
中学生に習う初級パソコン教室	7月
ロビーコンサート〈クリスマスの夕べ〉	12月
防災講座〈地域の防災意識を高めよう〉	2~3月
地域事業〈国分寺のむかしむかし〉	3月
新緑まつり	5月
グループとの協働事業	2月
グループ企画事業〈心理劇としての『椿姫』をめぐって 他〉	10・11・1月

恋ヶ窪

心理学講座〈私を変える〉	4月
くぬぎ教室	通年
幼い子のいる親のための教室〈絵本やわらべ歌からみえてくるもの〉	9~2月
環境問題講座〈食と地産地消 まちづくり〉	10~11月
夏休み子ども科学教室〈備長炭電池をつくろう〉	7月
パソコン超初心者講座〈はじめましてパソコン〉	8月
アロマ講座〈アロマで毎日いきいき〉	2~3月
牛乳パックの再利用でエコを体感しよう	3月
シネマ恋ヶ窪〈第三の男 鉄道員〉	9・3月
子ども映画会	7・12・3月
避難訓練	12月
中庭コンサート〈リコーダーデュオの夕べ〉	9月
恋ヶ窪公民館祭	5月
グループとの共催協働事業〈書道体験 / 国分寺の財政を知る / 初めての人の香道 / 茶の湯体験 / 初心者のための上手な写真の撮り方〉	10・11・1・2月
グループ企画事業〈消しゴムスタンプ入門〉	10~11月

光

外国人のための生活日本語教室	4~7月	9~12月	1~3月
幼い子のいる親のための教室〈子どもを育て自分を育てる〉			9~3月
地域還元講座〈パソコン入門 ほか7種目〉			各月
夏休み子どもクッキング〈給食を作って食べよう〉			8月
初級パソコン講座			11月
世界の文化〈地図を眺めて〉			3月
整理収納講座〈50代からのシンプルライフ〉			3月
男性のための食生活講座〈おひとりさまのどんぶりメニュー〉			2~3月
大人の社会科見学			5・1月
野外講座〈秋のハイキング〉			11月
PIKA☆ROCK			8・2月
お父さん応援講座〈野外料理を楽しもう ピザ焼きに挑戦しよう〉			9・3月
女性のための健康講座〈自然治癒力を高めよう〉			2月
日々の健康づくり講座〈75歳を健康で迎えるために〉			2月
普通救命講習会			2月
住民自主講座〈快適生活のための整理収納術 / 家庭でできる免疫力を上げる手当 / 油絵入門講座 / Let's 3 B 親子で体操〉			11・11~12・2月
光公民館まつり			10月

もとまち

園芸講座入門〈家庭でできる果樹栽培〉			5~9月
日本を知る I 〈世界に誇る芸術文化〉			6~7月
日本を知る II 〈世界に誇る伝統芸能〉			11~12月
現代的な課題〈癌について考えてみましょう〉			7~8月
幼い子のいる親のための教室〈地域の子育て仲間と話そう〉			10~2月
市民がつくる講座〈もったいないの一工夫〉			11~12月
親子で作る料理教室			8月
スクラップブックと小さな人形を作ろう			2月
公民館を考える講座			3月
シネマクラブ上映会〈たけくらべ / キタキツネ物語 / 非情城市 / 女帝〉			6・7・8・2月
シネマサロン〈魅惑の姑娘スター李香蘭の転生〉			12月
地域で平和について考える集い			5月
防災講座〈東元町一・二丁目防災まち歩き〉			10月
講演会〈憲法について考える〉			3月
避難訓練			3月
地域会議			隔月
ファミリー運動会			6月
ふれあいまつり・もとまち			10月
グループとの協働事業〈一日体験〉			6月

並 木

農業体験講座			4~3月
子ども農業体験講座			5~7月

くぬぎ教室	通年
実技講座〈ハーモニカを奏でてみよう〉	10~12月
子ども料理教室	8月
幼い子のいる親のための教室	10~3月
人権講座〈互いを尊重し、いい関係をつくる方法〉	1~3月
社会問題講座〈政権交代で何が変わるのか〉	3月
防災講座〈起震車乗車体験〉	10月
講演会〈『性』を子どもに伝えるために〉	1月
並木公民館まつり	5月
子どもまつり	10月
並木芸術祭	11月
グループ企画事業〈親子で楽しくリトミック講座〉	2月

(2) 五館共催事業

「公民館のつどい」の経過

「公民館のつどい」から「けやきの広場」へ

S58(1983)年、国分寺市の公民館は20周年を迎えた。国分寺市立公民館は、S48(1973)年に恋ヶ窪公民館が開館するときに改称し本多公民館となり、S58(1983)年に全面改築した。国分寺市の公民館は4館となり、全館で共通する問題を考える場の必要性を感じ、本多公民館の改築完成記念行事をきっかけに、「公民館のつどい」を開催することにした。

「公民館のつどい」は実行委員会形式で、第11回まで事務局は各館持ち回りで実施した。S63(1988)年に並木公民館ができ、国分寺市の公民館は5館になった。

H7(1995)年から、「けやきの広場」と名称を変え、H21(2009)年まで、試行錯誤しながら隔年で開催した。

「公民館のつどい」(第1回のみ「公民館を考えるつどい」)

回	年 月 日(曜) 会場 (事務局)	テーマ	分科会 課題別集会
1	S58(83)年 5月28日(土) 本多 (本多)	本多改築完成と公民館20年を記念して 第1回「公民館を考えるつどい」 公民館を考える～となりまちから見た国分寺の公民館20年のあゆみ	①みんなで作る手作り文化・みんなで育む伝統文化 ②公民館学習と地域グループ活動 ③利用しやすい公民館をつくるために
2	S59(84)年 6月17日(日) 本多 (光)	国分寺の公民館はいま国分寺市公民館20年のあゆみ	①公民館を拠点に学習・文化活動をする意味を考える ②利用者連絡会をめぐる現状と課題 ③最近の公民館をめぐる諸問題を通して市民のための公民館とは何かを問い直す ④連帯の輪を広げ北部に文化の館を
3	S60(85)年 7月14日(日) 恋ヶ窪 (恋ヶ窪)	市民のための公民館を求めて 分科会の報告を受けて「市民の求める公民館像」について語り合う	①北部地区公民館図書館づくり及び公民館における保育室のあり方について ②市民の望む社会教育施設とは ③社会構造の変化と公民館～法律やしぐみから
4	S61(86)年 5月25日(日) もとまち (もとまち)	あなたにとって公民館とは 今、学校に教育をとりもどすために～新しい学園(注:自由の森学園)にかける私の思い	①公民館の役割および北部とその後の問題点について ②地域課題と市民の学習 ③文化活動と公民館

回	年 月 日 会場(事務局)	テーマ	分科会 課題別集会
5	S62(87)年 6月21日(日) 本多 (本多)	あらためて公民館を語り合 う これまでの公民館活動と北 部地区公民館づくり	①北部地区公民館・図書館づくり ②社会・女・子ども～今、保育室をと もに考える ③文化・学習活動と公民館
6	S63(88)年 9月18日(日) 並木 (恋ヶ窪)	地域の学習・文化・交流の 輪を～並木公民館の開館を 祝って	第1部 ミニ劇場 「公民館・このすばらしきもの」 第2部 シンポジウム 「市民の暮らしと公民館」
7	H1(89)年 6月11日(日) 光 (光)	話し合いましょう 公民館 のこれからを～“生涯学習 社会”といわれる中で 講 演「ほんものの生涯学習と 公民館」	①女性の生き方と公民館保育室 ②まちづくりに果たす市民の役割と公民館 ③内藤・西町地区にも公民館を ④高齢化社会と公民館
8	H2(90)年 6月24日(日) もとまち (もとまち)	私たちの求める生涯学習と 公民館	①女性の生き方を考える ②まちづくりに果たす市民の役割と公民館 ③これからの社会教育施設 ④働く男性と公民館 ⑤高齢者や障害者が大切にされる社会 をめざして
9	H3(91)年 6月23日(日) 並木 (並木)	市民にとっての生涯学習と 公民館	①高齢者・障害者の福祉 ②親も子も生き生きとした暮らしをめざし て ③働く男性・女性と地域 ④子どもと社会教育施設 ⑤まちづくりにとりくむ市民と公民館 の役割
10	H4(92)年 6月7日(日) 本多 (本多)	いまこそめざそう！だれも が学びあい育ちあう公民館 シンポジウム「いまこそ めざそう！だれもが学びあ い、育ちあう公民館」	①女性の生き方を考える ②子どもと地域 ③働く人と公民館 ～増える休日と地域活動 ④高齢者・障害者の学ぶ場としての公 民館 ⑤仲間づくりでまちがみえる
11	H5(93)年 9月19日(日) 本多 (恋ヶ窪)	だれでも使える公民館をめ ざして	①公民館施設 ②何でも話せる分科会 ③公民館と学習権の保障

「けやきの広場」として再スタート

国分寺市の公民館は、昭和 63（1988）年に並木公民館が開館し、五館体制になった。

11 回を数えた「公民館のつどい」は、H7(1995)年からは隔年開催の「けやきの広場」として再スタートした。

「けやきの広場」は、地域における学習・文化活動や自主活動にかかわる課題を話し合い、交流し、考えあうことを目的にして公民館が開催した。

「けやきの広場」

回	年 月 日(曜) 会場(事務局)	テーマ	分科会 課題別集会
1	H7(95)年 12月9日(日) 光(光)	集まろう 話そう 創ろう 全体会 なし	①わたしたちの声をまちづくりに生かす ②戦後 50 年「住民主体の教育を創る」 ③だれでも安心して暮らせるためには ④「終わらない日常」を生きる知恵
2	H9(97)年 12月14日(日) もとまち (もとまち)	出会い…、そして語 り合い 全体会 なし	①市民によるワークショップだ ②憲法・教育基本法 50 年 「競争から共生へ」教育を誰がどう改革するのか ③社会教育としての「生活日本語教室」のあり方 ④「水の楽しさ」 ⑤力を合わせて人権の生きるまちを創る～自己決定と参加の地域社会を ⑥どう変わるのか都立高校
3	H11(99)年 11月28日(日) 並木(並木)	未来への発信 企画紹介とビデオ 『轍』(東京都公民 館連絡協議会製作) 上映	①構成イベント～わがまち'89 国分寺崖線に暮らす ②学習会「国分寺市防災計画」 ③シンポジウム「市民の目から行財政を見る」 ④パネルディスカッション～「市民が主人公」の生涯学習計画を願って ⑤ワークショップ～まわりのみどりは増えた？減った？ ⑥講演&樋口健二写真展 「何が東海村で起きたか」
4	H13(01)年 12月9日(日) 本多(本多)	交流 発見 創造 課題別集会と展示、 交流会	①「明日につなげよう公民館保育室の輪」 ②子どもを育てること ③国分寺のまちづくりをどうするか ④ストレスと健康 ⑤世界を変える新しいエネルギーって何？ ⑥国分寺崖線を理解するために ⑦くぬぎ青年教室へようこそ ⑧朗読劇と講演「人づくり」と教育 ⑨子ども参加のまちづくりとは？ ⑩音楽グループ発表会 ⑪絵手紙の展示と講演 ⑫カルメ焼きの実演と農作物販売

回	年 月 日(曜) 会場(事務局)	テーマ	分科会 課題別集会
5	H15(03)年 9月7日(日) 本多(恋ヶ窪)	つなげよう つみ あげよう 国分寺の公民館 ～過去・現在・未来	①国分寺発～東京 X 物語 ②本当に必要な子育て支援とは ③日本の教育を考える ④カルメ焼の実演と農作物販売 ⑤イラク戦争と劣化ウラン兵器 戦禍のイラクを歩いて ⑥ハケの不思議発見 ⑦地方分権と市民参加のあり方 ⑧みずぐの世界
6	H18(06)年 1月21日(土) 光(光)	出会い ふれあい 学びあい～地域を 開く公民館 全体会 ともに語 ろう 公民館	①この国のゆくえ ②こうありがたい公民館 ③子どもも大人もびっくりの昆虫の話 ④地域の教育力ってなあに！ ⑤教育基本「改正」を考える ⑥「育児は一人でがんばらないで！」というけれど
7	H19(07)年 11月17日(土) ⑥はさわやかプ ラザもとまち (もとまち)	出会い ふれあい 学びあい～みんな の公民館 全体会 長期総合 計画と公民館	①国分寺崖線の環境保全 ②地域社会を活性化する農業体験 ③社会教育に関連する法律の「改正」と国分寺の公民館のこらから ④今後の地方自治と住民参加・協働 ⑤退職後を地域で豊かに暮らそう ⑥武力で平和は作れない
8	H21(08)年 11月28日(土) 並木 五中 北町地域セン ター(並木)	出会い ふれあい 学びあい～公民館か らはじめよう 全体会 「国分寺の 公民館が大事にし てきたこと 大事 にしたいこと	①守ろう国分寺の緑と農業 ②身近にあるよ「地域文庫」「家庭文庫」 ③楽しいグループ活動 ④核兵器のない平和をめざすオバマ大統領、私 たちも思いを重ねましょう ⑤社会の変化と公民館 ⑥指定管理者とは 市民への影響を考える

第8回で「けやきの広場」は終え、H22年度から職員で「(公民館開館)50周年事業」の準備を始めた。5館共催事業としては、H21(2009)年度から、「市民とつくる“けやきの樹”」として、公民館だよりの市民協働編集をめざして、学習会を開催し、市民編集の公民館だよりを試行した。

国分寺市立公民館保育室の 40 年

年度	月	主なできごと
'63(S38)	4	国分寺町公民館（現本多）開館
'71(S46)	11	教育講座参加者から保育要求出され保育を実施する
'72(S47)	4	保育者賃金を予算化（主催と自主グループの保育開始）
	9	「公民館附属保育施設設置に関する陳情」（⇒採択）
	10	保育グループから市長へ「附属保育施設についての要望書」
	3	市長と本多児童館内へ公民館保育室の設置についての覚書を交わす
'73(S48)	4	恋ヶ窪公民館開館
'74(S49)	5	本多児童館内に公民館保育室設置
	5	恋ヶ窪で主催講座の保育を開始
'75(S50)		本多「保育室を考える会」定例化
	10	光公民館開館（専用保育室設置）
'77(S52)	1	東京都公民館大会に「保育室分科会」が設けられる
'78(S53)	9	もとまち公民館開館（専用保育室設置）
	10	光のグループが「自主グループ保育者賃金に関する要望書」提出
	2	光保育室だより『陽だまり』創刊
'79(S54)		本多『保育室だより』創刊
		東京都公民館大会で国立市が『学習としての託児』のレポート
'80(S55)		もとまち保育室だより『めだか』創刊
		恋ヶ窪自主グループ保育開始
	1	東京都公民館大会で国分寺市がレポート
		四館の保育者合同研修開始

年度	月	主なできごと
'81(S56)	7	本多公民館仮設へ移転
'82(S57)	9	光の自主グループから「保育者賃金増額要望書」
	12	もとまちの自主グループから公民館保育室保育者賃金増額に関する陳情(⇒採択)
'83(S58)	7	本多公民館改築完成(専用保育室設置)
	12	行財政改革案出る
	12	四館自主グループ合同の「公民館保育室に関する陳情」(⇒採択)
'84(S59)	6	国分寺市公民館のつどいで「公民館保育室から学んだもの」のレポート
	10	恋ヶ窪公運審「恋ヶ窪公民館の保育室のあり方について」答申
'86(S61)	10	四館保育室利用グループから並木公民館建設検討委員会へ専用保育室設置についての要望書(1月に教育長あてにも再提出)
	11	並木公民館の建築原案に保育室が図書館のおはなし室と兼用案が出される
	1	もとまち公運審「婦人の学習と公民館保育室」答申
	3	恋ヶ窪の自主グループ「専用保育室設置(和室)改築予算に関する陳情」(⇒採択)
'87(S62)		恋ヶ窪の保育室(和室)改装
'88(S63)	8	並木公民館開館(専用保育室設置)
	3	光公運審「保育室貸し出しの基本的な考え方」提言
'89(H1)	11	光『公費保育外利用規程』作成
		五館の公民館保育室利用者の「国分寺市公民館保育室の会」発足
	12	もとまち公運審「もとまち公民館保育予算の見積書通りの実現に関する要望書」
'90(H2)	11	国分寺市公民館保育室の会から教育長へ保育者賃金増額要望書提出
'93(H5)	4	保育者賃金予算五館合計 10,121,000 円
'93(H5)	4	保育者賃金予算五館合計 10,121,000 円
		光の改築中は西町プラザ・ひかりプラザ・西町体育室を使って保育

年度	月	主なできごと
'95(H7)	4	光公民館改築完成（保育室改装）
'96(H8)	4	保育者賃金予算が主催と自主グループに分けて計上される
	12	行政改革検討委員会中間答申出される（保育の利用者負担）
'97(H9)	7	国分寺市行政改革の推進について（答申）
'98(H10)	6	行政改革実施計画 ①自主グループ保育の検討 ②保育室の一般開放
	3	公民館体制検討委員会の報告
'99(H11)	9	『国分寺市立公民館保育室運営規程』制定
'00(H12)	4	『国分寺市立公民館保育室使用実施細目』制定
'01(H13)	4	4年連続保育者賃金予算五館合計 6,893,000 円計上
	12	“けやきの広場”で「保育室30周年記念のつどい」開催
'06(H18)	4	保育者賃金、主催と自主一本で計上 6,419,000 円
'09(H21)		五公民館で耐震工事を中心とした改修工事実施。休館中は保育室も休み
'10(H22)	4	恋ヶ窪に保育室設置。それにともない実施基準一部改正
'11(H23)	11	保育室活動40周年記念事業開催
'12(H24)	4	保育者賃金 五館合計 8,043,000 円
'13(H25)	4	事業費50%削減で保育者賃金は五館合計 5,217,000 円

※『保育室40年のあゆみ』（H24年3月発行）から

「くぬぎ教室」のあゆみ

年度	主 な 動 き
'70(S45)	くぬぎ教室前身「卒業の会」が発足。対象 市立第二中学校G組卒業生
'75(S50)	「手をつなぐ青年教室」と名称変更し、本多公民館（以下本多）職員1人が関わる
'76(S51)	「くぬぎ青年教室」と名称変更し、本多公民館主催とする
'77(S52)	対象を二中G組卒業生に限らず、市内在住の軽度の知的障害を持つ青年とする。スタッフ制度の導入。保護者会を開始
'79(S54)	養護学校義務設置に伴い、くぬぎ青年教室へも重度の障害者の参加が増える
'7(S62)	参加者が45人となり、重度の参加者も増えたため、担当職員を2人とする
'94(H6)	本多公運審に諮問「くぬぎ青年教室の事業運営について」（翌年答申）
'95(H7)	11月、くぬぎ青年教室『20周年記念誌』発行
'99(H11)	スタッフと保護者の交流を目的に、保護者会をスタッフ主催で実施。手をつなぐ親の会から、教室増設の要望書の提出あり（公民館でもう一か所教室の開設）
'02(H14)	教室参加者が60人となり、安全な教室運営に支障があるため新規募集を中止。教室分割等の課題解決のため、保護者会を本多主催に変更。本多公運審諮問・答申「知的障害者のための公民館事業のあり方について」。合職で「くぬぎ青年教室の現状と課題」を報告し、教室の分割は5公民館の課題とすることを確認
'03(H15)	教室分割に向けて本多・並木で担当職員会議を毎月実施する。 保護者会で市域を東西に分割することを説明し、並木で試験的に活動を行うことを確認。合職で、地域的な理由・建物の構造から並木に教室を開設することを確認。 ボランティア養成講座「知的障害者青年教室スタッフ養成セミナー」実施
'04(H16)	手をつなぐ親の会から、教室増設の要望書の提出あり（職員体制および並木への増設）。保護者会で分割の地域割りについて説明。西部地区の保護者会で並木までの交通の不便さが課題となる。並木公運審諮問・答申「知的障害者のための青年教室の並木公民館での実施について」
'05(H17)	並木くぬぎ青年教室始まる、16人。これに伴い本多くぬぎ教室は30人となる（5月本多公民館で開講式、6～8月は本多へ集合しバスで並木へ。午前中の活動後バスで本多へ戻り合同で活動。9月本多と合同で「合宿」。 10月から並木単独で活動開始。3月本多と合同で「発表会」。なお農業体験講座をはじめ公民館利用グループにも関わってもらえるようにする。本多職員1人とスタッフ8人が応援で並木くぬぎ教室に1年間従事する。 くぬぎ教室実施要綱制定。並木くぬぎ教室のサロンは本多教室で実施。 スタッフ会議は本多・並木合同で実施
'06(H18)	本多・並木ともに新参加者募集再開（本多3人、並木2人の応募あり）。 くぬぎ青年教室の名称を「くぬぎ教室」と改称。並木教室サロン始まる。 くぬぎ教室実施要綱一部改正（スタッフの謝礼を明記）。 3月くぬぎ教室30周年誌『くぬぎとわたしたち』発行

年度	主 な 動 き
'07(H19)	合宿は本多・並木でそれぞれ別々に行くようになる。並木教室サロンは公民館調理室で隔月に実施する（年1回はレストランで食事会）
'08(H20)	合同職員会議（以下合職）で並木くぬぎ教室開設までの動きを説明。
'9(H21)	本多・並木で「第3のくぬぎ教室」について協議開始（恋ヶ窪館長も参加）。合職で本多・並木くぬぎ教室の現状と課題を説明。3月の発表会に恋ヶ窪・光・もとまちの職員も参加。年度末会議（本多・並木合同）は1日の実施
'10(H22)	教室参加者、本多は定員一杯（40人）、並木はオーバーとなる（27人）。「スタッフ会議」が本多・並木各館実施となる（年度末会議と運動会・発表会の前は合同で実施）。第3のくぬぎ教室について「手をつなぐ親の会」正副会長と話し合い（6/14.9/2）。 第3のくぬぎ教室についてスタッフと協議（並木7/4）。並木公運審答申「並木公民館における公民館事業のあり方について」（8/31）。恋ヶ窪公民館（以下恋ヶ窪）で「並木くぬぎ教室」を実施（10/3）。第3のくぬぎ教室について恋ヶ窪職員も交え担当で協議（10/14開始）。本多公運審答申「本多公民館くぬぎ教室の今後のあり方について」（10/29）。手をつなぐ親の会より「くぬぎ教室増設に関する要望」の提出（11/15）。合職で第3のくぬぎ教室に向けた内容を具体的に報告協議（12/20）。恋ヶ窪公運審で第3のくぬぎ教室について説明協議（1/11）。合職で第3のくぬぎ教室を恋ヶ窪で実施することを確認（2/21）。年度末会議で、来年度から合同行事（運動会・発表会）は本多・並木別々で実施することを確認
'11(H23)	本多くぬぎ教室定員オーバーとなる（43人）。恋ヶ窪公運審へ諮問「恋ヶ窪公民館における公民館事業のあり方について」（5/10）。保護者会で第3のくぬぎ教室について説明（7/15）。担当職員で恋ヶ窪くぬぎ教室について協議開始（8/26）。以下恋ヶ窪くぬぎ教室について説明する ①手をつなぐ親の会（8/26.11/8）。②合職（10/17）。③本多・並木公運審（11/8.10）。④スタッフ（11/13）。⑤臨時保護者会（12/2）。スタッフ研修会「東日本大震災後の知的障害者と家族への支援」実施（10/29）。恋ヶ窪くぬぎ教室、来年9月からの実施を確認。また5年後の自主化についても徐々に考えていくことを確認。年度末会議、本多・並木各館別々に実施。 実施要綱改正：主な改正点→恋ヶ窪くぬぎ教室増設のこと、参加者を「市内在住者」に限る
'12(H24)	本多・並木ともに軽度（4度）の参加者を中心に活動する「ステップアップコース」開始。なおこのコース参加者は5年後に恋ヶ窪くぬぎ教室へ移る。東京都へ「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の申請。新規参加者は7月に募集。6月のくぬぎ教室に恋ヶ窪公民館職員が参加。恋ヶ窪くぬぎ教室関係者（参加者・スタッフ・職員）顔合わせ会の実施（7/8）。恋ヶ窪くぬぎ教室初回実施.13人（9/9）。これに伴い各館の参加者は減る（本多29人・並木21人）

4 公民館運営審議会

(1) 公民館運営審議会答申・要望・意見書等一覧

本 多

任 期	名 称 (年・月)
4 期 S43.4～45.3	「公民館の改築について」 (答申) (S45.3)
6 期 S47.4 ～49.3	「国分寺市公民館使用条例の改正に関する答申」 (答申) (S49.3)
7 期 S49.4～51.3	「仮称市立西部地区図書館開館についての要望書」 恋ヶ窪 1 期合同 (要望書) (S50.2) 「自主グループ援助のあり方について」 (答申) (S50.10)
8 期 S51.4～53.3	「国分寺市立本多公民館改築についての答申」 (答申) (S52.6) 別冊「国分寺市立本多公民館の改築について」
9 期 S53.4～55.3	「本多公民館改築中の活動の保障についての要望」 (要望書) (S54.2)
10 期 S55.4～57.3	「改築中の本多公民館運営について」 (答申) (S55.10)
11 期 S57.4～59.4	「本多公民館長の異動についての意見書」 (意見書) (S57.7) 「後任館長の任命についての意見」 (意見書) (S57.7) 「本多公民館の運営のあり方について」 (答申) (S57.12)
12 期 S59.4～61.4	「地区公民館としての本多公民館の事業のあり方について」 (答申) (S61.3)
15 期 H2.4～4.4	「国分寺市立本多公民館運営に関する諸問題について」 (提言書) (H4.4)
16 期 H4.4～6.4	「公民館運営審議会の研修に関する要望書」 (五館運営審議会委員長連名) (H5.2)
17 期 H6.4～8.4	「“くぬぎ青年教室”の事業運営について」 (答申) (H7.10) (この間、1Fロビー喫茶コーナー設置についての議論中心)
19 期 H10.4～12.4	「国分寺市立本多公民館利用アンケートまとめ」 (H12.3) 「市民に期待される公民館事業・公民館と青少年について」 (建議) (H12.4)
20 期 H12.4～14.4	「国分寺市立本多公民館館長任命についての意見書」 (意見書) (H13.2)
21 期 H14.4～16.4	「知的障害者のための公民館事業のあり方について」 (答申) (H15.2)
22 期 H16.4～18.4	「地区独立館としての本多公民館のあり方について」 (答申) (H18.2) 「国分寺市立本多公民館長任命についての意見書」 (意見書) (H18.2)

任期	名 称 (年・月)
23 期 H18.4～20.4	「国分寺市立本多公民館館長任命についての意見書」 (意見書) (H19.2)
24 期 H20.4～22.4	「本多公民館の改善課題について」 (答申) (H21.9)
25 期 H22.4～24.4	「本多公民館 “くぬぎ教室” の今後のあり方について」 (答申) (H22.10)

恋 ケ 窪

任期	名 称 (年・月)
1 期 S49.4～51.3	「恋ケ窪公民館における休館日および利用時間のあり方について」 (答申) (S50.2)
4 期 S55.4～57.3	「国分寺市立恋ケ窪公民館の増改築について」 (答申) (S56.9)
6 期 S59.4～61.3	「恋ケ窪公民館の保育室のあり方について」 (答申) (S59.10)
8 期 S63.4～H2.3	「国分寺市立恋ケ窪公民館 (図書館) の改築について」 (答申) (H2.3)
12 期 H8.4～10.3	「今後の恋ケ窪公民館事業のあり方について ～小中学校の児童生徒の利用の仕方について」 (答申) (H9.9)
14 期 H12.4～14.3	「恋ケ窪公民館における文化事業への取り組みについて」 (答申) (H13.9)
16 期 H16.4～18.3	「地区公民館としての恋ケ窪公民館のあり方について」 (答申) (H18.3)
19 期 H22.4～24.3	「これからの恋ケ窪公民館のあり方について ～誰でも利用しやすい公民館を目指して」 (答申) (H23.5)

光

任 期	名 称 (年・月)
1 期 S53.4～55.3	「公民館運営審議会委員管外研修に公民館職員の参加を求める件」(要望書) (S53.10) 「地区公民館としての光公民館運営のあり方について」(答申) (S55.3)
2 期 S55.4～57.3	「光公民館職員増員要望書」 (S56.5)
3 期 S57.4～59.3	「館長人事について」(意見書提出2回) (S58.7)
4 期 S59.4～61.4	「地域住民の生活と光公民館の役割について」(答申) (S61.3)
5 期 S61.4～63.4	地域住民の生活と光公民館の役割についてⅡ ～子どもに関する地域の諸活動と光公民館」(答申) (S63.3)
6 期 S63.4～H2.4	「光公民館保育室の貸し出しについての基本的な考え方」(提言) (H元.3) 「光公民館施設・設備改善のための課題について」(答申) (H2.3)
7 期 H2.4～4.4	「国分寺市立光公民館増改築構想について」(答申) (H3.3) 「光公民館における生涯学習の課題について」(答申) (H4.3)
8 期 H4.4～6.4	「国分寺市立光公民館・図書館の櫛の移植を求める要望」(H4.9) 「館長人事に関する意見書」2回 (H5.3) 「国分寺市立光公民館増改築中及び増改築後の運営について」(答申) (H5.3) 「国分寺市立光公民館増改築中の職員体制についての要望」(H6.3)
9 期 H6.4～8.4	「光公民館増改築後の職員増員の要望書」(H6.11) 「国分寺市立光公民館増改築後の公民館運営について」(答申) (H7.5) 「光公民館長人事に関する意見書」(H8.3)
10 期 H8.4～10.4	「生涯学習審議会の発足に向けて」(要望) (H8.8) 「これからの光公民館のあり方について 公民館らしさを求めた7つの提言」(提言) (H10.4)
11 期 H10.4～12.4	「地域に住む外国人に対する公民館事業のあり方について ～生活日本語教室等を中心にして」(答申) (H11.3) 「運営審議会委員の人数・定例会の回数に関する要望書」(H11.12) 「館長人事に関する要望書」(H12.3)
12 期 H12.4～14.4	「これからの国分寺市立光公民館のあり方について ～地区独立館体制を考える」(答申) (H14.3)
13 期 H14.4～16.4	「館長兼任問題を考える(意見書)」(H14.12) 「光公民館館長人事に関する意見書」(H15.4)

任 期	名 称 (年・月)
14 期 H16.4～18.4	「光公民館の職員体制に関する要望」 (H16.11)
15 期 H18.4～20.4	「国分寺市立光公民館館長任命についての意見書」 (H18.12) 「新しい地域の創造をめざして～地域懇談会の記録～」 (H20.4)
16 期 H20.4～22.4	「光公民館館長人事についての意見書」 (H20.12)
17 期 H22.4～24.4	「地域公民館としての光公民館の理念と役割について」 (H23.7) 「光公民館館長人事についての意見書」 (H24.2)

もとまち

任 期	名 称 (年・月)
2 期 S56.3～58.2	「もとまち公民館の会場利用のあり方について」 (答申) (S57.12)
3 期 S58.2～60.2	「もとまち公民館の事業のあり方について」 (提言) (S60.2)
4 期 S60.3～S62.3	「Ⅰ住民参加と公民館事業 Ⅱ婦人の学習と公民館保育」 (答申) (S62.1)
5 期 S62.4～64.3	「もとまち公民館の施設・備品の改善に関する要望書」 (S63.11)
6 期 H 元.4～H3.4	「もとまち公民館職員増員に関する要望書」 (H 元.10) 「もとまち公民館保育室予算の見積書通りの実現に関する要望書」 (H 元.10) 「もとまち公民館長異動についての意見書」 (H2.4) 「Ⅰ生涯学習社会におけるもとまち公民館の役割と住民主体の公民館運営 Ⅱ職員体制の課題」 (答申) (H3.3)
7 期 H3.4～H5.4	「もとまち公民館長異動に関する意見書」 (H5.3)
8 期 H5.4～7.4	「もとまち公民館の利用に関するアンケートと集計の分析」 (H7.4)
9 期 H7.4～9.4	「国分寺市行政改革検討委員会中間答申に関する意見書」 (H8.12)
10 期 H9.4～11.4	「国分寺市行政改革推進についての答申に関する要望書」 (H10.1)
11 期 H11.4～13.4	「今後 10 年間の目標と展望づくりのために社会が大きく変化する中で、今後、地域住民や利用者にとってより身近な施設になるために、もとまち公民館が果たす役割と課題」 (答申) (H13.4) 第 12 期公運審委員へのご要望 (H13.5)

任 期	名 称 (年・月)
11 期 H11.4～13.4	「今後 10 年間の目標と展望づくりのために社会が大きく変化する中で、今後、地域住民や利用者にとってより身近な施設になるために、もとまち公民館が果たす役割と課題」(答申) (H13.4) 第 12 期公運審委員へのご要望 (H13.5)
12 期 H13.5～15.4	「館長人事に関する要望書」(H14.3) 「第 13 期公運審委員への要望」(H13.5)
13 期 H15.5～17.4	「第 14 期への申し送り事項」(H17.4)
14 期 H17.5～19.4	「公民館の利用者層の拡大について」(答申) (H19.3)
15 期 H19.5～21.4	「第 16 期への申し送り事項」(H21.4)
16 期 H21.5～23.4	「講座終了後のグループとのかかわりについて」(答申) (H23.2) 「16 期から 17 期への申し送り事項」(H23.4)
17 期 H23.5～25.4	「施設利用率を上げるための施設での工夫について」(答申) (H25.5)

並 木

任 期	名 称 (年・月)
2 期 H2.11～4.11	「地域公民館としての並木公民館のあり方について」(答申) (H4.6)
3 期 H4.11～6.11	「並木公民館における禁煙の対応について」(答申) (H6.6)
4 期 H6.11～8.11	「地域と青少年のかかわりと公民館について」(答申) (H8.9)
6 期 H10.11～12.11	「学校完全 5 日制の実施に向け、子どもたちの余暇活動と並木公民館の果たす役割について」(答申) (H12.9)
8 期 H14.11～16.11	「知的障害者のための青年教室の並木公民館での実施について」(答申) (H16.9)
11 期 H20.11～22.11	「並木公民館における公民館事業のあり方について」(答申) (H22.8)
12 期 H22.11～24.11	「要望書」(H24.10)
14 期 H26.11～27.4	「要望書」(H27.1)

(2) 公民館運営審議会の流れと五館交流会のテーマ

国分寺市の公民館運営審議会は、昭和 38(1963)年国分寺町公民館が開館した直後、社会教育委員と兼任の 15 人の委員でスタートした。S43('68)年には社会教育委員との兼任を解き、老朽化した公民館（現本多公民館）の改築を諮問した。

S48('73)年に恋ヶ窪公民館が開館し、国分寺市公民館は本多公民館と改称した。一年間は一つの運営審議会で協議したが、翌年恋ヶ窪公民館運営審議会を設置し、各館委員を 10 人ずつとした。

S53('78)年、S50('75)年開館の光図書館会議室を光公民館と改称し、光公民館運営審議会を条例設置し、各館の委員定数を 8 人とした。もとまち公民館も開館にともない、S54('79)年 2 月に第一期もとまち運営審議会委員を委嘱した。S63('88)年 8 月に並木公民館が開館し、同年 11 月第一期並木公民館運営審議会委員を委嘱した。

H12('00)年 4 月、「社会教育法」の改正にともない、委員の選出区分が撤廃された。合わせて「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」を改正し、委員の各館配置を明記し、各 7 人ずつとした。

各館の運営審議会は、各館の課題を審議してきたが、各館の状況を五館全体で共有するために、正副委員長が話し合いの場を設けていた。並木公民館運営審議会が発足したのを機に、年 1 回、全委員と職員が一堂に会して話し合い交流する「五館交流会」を開催してきた。

公民館運営審議会の記録ははじめは委員が、途中から職員が毎月の公民館だよりに掲載しているので、各館ごとの審議内容は「公民館だより」でたどることができる。

五館交流会のテーマ

年度 (西暦)	実施日	テーマ (主な内容)	事務局 (会場)
S63(88)	2・3	部長あいさつ 委員紹介 ほか 並木公民館の運営審議会発足を機にスタート	本多
H元(89)	1・19	1990年代の公民館を問う 社会教育部長進藤文夫氏を招いて	恋ヶ窪
2(90)	11・1	これからの国分寺の公民館 ～公民館のいっそうの充実と発展を目指して	光
3(91)	11月	交流会	もとまち
4(92)	10・27	各公民館の課題について	並木
5(93)	7・24	社会の変化と公民館 本多公民館運営の諸問題 他	本多
6(94)	10・29	公民館をめぐる他市の動向の中で国分寺の公民館がどうあるべきか 他	恋ヶ窪
7(95)	12・2	くぬぎ青年教室 保育室活動 他	光
8(96)	11・9	青少年対象事業について意見交換 他	もとまち
9(97)	11・29	関ブロ・生涯学習審議会報告、恋ヶ窪答申報告、各館課題への意見交換	並木
10(98)	11月	公民館と地域のつながり	本多

年度 (西暦)	実施日	テーマ (主な内容)	事務局 (会場)
11(99)	11・13	五館体制の意味	恋ヶ窪
12(00)	11・4	各館からの報告	光
13(01)	11・17	関東甲信越静公民館研究集会報告など	もとまち
14(02)	11・2	地域は創り出すもの	並木
15(03)	12・6	地域はつくり出すもの	本多
16(04)	10・30	地域は作り出すもの	本多
17(05)	10・29	地域はつくり出すもの	恋ヶ窪
18(06)	11・18	心をつなぐ公民館	光
19(07)	1・12	市民とつくる公民館	並木
20(08)	1・24	人と人をつなぐ公民館	もとまち
21(09)	1・23	人と人とをあたたくつなぐ公民館	本多
22(10)	1・22	公民館のあした	恋ヶ窪 (本多)
23(11)	1・14	各館からの報告	光
24(12)	1・26	公民館と地域とのつながり	もとまち
25(13)	2・1	公民館のこれから	恋ヶ窪 (本多)
26(14)	2・7	公民館のこれから パート2	並木

H27(’15)年4月、各館ごとの運営審議会は終了し、7月に統合した「国分寺市公民館運営審議会」が設置された。

本多公民館公民館運営審議委員一覧

期間		1号委員	2号委員		3号委員	備考
第1期	S38.4 ~39.3	榎本吉重(二中) 下田亀松(二小) 宮本至道(三小)	清水為吉(体育協会) 小州 昂(PTA連合会)	森 豊子(連合婦人会) 清水 武(青年団体)	小口由松(学識経験者) 坂本喜市(学識経験者) 山本和夫(学識経験者) 和気孝衛(学識経験者)	定数15(欠員3) 社会教育委員との兼務
第2期	S39.4 ~S41.3	榎本吉重(二中) 下田亀松(二小) 宮本至道(三小)	清水為吉(体育協会) 浅見正平(商工会) 田中一雄(連合PTA)	中村その(連合婦人会) 大石正彦(労働団体) 露崎 広(市教研) 内藤一雄(青年団体)	小口由松(学識経験者) 坂本喜市(学識経験者) 野崎瑞恵(学識経験者) 山本和夫(学識経験者) 和気孝衛(学識経験者)	
第3期	S41.4 ~43.4	荒木新平(一小) 岩崎政吉(四小) 宮本至道(七小) 山崎愛治(五小)	清水為吉(体育協会) 佐々木義雄→渡辺三治 (商工会) 柴田誠一→菊川孝雄→ 竹内国之(連合PTA)	菊池もりの(連合婦人会) 大石正彦(労働団体) 露崎 広→上遠野 栄 (市教研)	小口由松(学識経験者) 坂本喜市(学識経験者) 野崎瑞恵(学識経験者) 山本和夫(学識経験者) 和気孝衛(学識経験者)	
第4期	S43.4 ~45.3	水上一人(二中) 宮本至道(七小)	渡辺三治(地域団体) 清水きみ(地域団体) 本橋定次(文化団体)	高木 武(連合PTA) 増田いよ子(教育団体) 朝倉正夫(教育団体) 石田 望(労働団体) 三嶋行光(労働団体)	小口由松(学識経験者) 坂本喜市(学識経験者) 野崎瑞恵(学識経験者) 山本和夫(学識経験者) 和気孝衛(学識経験者)	3号委員以外の社教委員兼務を解く
第5期	S45.4 ~47.3	石井八十治(二中) 宮本至道(七小)	斉木啓子(地域団体) 田中伸佳(地域団体) 浅見寿一(文化団体) 野崎瑞穂(文化団体)	浅見善吉(連合PTA) 土岐良江(教育団体) 本橋義雄(教育団体) 田中龍男(労働団体) 三嶋行光(労働団体)	井上文雄(学識経験者) 坂本喜市(学識経験者) 山本和夫(学識経験者) 和気孝衛(学識経験者)	
第6期	S47.4 ~49.3	菊池四郎(一中) 宮本至道(七小)	小田歌子(利用者) 井上文雄(利用者) 田中孝子(地域団体) 坂本賢治(青年団体)	川岸恭子(教育団体) 薄井義明(教育団体) 岡崎 寛(労働団体) 佐古津翠(文化団体)	小林直美(学識経験者) 坂本喜市(学識経験者) 山本和夫(学識経験者) 和気孝衛(学識経験者)	(欠員1)
第7期	S49.4 ~51.3	森田惣七(五小)	井上幸子(利用者) 松原和子(利用者) 永井かつ子(地域団体) 梶 義晃(青年団体)	信時斐子(PTA連合) 伊藤敏江(教育団体) 岡崎 寛(労働団体) 川崎正子(文化団体)	和気孝衛 (社会教育委員)	定数10に変更 3号委員の社会教育委員兼務を解く
第8期	S51.4 ~53.3	渡辺善雄(三小)	井上幸子(利用者) 松原和子(利用者) 清野米子(地域団体) 中西一浩(青年団体)	増田多美子(PTA連合) 片倉桂子(教育団体) 永丘 正(労働団体) 斉藤 登(文化団体)	和気孝衛 (社会教育委員)	
第9期	S53.4 ~55.3		松原和子(利用者) 田島千寿子(地域団体) 正田洋一(青年団体)	並木清明(PTA連合) 蔵下滋子(教育団体) 田中正明(労働団体) 本橋定次(文化団体)	庄田順一 (社会教育研究者)	定数8に変更
第10期	S55.4 ~57.3	舟生善美→守屋博行 (三小)	東 洋子(利用者) 蔵下滋子(利用者) 清水久也(青年団体)	増田多美子(PTA連合) 堀口俊雄(労働団体) 和田新光(文化団体)	庄田順一 (社会教育研究者)	
第11期	S57.4 ~59.4	守屋博行(三小)	東 洋子(利用者) 蔵下滋子(利用者) 佐々木美恵子(青年団体)	田中康義(PTA連合) 後藤重三郎(労働団体) 和田新光(文化団体)	末本 誠 (学芸大学)	
第12期	S59.4 ~61.4	宗像 宏(三小)	前田芳郎(事業参加者) 中村義久(事業参加者) 渡辺文子(公民館保育者)	砂盃令子(PTA連合) 後藤重三郎(労働団体) 小峰 剛(文化団体)	末本 誠(学芸大学)→ 川本信幹(国分寺高校)	
第13期	S61.4 ~63.4	村岡昭生(七小)	岩崎敏子(利用者) 清水晶子(利用者) 前田芳郎(事業参加者)	川窪美佐子(PTA連合) 鈴木佑治(労働団体) 市川 明(文化団体)	川本信幹 (国分寺高校)	
第14期	S63.4 ~H2.4	大谷泰久(七小)	富田富美世(利用者) 高瀬ひとみ(利用者) 中川満里子(公民館保育者)	本名稚佳子(PTA連合) 樫原啓子(労働団体) 市川 明(文化団体)	川本信幹 (国分寺高校)	
第15期	H2.4 ~H4.4	田中代二郎(二中)	三田村慶春(利用者) 高瀬ひとみ(利用者) 中川満里子(公民館保育者)	小長谷麻子(PTA連合) 樫原啓子(労働団体) 市川 明(文化団体)	川本信幹(国分寺高校)→ 進藤文夫(中央大学)	
第16期	H4.4 ~H6.4	鈴木保一(七小)	三田村慶春(利用者) 高瀬ひとみ(利用者) 竹内睦子(利用者)	石井美佐子(PTA連合) 星野敏男(労働団体) 市川 明(文化団体)	進藤文夫(中央大学)→ 新海栄一 (市青少年問題協議会)	
第17期	H6.4 ~H8.4	安達知子(三小)	春口富子(利用者) 竹内睦子(利用者)	小林美恵子(PTA連合) 星野敏男→小山一郎 (労働団体) 市川 明(文化団体)	松矢勝宏(東京学芸大学) 新海栄一 (市青少年問題協議会)	

期間		1号委員	2号委員		3号委員	
第18期	H8.4 ~H10.4	田中延男(三小)	鈴木富男(利用者) 竹内睦子→長谷部豊子 (利用者) 武田敦子(利用者)	石井美佐子(PTA連合) 白石忠志(労働団体) 市川 明(文化団体)	新海栄一 (市青少年問題協議会)	
第19期	H10.4 ~H12.4	有賀政夫(二中)	春口明朗(利用者) 長谷部豊子(利用者) 武田敦子(利用者)	矢崎美喜子(PTA連合) 白石忠志(労働団体) 市瀬寿子(文化団体)	新海栄一 (市青少年問題協議会)	
第20期	H12.4 ~H14.4	川田利通(文化団体) 富田隆史→永沼直行(利用者)	北川裕司(二中校長) 長谷部豊子(利用者)	白石忠志(労働団体) 望月宏子(利用者)	新海栄一(商店会連合会)	H12.4「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」施行により1~3号委員の区分けの廃止と定数を7人に変更
第21期	H14.4 ~H16.4	相田 茂(東京都教育庁) 蓮實麗子(利用者)	遠藤善博(文化団体) 長谷部豊子(利用者)	北川裕司(二中校長) 望月宏子(利用者)	込山雄茂(青年会議所)	
第22期	H16.4 ~H18.4	遠藤善博(文化団体) 長谷部豊子(利用者)	込山雄茂(青年会議所) 望月宏子(利用者)	田中雅文(日本女子大学) 山下智世(利用者)	蓮實麗子(利用者)	
第23期	H18.4 ~H20.4	遠藤善博(文化団体) 蓮實麗子(利用者)	小宮静子(利用者) 廣松千晶(利用者)	高橋直樹(青年会議所) 三町 章(二中校長)	田中雅文(日本女子大学)	
第24期	H20.4 ~H22.4	小林千栄子(利用者) 田中雅文(日本女子大学)	小宮静子(利用者) 廣松千晶(利用者)	桜井常宏(文化団体) 鷲尾健一(九小校長)→茂呂雅仁(三小校長)	高橋直樹(青年会議所)	
第25期	H22.4 ~H24.4	木村智行(文化団体) 廣松千晶(利用者)	小林千栄子(利用者) 森 重隆→奥 信吾(利用者)	高橋正一(利用者) 茂呂雅仁(三小校長)	田中雅人(日本女子大学)	
第26期	H24.4 ~H26.4	桂田稔彦(利用者) 堀江まゆみ(白梅学園大学)	菅本高代(利用者) 茂呂雅仁(三小校長)	高橋正一(利用者)→庄司由美子(利用者) 矢口照雄(文化団体)	山口かおる(利用者)	
第27期	H26.4 ~H27.4	庄司由美子(利用者) 茂呂雅仁(三小校長)	菅本高代(利用者) 矢口照雄(文化団体)	柳澤芳夫(利用者) 山口かおる(利用者)	堀江まゆみ(白梅学園大学)	任期1年。27年4月で本多公民館運営審議会は終了

恋ヶ窪公民館公民館運営審議委員一覧

期間	1号委員	2号委員	3号委員	備考	
第1期 S49.4 ～51.3	大和屋巖(九小)→ 藤田勝次郎(三中)	赤沢道子(利用者) 小島登志(利用者) 後藤まゆみ(利用者) 関田孝一(文化団体)	下鳥君子(PTA連合) 金子忠雄(福祉団体) 渡辺一男(労働組合) 永山秀夫(青年団体)	坂本喜市 (社会教育委員)	
第2期 S51.4 ～53.3	橋本敏一(一中)	赤沢道子(利用者) 小島登志(利用者) 後藤まゆみ(利用者) 関田孝一(文化団体)	鈴木由仁子→坪根みどり (PTA連合) 金子忠雄(福祉団体) 三田 繁(労働団体) 伊藤由美子(青年団体)	坂本喜市 (社会教育委員)	
第3期 S53.4 ～55.3	山本延雄(八小)	品田早苗(利用者) 山内佳江(利用者)	為則照代(PTA連合) 金子忠雄(福祉団体) 小山一郎(労働団体) 山口重寿(青年団体)	赤沢英二 (東京学芸大学)	定数8に変更
第4期 S55.4 ～57.3	山本延雄(八小)→ 矢武行雄(九小)	品田早苗→村野美春寿 (利用者) 山内佳江(利用者) 加藤光男(利用者)	梅田桂子(PTA連合) 森久保雅寿(福祉団体) 小山一郎(労働団体)	赤沢英二 (東京学芸大学)	
第5期 S57.4 ～59.4	境田和治(五小)	篠崎久治(利用者) 芝崎久子(利用者) 中村武志(利用者)	重松 九(PTA連合) 森久保雅寿(福祉団体) 中森 卓(労働団体)	山崎真秀 (静岡大学)	
第6期 S59.4 ～61.4	熊田百子(九小)	生越和夫(利用者) 芝崎久子(利用者) 中村武志(利用者)	富山恵蔵(PTA連合) 森久保雅寿(福祉団体) 中森 卓(労働団体)	山崎真秀 (静岡大学)	
第7期 S61.4 ～63.4	後藤正恭(九小)	海岸志津子(利用者) 芝崎久子(利用者) 村野美春寿(利用者)	中沢 哲(PTA連合) 星野敏男(労働団体)	影山喜一 (東京経済大学) 行野外雄(医師)	
第8期 S63.4 ～H2.4	清水 功(五小)	足立滋子(利用者) 高塚たか子(利用者) 豊田千昭(利用者)	神山正行(PTA連合) 星野敏男(労働団体)	多田謹次 (東京経済大学) 行野外雄(医師)	
第9期 H2.4 ～H4.4	柴田秀夫(一中)→ 蓮見敏雄(九小)	足立滋子(利用者) 高塚たか子(利用者) 竹内啓至(利用者) 山口嘉代(利用者)	楠 啓子(PTA連合) 星野敏男(労働団体)	多田謹次 (東京経済大学)	
第10期 H4.4 ～H6.4	木村尚二(五小)	芦澤 啓(利用者) 芦田敦子(利用者) 広井映子(利用者) 曲谷良雄(利用者)	永山みどり(PTA連合) 梨本富雄(福祉団体)	多田謹次 (東京経済大学)	
第11期 H6.4 ～H8.4	芦澤幸司(一中)	芦澤 啓(利用者) 鈴木洋子(利用者) 広井映子(利用者) 山本芳郎(利用者)	金子良子(PTA連合) 吉田久子(福祉団体)	多田謹次 (東京経済大学)	
第12期 H8.4 ～H10.4	櫻井 治(九小)	金子良子(利用者) 菊地善三(利用者) 佐藤洋子(利用者)	市村香代子(PTA連合) 滝島恒雄→小俣吉行 (福祉団体) 曲谷良雄(福祉団体)	横畑知己 (東京経済大学)	
第13期 H10.4 ～H12.4	大場 晃(五小)	菊地善三(利用者) 齋藤尚子(利用者) 佐藤洋子(利用者)	植田郁子(PTA連合) 小俣吉行(福祉団体) 川田利通(福祉団体)	紺野 馨 (評論家)	
第14期 H12.4 ～H14.4	齋藤尚子(利用者) 三澤祐子(利用者)	佐野 亨(利用者) 森田康子(利用者)	柴崎利隆→田尻栄吉(九小校長) 横山貞子(PTA連合)	清水本裕(東京農工大学)	H12.4「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」施行により1～3号委員の区分けの廃止と定数を7人に変更
第15期 H14.4 ～H16.4	小林裕子(利用者) 宮鍋陽子(利用者)	佐野 亨(利用者) 森田康子(利用者)	西窪絵美(PTA連合) 鷲尾健一(九小校長)	松原 勇(市教育相談室)	
第16期 H16.4 ～H18.4	伊藤美恵子(利用者) 松尾 正(一中校長)	菊田栄一(早竹学園) 森田康子(利用者)	佐野 亨(利用者) 森 登志子(PTA連合)	神藤康男(利用者)	
第17期 H18.4 ～H20.4	安藤聡彦(埼玉大学) 菊田栄一(早竹学園)→田村マツ子(利用者)	遠藤慈郎(五小校長) 田村マツ子(利用者)	金子千佳(PTA連合) 高塚たか子(利用者)	神藤康男(利用者) 福野輝雄(利用者)	
第18期 H20.4 ～H22.4	安藤聡彦(埼玉大学) 高塚たか子(利用者)	猪浦雅之(利用者) 田村マツ子(利用者)	栗島美香(PTA連合) 橋本洋子(利用者)	酒井宗作(九小校長)	
第19期 H22.4 ～H24.4	安藤聡彦(埼玉大学) 北岡 淳(利用者)	伊藤洋二(一中校長) 近藤吉美(利用者)	岡本富美子(利用者) 高塚たか子(利用者)	川上さよこ(PTA連合)	
第20期 H24.4 ～H26.4	磯 けい子(利用者) 近藤瑠美子(利用者)	北岡 淳(利用者) 酒井原美保(九小校長)	北邑和弘(福祉団体) 盛岡ひとみ(PTA連合)	金 命貞(首都大学東京)	
第21期 H26.4 ～H27.4	磯 けい子(利用者) 金 命貞(首都大学東京)	太田圭子(五小校長) 高松彩香(PTA連合)	北岡 淳(利用者) 橋本洋子(利用者)	北邑和弘(福祉団体)	

光公民館公民館運営審議委員一覧

期間	1号委員	2号委員	3号委員	備考	
第1期 S53.4 ～55.3	小林高雄(三中)	中泉博子(利用者) 星 崇教(利用者) 堀 俊三(利用者)	吉村智恵(利用者) 武内秀子(PTA連合) 菅波 任(労働団体)	外谷亥吉(教育研究者)	
第2期 S55.4 ～57.3	野澤 茂(二小)	田中 貞(利用者) 鳥栖武士(利用者) 中泉博子(利用者)	山本貴美子(利用者) 外谷亥吉(PTA連合) 石井太一(労働団体)	渋谷清視(児童文学者)	
第3期 S57.4 ～59.4	横尾武成(五中)	熊谷政子(利用者) 斉藤愛子(利用者) 星 和子(利用者)	山本貴美子(利用者) 金子玲子→笹 八重 (PTA連合) 川上義輝(労働団体)	小川博久 (東京学芸大学)	
第4期 S59.4 ～61.4	伊藤哲夫(三中)	木村美佐子(利用者) 熊谷政子(利用者) 比留間静雄(利用者)	横田直昭(利用者) 鈴木政江(PTA連合) 川上義輝(労働団体)	小川博久 (東京学芸大学)	
第5期 S61.4 ～63.4	中西文也(二小)→ 藤井 清(八小)	木村美佐子(利用者) 中沢順子(利用者) 比留間静雄(利用者)	横田直昭(利用者) 高取恒子(PTA連合) 穂坂哲男(労働団体)	石坂悦男(法政大学)	
第6期 S63.4 ～H2.4	藤井 清(八小)	安藤公子(利用者) 高取恒子(利用者) 森山弘雄(利用者)	梶井洋子(公民館保育者) 関塚正嗣(PTA連合) 浅野富子(労働団体)	岸 悦男 (東京女子体育大学)	
第7期 H2.4 ～H4.4	小川 潔(三中)	鶴殿総子(利用者) 岡本邦治(利用者) 関塚正嗣(利用者)	福岡早紀子(利用者) 内田明子(PTA連合) 浅野富子(労働団体)	岸 悦男 (東京女子体育大学)	
第8期 H4.4 ～H6.4	中根 宏(二小)	鶴殿総子(利用者) 岡本邦治(利用者) 関塚正嗣(利用者)	片桐純子(公民館保育者) 林 幸子(PTA連合) 内田文子(労働団体)	伊庭野 肇 (市美術協会)	
第9期 H6.4 ～H8.4	圓谷雅之助(八小)	小瀬 豊(利用者) 渋川和枝(利用者) 林 幸子(利用者)	片桐純子(公民館保育者) 谷口 一(PTA連合) 内田文子(労働団体)	伊庭野 肇 (市美術協会)	
第10期 H8.4 ～H10.4	武田 宏(二小)	石田克枝(利用者) 渋川和枝(利用者) 西野 稔(利用者)	岩崎京子(公民館保育者) 梁川律子(PTA連合) 櫻村 芳(労働団体)	内田純一 (東京都教育研究所)	
第11期 H10.4 ～H12.4	市川哲彦(八小)	芦澤 啓(利用者) 鈴木洋子(利用者) 広井映子(利用者) 山本芳郎(利用者)	青木淳子(公民館保育者) 服部久美子(PTA連合) 柴崎元彦(労働団体)	内田純一 (東京都教職員研修セン ター)	
第12期 H12.4 ～H14.4	青木淳子(利用者) 根本純一→本庄文男(三中校長)	井上美千子(PTA連合) 平田 武(利用者)	尾崎正峰(一橋大学) 布瀬公三(利用者)	川崎昭三(利用者)	H12.4「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」施行により1～3号委員の区分けの廃止と定数を7人に変更
第13期 H14.4 ～H16.4	内海和雄(一橋大学) 布瀬公三→山中国雅(利用者)	木本裕輔(利用者) 細谷育子(公民館保育者)	新保正子(利用者) 横田砂恵子(PTA連合)	萩原由久(二小校長)	
第14期 H16.4 ～H18.4	石井紘子(利用者) 細谷育子(利用者)	尾崎正峰(一橋大学) 横田砂恵子(利用者)	川島瑞穂(八小校長) 山縣貴史(利用者)	佐藤より(八小PTA)	
第15期 H18.4 ～H20.4	斉藤光雄(利用者) 星野一人(社会教育・生涯学習研究所)	竹中邦夫(利用者) 細谷育子(二小PTA)	長嶋美紗→天野達郎(利用者) 水村 勇→澤田美恵子(利用者)	長谷川一彦(二小校長)	
第16期 H20.4 ～H22.4	天野達郎→山山翔吾(利用者) 鈴木昭和(三中校長)	川上薫子(PTA連合) 瀧下満之(利用者)	斉藤光雄(利用者) 星野一人(社会教育研究者)	澤田美恵子(利用者)	
第17期 H22.4 ～H24.4	大山勝美(利用者) 豊島陽子(PTA連合)	澤田美恵子(利用者) 野元弘幸(首都大学東京)	重松 靖(三中校長) 萩原勝彦(利用者)	山山翔吾(利用者)	3号委員2人。諮問のため専門の学識研究者を委嘱
第18期 H24.4 ～H26.4	井上久美子(利用者) 野元弘幸(首都大学東京)	太田圭子(八小校長) 萩原勝彦(利用者)	大山勝美(利用者) 松下博子(二小PTA)	山山翔吾(利用者)	
第19期 H26.4 ～H27.4	池谷和美(三中PTA) 萩原勝彦(利用者)	井上久美子(利用者) 東川信幸(二小校長)	山山翔吾(利用者) 松永 清(利用者)	野元弘幸(首都大学東京)	

もとまち公民館公民館運営審議委員一覧

期間	1号委員	2号委員	3号委員	備考
第1期 S54.2～ 56.2	笹本 孝→加藤文男 (一小)	似鳥 寛(利用者) 松田節子(利用者) 山田久子(利用者)	吉橋健治(利用者) 露口喜代子(PTA連合) 前田真敬(労働団体)	笠原正成 (日本大学) 定員 8人
第2期 S56.2～ 58.2	藤田 豊(四中)→ 加藤文男(一小)	大西節子(利用者) 露口喜代子(利用者) 奈良英史(利用者)	山田久子(利用者) 国武礼子(PTA連合) 鈴木佑治(労働団体)	梅原利夫 (和光大学)
第3期 S58.2～ 60.2	加藤文男(一小)→ 大橋俊郎(四中)	国武礼子(利用者) 千葉幸子(利用者) 永瀬健次郎(利用者)	奈良英史(利用者) 吉沢昭子(PTA連合) 鈴木佑治(労働団体)	梅原利夫 (和光大学)
第4期 S60.3～ 62.3	大橋俊郎(四中)	梶 義晃(利用者) 永瀬健次郎(利用者) 中福れつ(利用者)	三浦郁子(利用者) 高木洋子(PTA連合) 菊地郁朗(労働団体)	久保義三 (武蔵野美術大学)
第5期 S62.4～ H1.3	内田道利(四中)	奥野太郎(利用者) 平井愛子(利用者) 三浦郁子(利用者)	佐藤鞠子→佐藤良子 (公民館保育者) 小林幸夫(PTA連合) 川口英晴(労働団体)	久保義三 (武蔵野美術大学)
第6期 H1.4～ H3.4	安達知子(四小)	奥野太郎(利用者) 鬼塚邦子(利用者) 平井愛子(利用者)	吉田恵美子(利用者) 高木洋子(PTA連合) 野口誠一(労働団体)	長沢成次 (千葉大学)
第7期 H3.4 ～H5.4	安澤貞夫(一小)	今村民造(利用者) 追谷恵子(利用者) 鬼塚邦子(利用者)	渡辺冬芽(利用者) 鷹野邦人(PTA連合) 塚本 潔(労働団体)	畑 潤 (都留文科大学)
第8期 H5.5 ～H7.4	松澤俊志(四中→三中)	追谷恵子(利用者) 斎藤静子(利用者) 堀 義明(利用者)	渡辺冬芽(利用者) 平山育男(PTA連合) 榎田トミ子(労働団体)	鷹野邦人 (文理情報短期大学)
第9期 H7.5 ～H9.4	積田鈴代(四小)	斎藤静子(利用者) 富田淑子(利用者) 平山育男(利用者)	堀 義明(利用者) 大谷弘子(PTA連合) 住吉靖二(労働団体)	鷹野邦人 (文理情報短期大学)
第10期 H9.5 ～H11.4	木村 勉(一小)	大谷弘子(利用者) 塩川比登志(利用者) 芳賀希夫(利用者)	小柳良江(JA) 中福れつ(PTA連合) 熊崎 栄(労働団体)	国司 真 (天文博物館五島プラネタリウム)
第11期 H11.5 ～H13.4	吉田二三夫(四中)	芦澤 啓(利用者) 鈴木洋子(利用者) 広井映子(利用者) 山本芳郎(利用者)	永澤昭子(JA) 野田奈佳子(PTA連合) 溝口保憲(労働団体)	国司 真 (天文博物館五島プラネタリウム)
第12期 H13.5 ～H15.4	荒井容子(法政大学) 前田榮吉(一小校長)	井上四郎(利用者) 村田悦子(利用者)	尾作義明(PTA連合) 柳瀬紀久子(利用者)	小峰義夫(利用者) H12.4「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」施行により1～3号委員の区分けの廃止と定数を7人に変更
第13期 H15.5 ～H17.4	荒井容子(法政大学)→片岡 了(早稲田大学) 小峰義夫(利用者)	西元一枝(利用者)	井上四郎(利用者) 柳浦明子(PTA連合)	大高智美(利用者) 若杉 隆→前田榮吉(四小校長)
第14期 H17.5 ～H19.4	荒田滋子(一小PTA) 大高智美(講座参加者)	石井トシ子(利用者) 片岡 了(早稲田大学)	伊勢修喜(利用者) 廣田 廣(利用者)	井上安悦(四中校長)
第15期 H19.5 ～H21.4	荒田滋子(利用者) 廣田 廣(利用者)	伊勢修喜(利用者) 森 孝→伊藤徳平(一小校長)	倉持伸江(東京学芸大学) 横倉 節(講座参加者)	島田恵子(四小PTA)
第16期 H21.5 ～H23.4	伊藤徳平(一小校長) 中島俊江(利用者)	倉持伸江(東京学芸大学) 中嶋 勝(利用者)	黒沢 円(一小PTA) 米永眞理(元一小PTA)	田中英郎(利用者)
第17期 H23.5 ～H25.4	伊藤徳平(四小校長) 中島俊江(利用者)	倉持伸江(東京学芸大学) 中嶋 勝(利用者)	小柳知子(PTA連合) 米永眞理(利用者)	田中英郎(利用者)
第18期 H25.5 ～H27.4	倉持伸江(東京学芸大学) 田中英郎(利用者)	小林智子(利用者) 畑 和男(一小校長)	小柳知子(PTA連合) 弓削幸憲(利用者)	佐々木猛夫(利用者)

並木公民館公民館運営審議委員一覧

期間	1号委員	2号委員	3号委員	備考	
第1期 S63.11 ～H2.11	佐藤和男→津田敦司 (五中)	斎藤 登(利用者) 園田君枝(利用者) 長嶋定夫(利用者)	御手洗由紀子(六小PTA) 鈴木秀夫(農協)	影山喜一(東京経済大学) 神山正雄(元検討委員会)	
第2期 H2.11 ～H4.11	津田敦司(五中)	斎藤 登(利用者) 園田君枝(利用者) 長嶋定夫(利用者)	尾澤陽子(十小保護者) 加藤シズ(農協)	神山正雄(元検討委員会) 宮本康昭(弁護士)	
第3期 H4.11 ～H6.11	津田敦司→加藤健次郎 (五中)	阿部照実(利用者) 斉藤祥子(利用者) 高瀬かおる(利用者)	越坂部くみ子(五中保護者) 榎戸義昭(農協)	神山正雄 (青少年育成北地区委員会) 宮本康昭(弁護士)	
第4期 H6.11 ～H8.11	加藤健次郎(五中)	阿部照実(利用者) 浦田素子(利用者) 斉藤祥子(利用者)	宮坂麻里(六小PTA) 野中 明(農協)	神山正雄 (青少年育成北地区委員会) 宮本康昭(弁護士)	
第5期 H8.11 ～ H10.11	加藤健次郎→宮本方介 (五中)	浦田素子(利用者) 田中 昭(利用者) 松沢忠行(利用者)	矢沢滋子(十小保護者) 野中 明(農協)	坂本喜代治(幼稚園理事長) 野口 進(福祉施設長)	
第6期 H10.11 ～ H12.11	宮本方介(五中)	國井榮次(利用者) 立川康子(利用者) 米陀悦子(利用者)	山田ゆり子(五中保護者) 榎戸美智子(農協)	安部篤子(陶芸家) 坂本喜代治(幼稚園理事長)	
第7期 H12.11 ～ H14.11	榎戸美智子(農協) 立川康子(利用者)	國井榮次(利用者) 根岸まり子(利用者)	國近尚三(利用者) 宮本方介→大槻勝義(五中校長)	鈴木雅大(六小PTA)	H12.4「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」施行により1～3号委員の区分けの廃止と定数を7人に変更
第8期 H14.11 ～ H16.11	大槻勝義(五中校長) 鈴木雅大(六小PTA)	國井榮次(利用者) 根岸まり子(利用者)	國近尚三(利用者) 原 さち子(利用者)	坂本常子(農協)	
第9期 H16.11 ～ H18.11	浦田素子(利用者) 四宮義幸(六小PTA)	大槻勝義→伊藤洋二(五中校長) 根岸まり子(利用者)	加藤美智子(農協) 原 さち子(利用者)	佐羽菊次(利用者)	
第10期 H18.11 ～ H20.11	伊藤洋二→石澤輝安(五中校長) 四宮義幸(六小PTA)	浦田素子(利用者) 中塚寿子(利用者)	久保祐三(利用者) 光門富士実(利用者)	佐羽菊次(利用者)	
第11期 H20.11 ～ H22.11	五十嵐英夫(利用者) 中塚寿子(利用者)	石澤輝安(五中校長) 穂積健児(早稲田大学)	伊藤幸成(利用者) 光門富士実(利用者)	久保祐三(利用者)	
第12期 H22.11 ～ H24.11	秋山禎夫(利用者) 穂積健児(早稲田大学)	石澤輝安→石川鋭一郎(五中校長) 光門富士実(利用者)	千葉健一(利用者) 村田夏代子(利用者)	西原和子(利用者)	
第13期 H24.11 ～ H26.11	秋山禎夫(利用者) 杉山奈保子(利用者)	石川鋭一郎(五中校長) 千葉健一(くぬぎ教室スタッフ)	角田裕子(青少年育成北地区委員) 西原和子(利用者)	穂積健児(早稲田大学)	
第14期 H26.11 ～H27.4	石川鋭一郎(五中校長) 西原和子(利用者)	杉山奈保子(利用者) 穂積健児(早稲田大学)	千葉健一(くぬぎ教室スタッフ) 光門富士実(青少年育成北地区委員)	戸澤 司(利用者)	

4 在職職員一覧

※年度途中の異動も年度で表示

本多公民館

	元号 西暦	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備考
		03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	
斉藤 哲夫		■	■	■											①
吉澤 幹雄					■										①
中森 美都子		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	②
水越 順子										■					③
野口 和夫											■	■	■		④
山崎 明子													■	■	⑤
秋元 武志														■	⑥
棟方 貞夫		■	■	■	■	■									
野崎 正明						■	■	■	■	■	■	■			
木場 理恵			■	■	■	■	■								
鳥越 伸一					■	■	■	■	■						
百瀬 道子		■									■	■	■	■	⑦
荒井 量宏		■	■	■											
青木 和子		■	■	■											
木下 清子					■										
松本 登						■	■	■	■	■					
中川 みのり							■	■	■	■	■	■	■		
成田 裕子								■	■	■	■	■	■	■	⑧
小林 清明														■	
吉沢 恵美子										■					⑨
佐々木 彩美												■	■	■	⑩
益田 暁正														■	⑪

- ① 課長職館長
- ② 18年度までは事業係長 19~22年度は係長館長 23年度から再任用職員（週3日）
- ③ 係長館長 ④ 24・25年度は係長館長 26年度本多公民館事業係長
- ⑤ 公民館課長兼ねて本多公民館長 ⑥ 本多公民館事業係長
- ⑦ 24年度から再任用職員（週3日） ⑧ 10月異動 ⑨ 専門職嘱託（週2日）
- ⑩ 専門職嘱託 ⑪ 嘱託

恋ヶ窪公民館

	元号	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備考
	西暦	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	
乾 静子															①
佐藤 孝一															②
本多 孝一															③
菊池 滉															④
棟方 貞夫															⑤
野中 哲也															⑤
粟津 憲雄															
高野 優希															⑥
平野 信康															⑦
大下 ゆみ															⑦
山田 弘一															
佐藤 純子															
鳥越 伸一															
青木 和子															
小柳 一博															
井上 ゆきえ															⑧
野沢 美恵子															⑨
田中 朱美															
萩野 可奈子															⑦
藤川 浩彰															⑦

- ① 課長職館長 11月異動で男女平等人権課へ
- ② 課長職館長 11月着任
- ③ 課長職館長
- ④ 18年度事業係長 19年度係長職館長
- ⑤ 係長職館長
- ⑥ 専門職嘱託 7月採用
- ⑦ 専門職嘱託
- ⑧ 8月異動で本多図書館へ
- ⑨ 8月着任

光公民館

	元号	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備考
	西暦	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	
石川 宗徳															①
林 和夫															②
保坂 みどり															③
加藤 征彦															③
野中 哲也															
佐藤 純子															
深石 和夫															
青木 清															
井上 ゆきえ															
斎藤 美由紀															
大野 寛															
石川 哲男															
古谷 一															
佐川 祥子															④
尾下 友里子															⑤
山本 聡子															⑤
吉田 武治															⑤
米光 雪美															⑤

- ① 課長職館長
- ② 17・18年度は事業係長 19・20年度は係長職館長
- ③ 係長職館長
- ④ 専門職嘱託 12月退職
- ⑤ 専門職嘱託

もとまち公民館

	元号	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備考
	西暦	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	
吉澤 幹雄															①
伊藤 勘一															①
百瀬 道子															②
秋元 武志															③
豊泉 早苗															③
小林 義夫															
深石 和夫															
鳥越 伸一															
木場 理恵															
佐藤 緑															④
小野 裕美															④
南波 素子															⑤

- ① 課長職館長
- ② 16~18年度 事業係長 19年度から係長館長
- ③ 係長職館長
- ④ 23年度 7月異動
- ⑤ 専門職嘱託 10月採用

並木公民館

	元号	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備考
	西暦	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	
五十里 武二															①
吉澤 幹雄															①
高階 慎爾															①
保坂 みどり															②
木場 理恵															③
森 敏子															
菊池 滉															④
古谷 一															
荒井 量宏															
斎藤 美由紀															
内藤 明															
坂田 美恵子															
小柳 一博															⑤
小林 清明															⑥
井上 雅子															⑦
石田 智彦															⑧

- ① 課長職館長
- ② 係長職館長
- ③ 21~26年度 係長職館長 27年度 再任用館長
- ④ 事業係長
- ⑤ 26年9月末異動
- ⑥ 26年10月着任
- ⑦ 専門職嘱託
- ⑧ 専門職嘱託 7月採用

5. 検討委員会等報告書

(1) 第5次国分寺市立公民館体制検討委員会報告書

第五次国分寺市立公民館体制検討委員会

報告書

第 5 次国分寺市立公民館体制検討委員会報告書

- I はじめに
- II 地区独立館体制は国分寺市の文化
- III 教育機関としての公民館
 - 1 社会教育の目的の実現に努める
 - 2 教育機関としての公民館と部制
 - 3 国分寺市における教育機関と部制
- IV 公民館運営審議会
- V 公民館の館長・職員
- VI 総括的管理職の配置と係長館長
 - 1 現在の公民館長の条例。規則上の権限と位置づけ
 - 2 公民館長の職責
 - 3 市民館長
 - 4 総括的管理職の配置と係長館長についての結論
- VII 検討経過（略）
- VIII 検討委員（略）

資 料

- ① 第 5 次公民館体制検討委員会設置要綱（略）
- ② 組織改正に関する検討について（略）
- ③ 公民館の組織改革に関する請願（略）
- ④ 社会教育機関の組織・運営等に関する請願（略）
- ⑤ 市組織機構図抜粋（略）
- ⑥ 公民館運営審議会答申等抜粋（略）

平成 16(2004)年 11 月 22 日

第 5 次国分寺市立公民館体制検討委員会

I はじめに

平成 16(2004)年 2 月 18 日に、「機構改革検討委員会中間のまとめ」における該当案件について、市長から教育委員会に検討の依頼[資料②]があった。その後、3 月 10 日付けで国分寺・社会教育の会から「公民館の組織改革に関する請願」[資料③]、3 月 22 日付けで国分寺の公民館を考える市民の会から「社会教育機関の組織・運営等に関する請願」[資料④]の 2 件の請願が出され、平成 16(2004)年 3 月と 4 月の教育委員会定例会議案として提出された。請願の内容から慎重な審議を要するというので、継続協議とし、教育委員会で検討するための資料を作成するよう公民館に指示された。これらと合わせ、「機構改革検討委員会中間のまとめ」の中の組織改正に関する検討についても、教育長に同年 5 月 12 日に同様に指示された。

公民館では、平成 15(2003)年 10 月に立ちあげた第 5 次公民館体制検討委員会を平成 16(2004)年度も継続し、11 回の協議を経てここに報告する。

「機構改革検討委員会中間のまとめ」並びに請願で指摘されている総括的管理職と係長館長についてはⅥで、公民館(教育機関)と教育委員会事務局との関係のあり方(音 5 制)についてはⅢを中心に述べている:また、行政改革指摘事項についても検討を行い、Ⅳで公民館運営審議会について、Ⅴで公民館職員について述べることにした。

II 地区独立館体制は国分寺市の文化

国分寺市の公民館は、昭和 49(1974)年策定の市の基本構想で「社会教育活動の推進の拠点となる公民館、図書館などの施設を市内の中学校区ごとに逐次配置する」との構想により、並木公民館まで設置され現在に至っている。

組織面からみると、昭和 48(1973)年から公民館が複数館になることもない、各館に管理職館長が置かれることになった。公民館運営審議会委員については、平成 12(2000)年に第一次行政改革の指摘を受け、並びに地方分権一括法による社会教育法改正に伴う条例改正で、全館で 40 人の定数が各館ごとに 7 人と明記された。5 公民館、5 公民館運営審議会、それぞれの予算配当・執行という形態で、各公民館は独立的に、言い換えれば「地方分権」を体現しつつ、地域の特性を生かした事業を展開している。

具体例としては、①本多公民館では地域会議を出発点とした「異世代交流事業」や、市立第二中学校と連携したパソコン教室、②恋ヶ窪公民館では地域の人材を活かした、日本に伝わる庶民の伝統を掘り起こす事業、施設の不備を補うため学校施設を利用した事業、③光公民館では地域の課題をとりあげる「くらしとまちをデザインする講座パートⅡ～まちコミ通信ひかり」、外国人が地域に溶け込めるための「生活日本語教室」、④もとまち公民館では地域に存在する雑木林を生かした「水と緑の講座」、そして「無農薬で野菜をつくる講座」、⑤並木公民館では「北部地域の歴史と未来を語る会」、「農業体験講座」といったものがあげられる。

そして、公民館は地域の社会教育施設として、現代的な課題(学校週 5 日制対応など教育、地方自治、高齢者問題、経済、社会、福祉、健康、歴史、高度情報化社会への対応、子ども、女性問題、まちづくり…)を、準備会方式や利用者懇談会を通して市民とともにとりあげ、地域や、さらに大きく広げて世界を対象にした各種講座を企画。開催し、また、子育て期の女性の学習を保障する保育室の運営など主体的に活動している。

さらには、地域の核となるべく、本多公民館で実施中の知的障がい者が生き生きと過ごせる場の「くぬぎ青年教室」の西部地区への拡充の構想、「喫茶ほんだ」の障がい者の自立援助、NPO 団体などとの関わり、高齢者対象の会食会・車いすステーションといった活動支援など、公民館は地域の人々に喜ばれるような多方面にわたる活動の拠点となっている。事務報告書によると、平成 15 年度で 5 館の延べ利用者数は 335,420 人(内主催事業参加者は 31,367 人)で、利用グループ数は 2,386 にのぼっている。

国分寺に公民館が生まれて 40 年。地域の課題を学習したことがきっかけに、例えば光公民館のハケの自然を守る会やもとまち高齢者センター建設にあたっての会など、公民館で学習した人たちが自ら市との協働に賛同し、各所で活動している。事業の展開により自ら学習し自立する人を支援しつつ、地域の中で人と人をつなぎ、そして市全体を向上させていくようなコーディネート役(本多公民館の地域会議など)が必要であり、その役には長年にわたる蓄積を持つ、市内各地域に展開して存在する公民館がふさわしい。

そして、以上のような活動を保障するには、上意下達の中央館的体制ではない、地域を直に肌で感じ、地域ごとの特性や課題に取り組む運営ができる決裁権のある館長のもと、各館の職員が一体となって独立的、自立的に活動する体制としている。また、全市的な課題に関しては、公民館運営審議会五館連絡会、合同職場会議や館長連絡会などで調整を図り取り組んでいる。市の基本構想に掲げる“健康で文化的な都市”を実現するためにも、有形のものだけでなく、人と人をつなぐ国分寺の「地区独立館体制」という無形の文化も大いに大切にすべきである。一度失うとその復旧には多大なエネルギーを要するからである。

Ⅲ 教育機関としての公民館

国分寺市の公民館は、昭和 38(1963)年に条例を定め、社会教育法第 20 条の目的達成のための教育機関として様々な事業を行ってきた。ここでは、教育機関としての公民館の拠って立つべき法的根拠について述べていきたい。

1 社会教育の目的の実現に努める…地方公共団体及び教育委員会の役割

- (1) 教育基本法第 7 条(社会教育)第 1 項で「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と規定し、第 2 項においては具体的に「公民館等の施設の設置」と「教育の目的の実現」が地方公共団体の任務とされている。
- (2) 教育基本法第 10 条(教育行政)「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」第 2 項「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。」と、教育と教育行政のあり方が述べられている。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条(教育委員会の職務権限)
教育委員会の職務権限が 19 項目掲げられている。その第 1 号「学校その他の教育機関の設置・管理・廃上に関すること。」とあり、「公民館」の設置主体は、地方公共団体であるが、その執行機関である教育委員会は条例に基づき、ある場合には、議会の同意を得て、設置・管理・

廃上の事務を行う権限が明記されている。

- (4) 社会教育法第3条(国及び地方公共団体の任務)第1項「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」と述べ、第2項「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。」と配慮規定も述べられている。

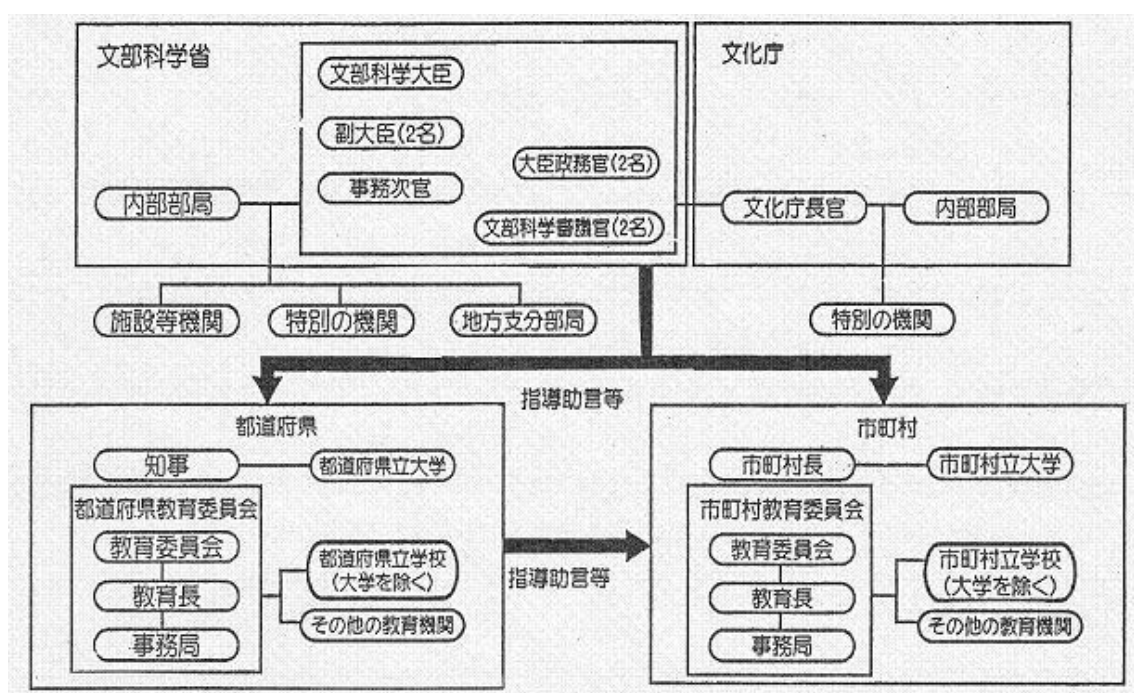
2 教育機関としての公民館と部制

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条(教育機関の設置)

「地方公共団体は法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置する」と定められ、教育委員会事務局(教育行政)とは別に教育機関を置くこととなっている。教育機関の定義として、「教育、学術および文化(以下「教育」という)に関する事業または教育に関する専門的・技術的事項の研究もしくは教育関係職員の研修、保健、福利、厚生等の教育と密接な関連のある事業を行うことを主目的とし、専属の物的管理施設及び人的施設を備え、かつ管理者の管理の下に自らの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関である。」と昭和32(1957)年6月11日文部省初等中等教育局長回答が出されている。市町村の中で教育行政の一般行政からの独立性や教育機関としての自律性を確保することを原則としている。

- (2) 文部科学省の組織図における公民館(文部科学省ホームページより)

上記の公民館の法的根拠をもとに、文部科学省の組織図における公民館の位置は市町村教育委員会・教育長・事務局のラインから直結で位置づいている。



(3) 社会教育法第 20 条(公民館の目的)

「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されている。

(4) 社会教育法第 23 条の 2(公民館の基準)

「文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。」とある。

(5) 公民館の設置及び運営に関する基準

平成 15(2003)年に『公民館の設置及び運営に関する基準』の全面改正が行われた。第 1 条では「公民館の健全な発達を図ることを目的とすること」、第 6 条においては、「学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする」と、第 7 条では「公民館運営審議会を置く等地域の実情に応じ、地域住民の意向を反映した運営に努めること」、第 9 条では「青少年、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図る施設及び設備を備えるよう努める」と述べられている。

3 国分寺市における教育機関と部制

(1) 機構改革検討委員会中間のまとめについて

平成 16(2004)年の機構改革検討委員会中間のまとめでは、教育委員会事務局と教育機関との区別が明示されていない。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 18 条により置かれている教育委員会事務局と、同法第 30 条による教育機関とは明らかに区別されるべきものである。しかし、平成 15(2003)年 11 月 26 日付け機構改革検討委員会案資料では、改正理由に関して「現行の組織命令系統は 2 系統あり・・・わかりにくい組織になっている・・・」と述べているが、現行の組織体制は「教育基本法」第 10 条に述べられている趣旨に沿うものであり、変更することは要しない(現行組織図[資料⑤])。

(2) 社会教育部の再設置について

社会教育行政を担当する部の再設置については、平成 13(2001)年度に教育委員会にて一定の議論を踏まえ、教育委員会事務局が一部制となった経過がある。この件に関しては、まだ 2 年余りしか経過しておらず、評価は困難であると考ええる。

なお、平成 13(2001)年に策定された「国分寺市生涯学習推進計画」の第 IV 章「生涯学習推進の事務局の強化と組織の見直し」の中で、「より広範な市民要望に応え、開かれた生涯学習の施策展開のために、本計画に盛り込まれた生涯学習推進のための総合相談窓口及び総合情報システムを立ち上げ、そのシステムを主管する事務局を強化します。生涯学習部の設置を含め、庁内組織のあり方を検討します。」と述べられている。

IV 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、公民館の複数設置や行政改革の動きにつれ、委員数や定例会の回数に変遷があった。現在は「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」により、委員は各館 7 人以内と規定され、審議会は予算上から平成 9(1997)年以降、年間 9 回開催している。

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、市民が公民館に期待しているものを把握し、公民館事業を市民の立場で調査。審議し、支援していく大事な役割がある。さらに委員は公民館まつりへの参加や公運審だよりの発行などで、予算上は年間 9 回の会議分しか計上されていないが、積極的に活動している。

第二次行政改革では、「公民館運営審議会の各館設置の必要性」が(文化と環境の視点からの行政の見直し)で取りあげられているが、平成 12(2000)年の条例改正によって、全館で 40 人の定数が、「各公民館 7 入以内において・・・委嘱する。」と館長の各館配置に対応するものとして、委員数は全館で 5 人削減されたが、各館配置が条例上で明記された。なお、国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例第 8 条では、「審議会の委員は、公民館利用者並びに教育、文化、福祉、保健、産業、労働等に関する関係者及び識見を有する者のうちから、・・・教育委員会が委嘱する。」となっている。

V 公民館の館長・職員

国分寺の公民館は設置された昭和 40(1965)年以来、現在に至るまで、各公民館に館長、職員を置き、公民館の運営にあたっている。その間、館長・職員については、各公民館運営審議会からも何度かにわたって、その専門性や条件について答申として、または意見書として教育委員会に提出されている。公民館が教育機関として法的に位置づけられているのか述べていきたい。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 31 条(教育機関の職員)2 項では「前条に規定する学校以タトの教育機関に、法律又は条令で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。」とされている。
- (2) 同上第 36 条(所属職員の進退に関する意見の申出)には「学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き:その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる」となっており、教育機関の長である、公民館長の監督者としての責任の明確化が図られている。
- (3) 社会教育法第 27 条(公民館の職員)「公民館には館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」2「館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。」と規定されている。「その任用資格は特に定められていないが、社会教育主事の資格を有する者の積極的配置、また公民館主事社会教育主事の資格取得等が望まれる。」(改訂社会教育法解説)
- (4) 同上第 28 条「市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。」とされている。平成 11(1999)年の社会教育法改正で削除されたが、公民館長の任命に対して教育委員会はあらかじめ公民館運営審議会の意見を聞くことが求められていた。国分寺市においては、社会教育法改正を受け、公民館の設置及び管理に関する条例の改正を行ったが、第 6 条 3 項に「館長の任命について、次条に規定する国分寺市立公民館運営審議会は、教育委員会に対し、意見を述べることができる。」と明記された。
- (5) 公民館の設置及び運営に関する基準第 8 条(職員)「公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。」2「公民館の館長

及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かう公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。」3「公民館の設置者は、館長、主事、その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。」と職員に求められる資質と、能力の向上に向けた研修の必要性が述べられている。

(6) 社会教育法第 28 条の 2(公民館職員の研修)では「第 9 条の 6 の規定は、公民館の職員の研修について準用する。」と規定され、社会教育主事の研修規定が準用されることとなり、公民館職員の研修は、任命権者である市町村の教育委員会のみならず、文部科学大臣及び都道府県も行うことができるとされた。このことは公民館の職員とくに「公民館主事」は高度な専門性を必要とする職務であることが前提になっている。

以上、公民館職員に関する法的位置づけについて述べてきたが、国分寺市の公民館の職員配置は、現在 5 館にそれぞれ、管理職館長 5 人と、事業係長 5 人(内 1 館は館長兼務)が配置され、各館が誕生していった時代状況の中で職員の配置が決まり、現在は本多 6 人(1 人生涯学習推進課へ 4 年間の確認で異動中)、恋ヶ窪 4 人、光 4 人(内 1 人は社会教育主事有資格の嘱託)、もとまち 3 人、並木 3 人となっている。過去には社会教育主事有資格者を一般行政職とは別に、公民館職員として採用した時期もあった。

公民館運営審議会の答申や意見書[資料⑥]に述べられている、公民館職員や館長に対する期待には大きなものがある。公民館が市民の自由な学びの場であり、共通な課題で結び合う仲間づくりの場であるためにも、一般行政職とは異なる対応が今求められていると考える。

VI 総括的管理職の配置と係長館長

これまで述べてきたように現在国分寺市では、地区独立館の考え方に基づいて 5 館長 5 公民館運営審議会を配置してきた。この考え方に対して、平成 16(2004)年に出された機構改革検討委員会中間のまとめでは、「総括的管理職一人を配置し各館の館長を係長職とする」と提案されている。この提案に対して、第 5 次公民館体制検討委員会では、下記のような経過で結論に達した。

1 現在の公民館長の条例・規則上の権限と位置づけ

現状の公民館長の位置づけ・権限は国分寺市教育委員会事務決裁規定による共通決裁事項・個別決裁事項と、国分寺市教育委員会職員の職名に関する規則により、課長職と規定され職務職階制となっている。

予算を館独自に執行できることが、教育機関である公民館の地区独立館体制の重要な点であることを考えると、現状の職務職階制を前提とした組織運営の中では館長職は課長職である。

※教育機関に関する昭和 32(1957)年 6 月 11 日文部省初等中等教育局長回答によると「ここで、教育機関とは、教育、学術、及び文化(以下教育という)に関する事業または教育に関する専門的、技術的事項の研究若しくは、教育関係職員の研修、保健、福利、厚生等の教育と密接な関連のある事業を行うことを目的とし、専属の物的施設及び人的手段を備えかつ、管理者の管理の下に自らの意志を持って継続的に事業の運営を行う機関である。」としている。

2 公民館長の職責

(1) 議会・教育委員会などへの出席、発言

館長が現在果たしている役割の中には議会、教育委員会、社会教育委員の会議などへ出席し答弁、発言、協議できる機会を持っている。情報の収集の場、公民館の立場からの発言の場の機会を持っていることは教育行政からは独立した教育機関である各公民館には欠かせない機能である。そこで得られた情報を的確・迅速に各公民館に持ち帰ることができる。

(2) 予算編成と予算執行

公民館の予算編成は利用者懇談会で市民の意見を聞き、公民館運営審議会に諮ったうえで行われ、計画的に予算執行されていく。また、突発的事態が発生した場合には即対応できる体制が求められている。

(3) 公民館事業に対する責任

公民館事業は直接市民を対象として展開され、「障がい者青年教室・くぬぎ青年教室」、「各館の公民館保育室」などに見られるように人命を預かり実施されており、その責任は大変重いものがある。また、地域の小中学校長や団体の長(PTA、自治会、老人会、民生委員・児童委員など)が、一堂に会した地域会議などでは公民館長の職務権限が問われる。その責任の重さと地域会議などを推進していくため職務権限が必要である。

(4) 安定的な職員配置に関する配慮

公民館事業は職員を通して行われ、公民館職員は市民の学習要求に応えた事業を実施することが求められる。これができるようになるためには地域の状況を把握し、かつ住民と本音で語り合える信頼関係とが必要となる。このため、職員の安定的な配置を常に心がけ実現していく職責を館長は負っている。

(5) 公民館運営審議会を重視した公民館運営

公民館事業・運営はそれぞれの地域の市民(公民館運営審議会、利用者懇談会など)とその公民館で話し合わせ、決定されて実施される。地域で活動しているPTA、A女性部、自治会、文化団体連絡協議会、青年会議所などの団体から推薦された団体代表、利用者団体から推薦された利用者代表、学識経験者などで構成される各公民館運営審議会は、決裁権限を持った専任館長と並んで地区独立館体制を支える柱である。これまでも各公民館運営審議会は本多公民館改築、光公民館増改築、知的障がいを持った青年教室(くぬぎ青年教室)のあり方、在日外国人に対する事業のあり方、異世代交流事業などそれぞれの地域にある公民館の課題を地域の実情、市民の意見を踏まえて答申し、それを受けた館長の決裁を経て職員が住民とともに実施してきた。地域の民意を反映した公民館運営審議会と決裁権を持った専任館長の存在は地区独立館体制の核心である。

3 市民館長

最近市民館長の公募(武蔵野市立図書館長など)などがマスコミで報道されることがあるが、公募で市民から採用するという点では市民館長であるが、採用された時点で常勤公務員となるので正確な表現ではない。また、相模原市のように非常勤の市民館長の場合は勤務が週1～2日で、しかも支出命令に関する決裁は教育委員会事務局の生涯学習課長が行うとい

うことで、地域の市民の要求を常に捉え、支出命令まで含めた決裁を行うことのできる地区独立館体制とは相容れない。

4 総括的管理職の配置と係長館長についての結論

以上の検討を踏まえ、現状では総括的管理職の配置と係長館長体制は事実上の中央公民館体制をとることとなり、国分寺市が長年にわたって築いてきた文化である地区独立館体制とならず、現行体制の変更は要しないと考える。

(2) 「国分寺市立公民館体制検討委員会（あり方を考えるワークショップ）」報告書

国分寺市立公民館体制検討委員会

報告書

はじめに

これは平成17年11月から始まった「国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ」の報告書です。

本ワークショップのメンバーは、平成17年11月及び18年3月の公民館だより「けやきの樹」のよびかけに応じた市民28(途中2名辞退)名です。

ワークショップでは一年弱をかけて、「公民館運営審議会の各館設置の課題」、「館長の管理職配置の課題」、「専門職員の長期在職等の課題」を中心に、市民の立場から話し合ってきました。様々な意見を交換し合う中でこの報告書ができました。

私たちは今後、教育委員会においてこの報告書をもとに、市民に開かれた審議が行われることを願っています。

また、ワークショップの中で、公民館のあり方に関わるその他の課題も出されました。今後も公民館のあり方について、行政と市民が協働して調査・研究していく取り組みが進められますよう期待しています。

なお、報告書の最後に、個人の意見を資料として添付しました。

平成18年9月

国分寺市立公民館のあり方を考える
ワークショップメンバー一同

公民館運営審議会の各館設置の課題

1 市民にとって公民館とはどのようなものか

① 市民が自由に憩い、交流する場（自由なたまり場）

誰もがぶらりと立ち寄り、知り合い、論談し、友人をつくり、交流を深める自由な空間。市民にとっての地域の茶の間である。

② 市民が学びあい、教えあい、育ちあう場（教育機関）

人々は生涯にわたって学びながら成長する。公民館は個々の教養を高めるとともに、地域市民の生活に即した課題を学びあう場である。障害のある人、外国人も含め、性別、あらゆる年代をこえて地域の人々が教えあい、育ちあう学びの場である。

③ 市民がふれあい、助けあい、結びあう場（連帯感の形成）

同じ価値観や違った価値観を持つ人々が地域でふれあい、互いの意見を交流する中で相手を理解し、感動を共有していく。そうした支えあい、助けあう地域の連帯を創造する場である。

④ 市民が共通の課題について話し合い、主体的に物事を解決する場（自治能力）

地域の生活安全、自然環境、教育環境、子育て等共通して抱える問題を、誰もが参加して議論し、行動し、ものごとを地域の力で民主的に解決する場である。

2 公民館運営審議会のあり方（改善策）

公民館運営審議会は、審議機関として館長の諮問にこたえて公民館運営に民意を反映する役割であり、実質的に運営の事務は館長・職員によって行われている。公民館運営審議会について知らない市民も多く、運営にどれだけかかわっているのかという疑問の声も聞かれる。また、委員体験者の中から人選の工夫、委員相互の認識の差異、コミュニケーションの不足等の指摘もある。したがって、次のような改善が必要である。

館長の諮問に対する答申のみではなく、積極的な調査・研究による建議・提言につとめる。地域市民に公民館に関する情報をきめ細かく提供する。

地域市民との話し合いの機会を定期的に持つ。

委員の研修機会の充実。また、委員と市民の共同学習の機会も持つべきである。

委員の任期は2～3期（4～6年）を基本とし、できるだけ多くの市民が委員を体験できるようにする。

委員の人選については、利用者懇談会、市民との話し合い等と共に、公募等の方法も取り入れる。

学識者委員の選任については、市外からの研究者に頼る傾向があるが、市民からの人選もできるだけ配慮する。

学校教育者委員の人選については、地域の子育ての重要性、学校教育と社会教育の連携等の見地から、学校長と共に教師・学校関係者等からの選出も配慮する。

委員報酬については、市民全体の公民館運営との理念から見直すことも必要である。

3 公民館運営審議会の必要性和各館配置

公民館運営審議会は、公民館運営に対して市民の意見を反映する諮問機関として位置づけられている。しかし、本来公民館は市民の意思で主体的に運営されることが理念であった。その意味では諮問機関ではなく、直接運営にも関わられる権限を持った機関へ、将来移行することが望まれる。

しかし、現在の法令・条例による運営形態の中では、公民館は民意により運営されるものであるという基本原則から、公民館運営審議会は欠かせない。そして、社会教育法、国分寺市条例・規則によって公民館運営に対する市民参加が公的に保障された機関である。

各館設置については、まず、各地域から選出された身近な委員による審議会の方が形骸化せず、実効性ある市民参加となる。次に、地域課題の発見、解決、情報の提供等、より地域に密着した活動ができる。さらに、委員の人選についても地域市民の意見が反映されやすい。5館共通の問題等がある場合には、その都度、調整する仕組みを検討する。

また、本来社会教育は地域市民が教育課題を発見し、それを地域で学び、解決していく市民の主体的な学習である。公民館はそのための教育機関として地域に配置されている。教育課題は地域ごとに特徴、違いがある。そうした地域の意見や課題を直接反映させるためにも公民館運営審議会の各館設置は必要である。

4 将来の望むべきありかた

公民館は発足以来、市民（住民）が主体的に運営に関わることを基本理念とした。今日でもさらに、市民の自治の力によるよりよい地域づくりが求められている。市民自治の創造、地域づくりの拠点としての公民館は、市民主体の運営へと発展することが希求される。

そうした観点から、各館には、諮問機関としての公民館運営審議会から、執行機関として公民館の管理・運営を担う、地域市民による公民館委員会（公民館運営委員会）のような組織に将来移行すべきである。なお公民館委員会は、特定の団体や企業等を意味するものではない。

この場合、公民館委員会への権限の委譲（施設の管理、館長・職員の人選、事業計画、予算計画等）が行われ、そのために必要な経費の確保を教育行政が保障することが条件である。そして、そのような運営形態に移行するにあたって最大の課題は、公民館運営を担う地域市民の態勢をつくることである。

こうした将来のあるべき姿について、今後5年間を目途に検討すべきである。

館長の管理職配置の課題

公民館は、市長部局や教育行政から独立・自立した権限や機能を持った機関である。社会教育機関としての各公民館は、対等平等の関係にあり、各館において、館長は独自に総括的な役割を果たさなければならない。

現在国分寺市では行政改革が進められ、市民の生活も変化を余儀なくされている。しかし、国分寺市の5館の公民館には、下記5点の理由により、管理職館長を置く必要があると考える。

1 学習や活動の場

公民館は、単なる部屋を貸す施設ではない。高齢者から乳幼児までの様々な年齢の人が、自分の生活に即した学習や活動を行い、仲間との関係を築いていく所で、地域住民が、社会環境の大きな変動にも主体的に対応し、自らの力で考え行動するための学習の権利を、公的に保障している社会教育機関である。

市民は、公民館の主催する事業に参加し、企画や提案などで民主的な話し合いを経験することで、市民自治に必要な力をつけてきた。公民館利用者が、地域社会の発展や、青少年育成に力を発揮するなど、市民と行政の協働による施策の推進に多く参加していることからもうかがうことができる。このような活動を支援し、より質の高い学習内容にしていくために、事業や講座を行うには、各館に専任の管理職館長がいる必要がある。中央館長の決裁では、地域住民の課題とは内容的にも時間的にも、的確な対応ができないと考える。

2 独立した教育機関として

国分寺市の行政改革の中で、館長兼任問題が懸案事項となった。これを受けて、第4次国分寺市公民館体制検討委員会が報告書を提出した。さらに、教育委員会でも慎重に検討されて、2003（平成15）年12月25日開催の同委員会で審議された結果、「国分寺市の公民館においては、館長兼任は認められない。」とし、国分寺市長に対し添付資料とともに文書回答を行った。そこには、「①社会教育法における『公民館に館長を置き、』としていることは、学校教育法における『学校に校長を置く』ことと同じように考えられること ②館長は館の責任者であり、誰でもいつでも出来る職務ではないこと等による」と記されている。さらに、「実務上からみても館長は多忙である。館長は一年中大勢の出入りする館の責任者であり、激務である。公民館は大勢が出入りして常に働いている一つの生き物であり、いつ、いかなることが生ずるかわからない。常に気を配っていかなければならない。一定時間に、一定の決まったことを行ってさえいれば良いという職務ではない。パートではできない職務である。」と記されている。

また、多くの人が公民館を学び舎として集い、自らの課題をもち、活動をとおして

自己を形成し、目標を達成する道筋は、安易なものではない。職員は、多くの課題と向き合い、それを支援する必要がある。職員が、意欲と専門性を育むのを見守り、条件を整えるのが館長の仕事といえる。

3 地区独立館体制の意味

国分寺市の公民館体制は、5つの公民館によって構成される地区独立館方式である。その意味は、①普段着のまま、歩いて公民館に行ける。日常生活の中に学習や活動が密接に関われる。②平等に市民の学習や活動の機会を保障するという公平性・平等性の確保ができています。③各館が格差なく同じ権限をもち、地域ごとに課題を解決できる。そのため、各館に決裁権をもつ館長、職員、公運審を配置している。「独立」の意味はその点にある。

各館が地域やそこに住む人の希望や課題に即した学習内容で、独自に多くの事業を行ってきた。5館が連絡・調整を密にし協力すると同時に、地域の独自性を活かし、市民に密着した事業を円滑に行うには、執行権をもつ館長が常駐し、適切な対応をする必要があると考える。

4 人と人が自由につどう場として

いろいろな人が気軽に自由に集い活動する場としても、公民館は長年役割を果たしてきた。人と交流することで自治能力も生まれる。そこで、決裁権を持った館長が、地域や住民の課題や希望について話し合い、事業の展開や設備などを考えることが大切である。

5 公民館に期待すること・・・地域の人のつながりを紡ぐ公民館

今日、私たちの地域社会はさまざまな課題を抱えている。地域の人と人のつながりが、希薄になっている社会的な現象もその一つである。それに伴い公民館は、地域の諸団体や公民館を利用する活動グループと連携し、人と人の絆を結ぶことが必要であると考えていて、事業も始まっている。

今後公民館に期待したいことは、今日まで積み重ねてきた、人づくりの実績を土台にして、さらにこの事業を発展させてほしいと願っている。5館がさらに地域と密着し、地域の実態を把握し、調整あるいはまとめ役となり、安心して安全な町づくりの拠点となって、豊かな国分寺市を築く核となってほしい。

各館で地域事情など特色があり均一ではないが、小・中・高の各学校、PTA、児童館、商店会、農業団体、自治会、老人会、防犯防災会、教育関係の機関など、多くの機関と折衝し、地域を束ねてほしい。さらに、各グループが十分に力を発揮できるよう、機関どうしを紡いでいってもらいたい。この役割を担うには、社会教育の視点をもつとともに、旺盛な使命感を持った決裁権のある管理職館長が必要と考える。

6 今後の検討課題・・・行政改革への対応

最後に、行政のスリム化のために、官民協働の事業が重要課題となってきている今日とはいえ、公民館への期待はますます大きくなっている。現状の管理職館長が望ましいが、市の機構改革で全体的権限委譲がなされる場合は、現在の館長と同等の権限を持つ者を館長として置き、公民館の運営に当たることも視野に入れておくべきだ、という意見も出された。

専門職員の長期在職等の課題

1 公民館のあり方

国分寺市の公民館は行政から独立した社会教育機関として、住民の学ぶ権利を公的に保障し、優れた実践を積み上げてきた。これからもこの実践を引き継ぎ、急速に変化している社会情勢に対応した事業を積極的に展開していかなければならない。

現在、指定管理者制度の導入が問題になっているが、国分寺市の公民館は今後とも直で運営されるものと期待して、公民館のあり方の意見をまとめた。

公民館は社会教育機関として、多様化した社会問題の中から住民の求めるものを把握し、事業や講座を企画し、住民に学習の場を公的に保障するとともに、地域住民のふれあいの場となり、文化を創造する役割がある。

また、住民自治が求められている現在、人づくり、仲間づくり、地域づくりの学習の機会を拡大、支援し、さらに地元住民の団体、各施設の連携の要として地域の安全・安心のまちづくりの活動が期待される。

2 専門職員の長期在職問題

専門職員の長期在職が、なぜ行政改革の対象になるのか、理解に苦しむ。また、言葉の定義が不明である。このため、この課題の専門職員が『現在の社会教育主事の有資格者として採用された職員』を指摘していると解釈して、専門性を持ち、優れた実績もあり、利用者からの信頼性も高いので、専門職員が長期在職することには何ら問題はない。専門職員が教育機関の職員として公民館だけを職場としても支障はないと考える。むしろ現在の公民館活動を支えている専門職員が退職した後の後継者がどうなるのかが危惧される。

試行錯誤を繰返して経験を積み、公民館の仕事にも慣れ、利用者との意思の疎通ができ始めた2～3年で他の部局に異動してしまうのは、効率性から考えても行政改革として負の要素が大きいのではないか。

3 検討課題—求められる公民館職員体制

公民館は教育機関として、自主的に継続的に事業の運営を行うので職員体制がしっ

かりしていなければならない。

公民館職員の専門性としては住民の要求を受け止め、事業を企画、実施するために専門的知識、力量、熱意のあることが、きわめて重要である。

国分寺市においては現在は専門職員の採用は行っていないが、今後は各館配置を念頭に条例化して専門職員の採用に取り組むべきである。

参考として、法的（公民館の設置及び運営に関する基準第8条）には

- (1) 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。
- (2) 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。
- (3) 公民館の設置者は、館長、主事その他の職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

と規定されている。

人事異動は各職場に適正である人材を配置することを優先目的にしていると考えられるが、公民館職員には適性、特に市民とのコミュニケーションの図れる人が求められる。

一般職員が公民館に配置された場合は専門性を身につけるための研修が必要である。専門性の研修とは①専門的知識を学習し、市民の求めるものを把握し、課題を考え、内容の助言、進行の助言ができる能力、②市民を適切につなぐコーディネート能力、③様々なネットワークの構築能力を身につけることなのである。

年に数回、職員同士、市民参加など国分寺らしい研修システムの構築が望まれる。

専門職員、専門性を身につけた職員の在職期間は、事業の継続性、市民との意思の疎通を考え、同一公民館に最低5年が必要であると考ええる。

また一定以上の人数は教育委員会が直接採用する方策、社会教育主事の資格を持ち嘱託として勤務している人の、正規職員としての採用の方策が必要であると考ええる。

国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市第2次行政改革実施計画に位置付けられている公民館運営審議会の各館設置、館長の管理職配置、専門職員の長期在職等の課題（以下「公民館のあり方」という。）について、市民の意見を広く聴取するため、国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(任務)

第2条 ワークショップは、国分寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、公民館のあり方について検討し、その意見を教育委員会に報告する。

(組織等)

第3条 ワークショップは、公募による市民（ただし、国分寺市市議会議員及び市の執行機関の職員は、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて（平成11年国企発第24号国分寺市長通達）の趣旨にのっとり、公募の対象としない。）30人以内をもって組織する。

2 教育委員会は、前項に規定する公募により参加を希望する者が30人を超えたときは、ワークショップに著しい支障が生じない限り、ワークショップに参加することを認めるものとする。

3 ワークショップは、必要に応じ、前2項の規定によりワークショップに参加する市民（以下「メンバー」という。）を、グループ分けすることができる。

4 ワークショップは、前条の規定による報告をもって終了する。

(報酬)

第4条 メンバーの報酬は、無償とする。

(座長及び副座長)

第5条 ワークショップに座長1人及び副座長2人を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

2 座長は、会議の進行を行い、会務を処理する。

(会議の招集)

第6条 座長は、ワークショップの会議を招集する。

2 座長が欠けたときは、座長が指名した副座長がその職務を代行する。

(意見の聴取等)

第7条 ワークショップは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又はメンバー以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 ワークショップの庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかワークショップの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、教育長決裁の日から施行する。

国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ設置要綱第9条に基づく
(設置と任務の解釈) 等について

(設置と任務の解釈)

国分寺市第2次行政改革実施計画で指摘されている、公民館運営審議会の各館配置の必要性、館長の管理職配置の課題、専門職員の長期在職問題に関して、市民と協働で調査・研究するため、国分寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に国分寺市立公民館のあり方を考えるためのワークショップを設置する。

ワークショップは、教育委員会の求めに応じ、前条の調査・研究事項に関して意見等をまとめ、教育委員会に報告をする。

その他、ワークショップの運営に関することは、座長・副座長が提案する。

(準備会)

準備会は、座長・副座長・事務局・ファシリテーターで行う。なお、必要に応じてワークショップの他のメンバーやそれ以外の者の出席を求めることができる。

資料 3

国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップの経過(平成17~18年度)

年度	月日	全体会議	月日	グループ別会議	月日	準備会
H17	11/14	第1回 (メンバー 26人) ▶ 会議の名称について ▶ 正副座長候補者3名選出 ▶ 会の位置づけをめぐる話し合い				
					12/14	臨時説明会の開催について
H18年	1/12	臨時説明会 ▶ 会議の名称について (ワークショップになった経過)				
	1/23	第2回 ▶ 正副座長3名決定 (座長 長谷部豊子さん 副座長 平井愛子さん、廣田廣さん) 今後の公民館のあり方について意見交換				
					2/2	政策経営課の出席について
	3/31	第3回 ▶ 報告 <ul style="list-style-type: none"> ● ワークショップ設置要綱第9条(設置と任務)の解釈 ● 第2次行政改革・実施計画の指摘事項 ● 行政改革・機構改革に関する教育委員会の取り組み ▶ 3グループに分け検討することを確認 <ul style="list-style-type: none"> ● 第1グループ 公民館運営審議会の各館設置の課題(10人) ● 第2グループ 館長の管理職配置の課題(7人) ● 第3グループ 専門職員の長期在職等の課題(9人) グループ検討に分かれる前に共同の学習会を行うことを決定			3/1	「ワークショップに対する意見」をもとに今後の進め方を協議
			3/29	第3回全体会の持ち方について		

H18	4/25	第4回 ▶ 学習会を公開で5月に行うことを確認 3グループメンバー確定	4/25	第1グループ 第2グループ 第3グループ	4/7	第4回全体会の持ち方について
	5/23	第5回 ▶ 「ワークショップのための学習会」 (公開学習会) 講師 田中雅文さん(本多公運審) 今後の検討時程として、6月から9月まで月1回定例会を行うことを確認	5/16	第1グループ	5/11	学習会の内容と進行について
			5/23	第1グループ 第2グループ 第3グループ		
	6/12	第6回 ▶ 報告 ● 国分寺社会教育計画について ▶ 各グループの進行状況報告	6/6	第3グループ	6/30	第7回全体会の進行について
			6/8	第1グループ		
			6/12	第1グループ 第2グループ		
			6/27	第3グループ		
			6/28	第2グループ		
			6/29	第1グループ		
	7/11	第7回 ▶ 各グループの進行状況報告 ▶ 各グループの文案は7月31日までに提出	7/5	第3グループ	7/31	・ 8/10全体会について ・ 8/18準備会について
			7/11	第1グループ 第2グループ 第3グループ		
			7/19	第2グループ		
7/24			第1グループ			
8/10	第8回 ▶ 報告 ▶ 各グループの報告に対する意見交換 まとめ方について			8/18	・ 中間報告の確認 ・ 報告書(案)作成 検討	
				8/30	報告書(案)作成 検討	
9/15	第9回 ▶ 報告書(案)確認			9/4	報告書(案)作成 検討	
				9/14	報告書(案)作成 検討	

※準備会は全体会議の前後にも開催した。

※公民館職員は事務局として、各グループに入った。

国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ名簿

(敬称略・50音順)

青 木 淳 子
石 田 克 枝
伊 藤 脩
井 上 四 郎
河 村 雄 次
熊 谷 寿 子
小 峰 義 夫
小 宮 昭 子
小 宮 静 子
佐 野 亨
四 宮 義 幸
進 藤 文 夫
神 藤 康 男
鈴 木 洋 子
西 野 稔
根 岸 まり子
蓮 實 麗 子
長谷部 豊 子
平 井 愛 子
広 井 映 子
廣 田 廣
藤 田 治 良
山 下 智 世
山 田 久 子
横 田 砂恵子

その他3名

(途中辞退者も含んでいます。)

国本公発第 2 号
平成 19 年 1 月 24 日

各位

国分寺市教育委員会
教育長 松井敏夫

「公民館のあり方について」の教育委員会の
基本的考え方について

寒さ厳しきおり 皆様方にはご頌栄のこととお喜び申し上げます。

ワークショップの際には、多大なご協力をいただきありがとうございました。

さて、昨年 9 月 22 日に「国分寺市立公民館のあり方ワークショップ報告書」
が正副座長から教育委員会に提出されたところですが、10 月、11 月を経て
12 月 26 日の教育委員会において、公民館のあり方を別紙のように決定しま
した。

つきましては、その決定文書を同封のとおり送付させていただきます。(注:次ページ)

「公民館のあり方について」の教育委員会の基本的考え方

国分寺市教育委員会は、「国分寺市立公民館のあり方を考えるワークショップ」からの報告書及び機構改革検討委員会からの中間報告を踏まえ、公民館のあり方について次のように決定する。

①公民館運営審議会の各館設置の課題について

現在の各館配置を継続する。

国分寺市立公民館の大きな特徴である地区独立館方式を維持するためには、公民館運営審議会は必要な条件であり、各館に配置することが最も望ましいあり方である。

なお、報告書で提案されている「地域市民による公民館委員会のような組織」への移行の可能性について検討し、公民館が基本理念としている市民主体の運営の実現に努めるべきである。

②館長の管理職配置の課題について

将来的には地域住民または公民館運営経験者等による館長を置くことを目標にするが、それまでの間は係長職による館長を配置する。

このための条件として、現在の館長権限(国分寺市教育委員会事務決裁規程別表第2)をそのまま委譲すること、また、議会对策、5館相互調整、公民館職員人事管理等の業務遂行のために教育委員会事務局の組織を(次長制度的なものに)改めること、及び、機構改革検討委員会中間報告の中で提案されている「公の施設全般にわたる維持管理部門の設置」の早期実現を要望する。

③専門職員の長期在職等の課題について

今後とも、公民館職員の専門性に配慮した適正な人事配置に努力する。

公民館担当職員としての採用がなくなった現在、いわゆる専門職としての新たな採用は不可能である。しかし、報告書でも述べられているように公民館として期待される機能を果たすためには高い専門性と旺盛な使命感、情熱をもった職員を配置することが重要な条件であるといえる。一方、公民館も市組織機構のひとつであり、館の円滑な運営、市政全体への影響力を考えると、公民館職員が市行政に関する知識と経験を持つことの必要性についても否定できない。以上のような視点を踏まえ、今後とも適正配置に努力する。

(3)「国分寺市公民館使用条例等検討委員会」報告書

国分寺市公民館使用条例等検討委員会

報告書

平成 20(2008)年 6 月 30 日

目 次

はじめに	90
I 公民館使用条例等の見直しの取り組み	91
II 公民館使用条例等検討委員会試案のポイントと課題	92
III 公民館使用条例等検討委員会 試案	94
注：公民館使用条例等改正（案）	
IV 国分寺市公民館使用条例等検討委員会要項	103
V 公民館使用条例等検討委員会の経過	105
VI 公民館使用条例等検討委員会名簿	106

注：ページは、この冊子に合わせて変更

はじめに

この報告書は、平成19年12月10日から始まった「国分寺市公民館使用条例等検討委員会」の検討結果です。

これまで6回の検討委員会を実施し、改正課題の整理を行ってきました。なお、その間、市民対象の意見交換会や学習会、市民や公民館運営審議会委員対象の中間報告会も行いました。

この報告書は、検討委員会としての、公民館使用条例の改正試案及び施行規則案、審査基準案をまとめたものです。時間的制約もあり、検討不十分な点もございますが、市民と公民館の協働で条例を検討した取り組みの報告です。今後具体的な条例改正の中で「市民にとって、より利用しやすく、より開かれた公民館」になるようこの報告書を生かしていただけるよう期待しております。

平成20年6月30日

国分寺市公民館使用条例等検討委員会

メンバー一同

I 公民館使用条例等の見直しの取り組み

1. 国分寺市公民館使用条例等検討委員会の設置

国分寺市の第四次長期総合計画の基本計画（国分寺づくり編）では「市民の学習・コミュニティ活動を育成・支援する公民館・図書館の役割機能を拡充するため、社会教育を推進します」（6-4-④）と述べられ、さらに目標設定の背景・理由には「…地域との連携を深める社会教育を推進するために、公民館のあり方検討を行うこと…」が明記されています。

この長期総合計画に基づき、第三次行政改革の各課プランとして、公民館は「住民との協働による公民館のあり方検討」を平成19年度～23年度の5年間の課題としました。

5ヵ年のうちの前半2年間（平成19年度～20年度）は「公民館使用条例の見直しと規則の制定」を行うこととしました。平成19年11月1日に「国分寺市公民館使用条例等検討委員会要項」を設置し、「国分寺市公民館使用条例等検討委員会」を発足させ、「より利用しやすく、より開かれた公民館」をめざして、公民館使用条例等の検討・まとめ作成を市民協働で行うことを目的にしました。

（国分寺市公民館使用条例等検討委員会要項参照）

2. 検討課題および検討方法

「より利用しやすく、より開かれた公民館」の観点から、検討の課題として、①営利団体及び宗教団体への貸し出しについて②国分寺市公民館使用料金の取り扱いについて③施行規則の制定についてを見直しの柱としました。

公民館の使用条例の見直しにあたっては、より広く市民の意見を聴きながら検討委員会の討議に反映していくために、市民の意見交換会・公民館運営審議会委員との話し合いを実施しながら、報告書をまとめることにしました。

II 公民館使用条例等検討委員会試案のポイントと課題

1. 検討委員会試案のポイント

主な改正ポイントは次のとおりです。

- (1) すべての公民館で“市外者過半数”の団体も使用することができるようにします。
- (2) 営利や宗教団体も、目的により使用することができるようにします。
- (3) すべての公民館で‘指導者が主宰する“教室や流派”の発表会’も使用することができるようにします。
- (4) 公民館に関する二つの条例を一本化します。
- (5) 「(仮称)国分寺市立公民館条例施行規則」を制定します。
- (6) 公民館運営審議会が教育委員会に対して建議できるように明記します。
- (7) 休館日を改め、開館日数を増やします。
- (8) 国分寺市公民館使用料金の取り扱い方法等を改めます。

【解説】

(1)「すべての公民館で“市外者過半数”の団体も使用することができるようにします」について

これまで本多公民館では、構成員の中にひとりでも市民がいれば、市外者過半数の団体として有料で貸し出しを行ってきましたが、今後はその他の公民館も有料で使用できるようにします。

※ ここでいう「団体」とは、社会教育法20条の目的で使用する場合を指します。

同時に、国分寺市公民館使用条例(昭和58年条例第3号)の付則を削除します。

(2)「営利や宗教団体も目的により使用することができるようにします」について
これまでは営利団体、または宗教団体という理由だけで貸し出しを行っていませんでしたが、今後は公民館の使用目的によって判断することになります。

ア 営利団体の場合

(ア) 社会教育法20条の目的で使用する場合
→市内に拠点を持つ営利団体であれば使用できます。

(イ) 社会教育法20条の目的以外で使用する場合
※ ここでいう「目的以外」とは、その団体の構成員のみの会議や研修等を指します。

→市内に拠点を持つ営利団体であれば、有料で使用できます。

(ウ) “専ら営利”を目的として使用する場合
→社会教育法第23条の禁止事項により使用できません。

イ 宗教団体の場合

(ア) 社会教育法20条の目的で使用する場合
→市内に拠点を持つ宗教団体・組織あれば使用できます。

(イ) 社会教育法20条の目的以外で使用する場合
※ ここでいう「目的以外」とは、その団体の構成員のみの会議や研修等を指します。

→市内に拠点を持つ宗教団体・組織であれば、有料で使用できます。

(ウ) “勧誘”を目的として使用する場合
※ ここでいう「勧誘」とは、布教活動や寄付活動、入会活動等の行為を指します。

→社会教育法第23条の禁止事項により使用できません。

(3)「すべての公民館で‘指導者が主宰する“教室や流派”の発表会’も使用することができるようにします」について

これまでも本多公民館では、「市内に定例活動の会場がある教室や流派の発表会については“年一回に限って”有料で貸し出しを行ってききましたが、今後はその他の公民館も基準を定め有料で使用できるようにします。

※ ここでいう「指導者が主宰する“教室や流派”の発表会」とは、市内に定例活動の会場がある教室や流派の発表会を指します。

(4)「公民館に関する二つの条例を一本化します」について

これまでは「国分寺市公民館使用条例」と「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」に分かれていましたが、利便性と他条例との整合性を考えて一本化します。

(5)「(仮称)国分寺市立公民館条例施行規則を制定します」について

公民館を使用する団体及び使用を希望する団体が増えているなか、これまで以上に使用申請の手続きや承認基準等を明確にするために規則を制定します。

(6)「公民館運営審議会が教育委員会に対して建議できるように明記します」について

公民館運営審議会が「館長の任命など、公民館の運営に関する重要事項について、教育委員会に建議できる」ことを明記します。

(7)「休館日を改め、開館日数を増やします」について

“より利用しやすく、より開かれた公民館”を目指し、恋ヶ窪及び光、もとまち、並木の各公民館では月曜日を除く休日開館を始めます。

(8)「国分寺市公民館使用料金の取り扱い方法等を改めました」について

ア 有料で貸し出しできる施設と団体の範囲を広げましたが、社会教育法第20条の目的内の活動が、有料化に結び付くことのないようにとの意見が出されました。

イ 使用料金の返還規定を条例と規則に明記しました。

ウ 時代のすう勢を考慮し、使用料金を見直しました。

2. 課題

全6回の検討委員会が出された課題です。

公民館に関する規則と審査基準の制定について

「公民館に関する規則と審査基準の制定について」とは

公民館に関する規則と審査基準の制定に当たっては、現利用団体と今後利用を希望される団体の利便性と公平性等を十分に踏まえたものであるべきと考えます。

Ⅲ 公民館使用条例等改正（案）

2008(平成20)年9月8日

条例（現行）	公民館条例（改正後）	施行規則	審査基準
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 （設置）</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条(目的)の目的を達成するため、国分寺市立公民館(以下「公民館」という。)を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条(目的)の目的を達成するため、国分寺市立公民館(以下「公民館」という。)を設置する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国分寺市立公民館条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 （名称及び位置）</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 （管理）</p> <p>第3条 公民館は、国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。</p>	<p>（管理）</p> <p>第3条 公民館は、国分寺市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 （休館日）</p> <p>第4条 公民館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>（休館日）</p> <p>第4条 公民館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 （開館時間）</p> <p>第5条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>（開館時間）</p> <p>第5条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>		

<p>国分寺市公民館使用条例</p> <p>第 2 条 公民館を使用するものは、別紙様式による申込書を 3 日前までに提出し、館長の許可を受けるものとする。</p>	<p>(使用申請と承認)</p> <p>第 6 条 公民館並びにこれに附属する設備及び器具（以下「附属設備等」という。）を使用するものは、あらかじめ委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 使用申請は、2 人以上の団体をもってするものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の承認をする場合は、管理上必要な条件を付すことができる。</p>	<p>(使用申請)</p> <p>第 2 条 条例第 6 条（使用承認）の規定により、国分寺市立公民館（以下「公民館」という。）の施設並びにこれに附属する設備及び器具を使用しようとするものは、国分寺市立公民館使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」という。）を国分寺市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 使用申請書の受付期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、委員会及び国分寺市（以下「市」という。）が主催する事業にかかわる使用及び委員会が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(使用承認)</p> <p>第 3 条 委員会は、前条の規定による使用申請を承認したときは国分寺市立公民館使用承認書（様式第 2 号。以下「使用承認書」という。）により、承認しないときは国分寺市立公民館使用不承認書（様式第 3 号。以下「使用不承認書」という。）により、当該申請したものに通知する。</p> <p>2 使用の承認は、申請の順序による。ただし、申請が同時のときは、協議等により決定する。</p>	
		<p>(使用変更等の申請)</p> <p>第 4 条 使用承認書の交付を受けたもの（以下「使用者」という。）が使用を変更し、又は取り消そうとするときは、すみやかに申し出なければならない。</p> <p>(使用承認書等の提示)</p> <p>第 5 条 使用者は、公民館の使用に際し、使用承認書を提示しなければならない。</p>	

<p>国分寺市公民館使用条例 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公民館を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 館長の指示を遵守せず、又は公共風紀をみだすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するもの。</p> <p>(4) 社会教育上支障があると認められた場合。</p> <p>(5) 宗教上の組織又は宗教団体。</p>	<p>(使用制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公民館並びに附属設備等の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれのあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障のあるとき。</p> <p>(4) その他委員会が適当でないと認めるとき。</p>		<p>専ら営利を目的とした事業、宗教団体の布教・宣伝・勧誘活動には承認をしないものとする。及び、市外者のみの団体にも使用の承認をしないものとする。</p> <p>主宰者が専ら営利を目的とした活動には使用の承認はしないものとする。</p>
<p>国分寺市公民館使用条例 第7条 公民館を使用するものについて、社会教育法第20条の目的に使用する以外は、使用料を徴収する。ただし、特別の理由があるときは、館長は、使用料を減免することができる。</p> <p>2 使用区分、及び使用料に関しては、別表のとおりとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 法第20条の目的に使用する以外、及び団体の構成員が市外者過半数の場合は、別表第3に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、使用の承認を受けた際に納入しなければならない。ただし、国分寺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(目的外使用)</p> <p>第6条 条例第8条の社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条（目的）の目的に使用する以外とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営利を目的とする団体が会議、研修等を使用する場合</p> <p>(2) 宗教団体が会議、研修等を使用する場合</p> <p>(3) 市内に定例活動の会場がある教室や流派の発表会で使用する場合</p>	
	<p>(使用料の免除)</p> <p>第9条 教育長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第9条（使用料の免除）の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会及び市が主催する事業として使用する時。</p>	

		<p>(2) 官公署が市民福祉向上のために使用するとき。</p> <p>(3) その他国分寺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、使用料の免除を受けようとするものは、国分寺市立公民館使用料免除申請書（様式4号）に必要な事項を記入し、教育長の承認を受けるものとする。</p> <p>3 教育長は、前項の規定による申請について承認するときは国分寺市立公民館使用料免除申請書（様式第5号）により、承認しないときは国分寺市立公民館使用料免除不承認書（様式第6号）により申請者に通知する。</p>	
	<p>(使用料の返還)</p> <p>第10条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、教育長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p>	<p>(使用料の返還)</p> <p>第8条 条例第10条（使用料の返還）ただし書きの規定による使用料の返還を受けようとするものは、国分寺市立公民館使用料返還申請書（様式第7号）に必要事項を記入し、教育長の承認を受けるものとする。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による申請について承認するときは国分寺市立公民館使用料返還承認書（様式第8号）により通知し、当該使用料に別条第2に定める率を乗じて得た額を返還する。承認しないときは国分寺市立公民館使用料返還不承認書（様式第9号）により使用者に通知する。</p>	
<p>国分寺市公民館使用条例</p> <p>第3条 前条による使用許可を受けた後、変更又は中止しようとするときは、速やかに、館長に届けでるものとする。</p>	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し</p>	<p>(使用承認取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、条例第11条（使用承認の取消し等）の規定により公民館の使用条件を変更し、又は承認を取り消すときは、国分寺市立公民館使用条件変更・取消通知書（様式第10号）により使</p>	

	<p>たとき。</p> <p>(2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により使用が不可能になったとき。</p> <p>(4) その他委員会が必要があると認めるとき。</p>	<p>用者に通知する。</p>	
	<p>(特別の設備等の使用)</p> <p>第 12 条 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、公民館に特別の設備をし、又は附属設備等以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(特別の設備等の申請)</p> <p>第 10 条 条例第 12 条（特別の設備等の使用）の規定により使用者が特別の設備をし、又は附属する器具以外の器具を使用するときは、使用申請書にその内容を記載した仕様書を添えて委員会に提出し、承認を受けなければならない。</p>	
<p>国分寺市公民館使用条例</p> <p>第 9 条 使用者は、承認を受けた目的以外に使用し、その権利を譲り渡し、又は転貸することができない。</p>	<p>(使用権の譲渡禁止)</p> <p>第 13 条 使用者は、承認を受けた目的以外に使用し、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>		
<p>国分寺市公民館使用条例</p> <p>第 10 条 使用責任者は、使用が終わったときは、速やかに、その場を原状に復し、清掃整頓した後館長に引き渡さなければならない。</p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p>第 14 条 使用者は、公民館の使用を終了したとき又は第 11 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号の規定に基づき使用承認を取り消されたときは、直ちに、原状に回復しなければならない。</p>		
<p>国分寺市公民館使用条例</p> <p>第 11 条 公民館使用中における備品、器具、建物の破損等の事故は、使用者の責任とし、これに相当する額を弁償しなければならない。ただし、やむを得ない事故の場合は、その責めを免ずる。</p>	<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第 15 条 使用者は、公民館及び附属設備等を損傷又は滅失したときは、委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。</p>		

<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (公民館運営審議会)</p> <p>第7条 法第29条(公民館運営審議会)に基づき、各公民館に審議会を置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 公民館に次の職員を置く。</p> <p>(1) 館長</p> <p>(2) 係長</p> <p>(3) その他の職員</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、副館長を置くことができる。</p> <p>3 館長の任命について、次条に規定する国分寺市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、教育委員会に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第16条 公民館に次の職員を置く。</p> <p>(1) 館長</p> <p>(2) 係長</p> <p>(3) その他の職員</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、副館長を置くことができる。</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第17条 法第29条(公民館運営審議会)に基づき、各公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」)を置く。</p> <p>2 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議し、その結果を館長に答申するものとする。</p> <p>3 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、館長の任命など、公民館の運営に関する重要事項について、委員会に建議することができる。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (委嘱)</p> <p>第8条 審議会の委員は、公民館利用者並びに教育、文化、福祉、保健、産業、労働等に関する関係者及び識見を有する者のうちから、各公民館7人以内において教育委員会が委嘱する。</p>	<p>(委嘱)</p> <p>第18条 審議会の委員は、公民館利用者並びに教育、文化、福祉、保健、産業、労働等に関する関係者及び識見を有する者のうちから、各公民館7人以内において委員会が委嘱する。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (任期)</p> <p>第9条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>		

<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (委員長及び副委員長)</p> <p>第10条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員長は、審議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第20条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (会議)</p> <p>第11条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、定例的に開催することとし、委員長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、定例的に開催することとし、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (会議の公開等)</p> <p>第12条 会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、会議の公開につ</p>	<p>(会議の公開等)</p> <p>第22条 会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、会議の公開についての手続は、国分寺市教育委員会会議傍聴人規則(昭</p>		

<p>いての手續は、国分寺市教育委員会会議傍聴人規則(昭和 27 年教委規則第 4 号)の例による。</p>	<p>和 27 年教委規則第 4 号)の例による。</p>		
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (庶務) 第 13 条 審議会の庶務は、各公民館において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 23 条 審議会の庶務は、各公民館において処理する。</p>		
		<p>(入場制限) 第 11 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、公民館への立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 火薬類その他の危険物を所持している者 (2) 善良の風俗を乱すと認められる者及び他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある者 (3) 職員の指示を守らない者 (4) その他管理上支障があると認められる者</p>	
<p>国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例 (委任) 第 14 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(委任) 第 24 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	<p>(委任) 第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	

〈条例の別表〉

別表第1(第2条関係)

国分寺市立公民館の名称及び位置

名称	位置
国分寺市立本多公民館	国分寺市本多一丁目7番1号
国分寺市立恋ヶ窪公民館	国分寺市西恋ヶ窪四丁目12番地8
国分寺市立光公民館	国分寺市光町三丁目13番地19
国分寺市立もとまち公民館	国分寺市東元町二丁目3番13号
国分寺市立並木公民館	国分寺市並木町二丁目12番地3

別表第2(第4条関係) 国分寺市立公民館の休館日

注 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日をいう。

名称	休館日
国分寺市立本多公民館	(1) 第1及び第3月曜日(休日に当たる場合を除く。) (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
国分寺市立恋ヶ窪公民館 国分寺市立光公民館 国分寺市立もとまち公民館 国分寺市立並木公民館	(1) 第3月曜日 (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで (3) 月曜日にあたる休日

別表第3(第8条関係) 国分寺市立公民館使用料金

使用区分\時間区分		午前	午後	夜間	全日
ホール	平日	4,200	8,400	10,500	21,000
	日・祝日	5,700	9,900	12,000	24,000
学習室 実習室 会議室	40㎡以下	600	900	1,200	2,400
	41㎡～70㎡	1,200	1,800	2,400	4,800
	71㎡～100㎡	1,650	2,400	3,300	6,600
	101㎡以上	2,250	3,300	4,500	9,000

- 備考
- 1 午前とは、午前8時30分から正午までとする。
 - 2 午後とは、午後1時から午後5時までとする。
 - 3 夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
 - 4 全日とは、午前8時30分から午後10時までとする。
 - 5 2室以上の使用及び継続使用の場合は、合算額とする。

IV 国分寺市公民館使用条例等検討委員会要項

(設置)

第1条 国分寺市公民館使用条例（昭和40年条例第38号）等（以下「使用条例等」という。）を見直し、現状に合った施行規則の制定に向け、国分寺市公民館使用条例等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、より利用しやすい公民館にするために、別紙の項目（*次ページに掲載）について使用条例等の見直しを行い、その意見をまとめるものとする。

(任期)

第3条 委員会は、報告書の作成をもって終了する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる12人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公民館運営審議会委員 5人以内
- (2) 社会教育委員 2人以内
- (3) 公民館長 5人以内

(報酬)

第5条 委員の報酬は、無償とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、

その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本多公民館において処理する。

附 則

この要項は、平成19年11月1日から施行する。

国分寺市公民館使用条例等検討委員会（別紙の項目）

【役割】

◎使用条例について検討するとともに、施行規則の制定について検討する。

検討項目整理表(使用条例分)

国分寺市公民館使用条例

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公民館を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 館長の指示を遵守せず、又は公共風紀をみだすおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するもの
- (4) 社会教育上支障があると認められる場合
- (5) 宗教上の組織又は宗教団体

〈検討事項〉主に、営利団体及び宗教団体への貸し出しについて

使用条例第6条使用不許可項目の(3)、(5)の規定について、

1. 営利団体とは何か営利事業とは何かを整理する必要がある。
2. 憲法 89 条を根拠規定としてきた宗教団体の不許可について検討する。

第7条 公民館を使用するものについて、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条 の目的に使用する以外は、使用料を徴収する。ただし、特別の理由があるときは、館長は、使用料を減免することができる。

2 使用区分、及び使用料に関しては、別表のとおりとする。

付 則(昭和 58 年条例第3号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表は、当分の間、国分寺市立本多公民館に適用し、その他の公民館については、なお従前の例による。

〈検討事項〉主に、別表国分寺市公民館使用料金の取り扱いについて

使用条例第7条第1項並びに第2項及び使用条例付則の規定について

1. 徴収した使用料の返還について未規定であり、なんらかの規定をする必要がある。
2. 使用条例付則、別表の適用の「当分の間」の扱いについて検討する。

V 公民館使用条例等検討委員会の経過

月 日	検討委員会	月 日	意見交換会や報告会など
H19. 11. 1 (2007)	「国分寺市公民館使用条例等検討委員会要項」設置		
		H19. 11. 12 (2007)	第 1 回国分寺市公民館使用条例についての意見交換会
12. 10	第 1 回 正副委員長の選出 検討課題の整理		
		H20. 1. 17 (2008)	第 2 回国分寺市公民館使用条例についての意見交換会
H20. 1. 29 (2008)	第 2 回 使用条例 6 条の検討 使用条例 7 条の検討		
2. 25	第 3 回 使用条例 6 条の検討 使用条例 7 条の検討		
3. 10	第 4 回 使用条例(案)の検討 中間報告について		
		3. 24	市民対象の「公民館使用条例の検討～中間報告と学習会」
		4. 14	公民館運営審議会委員対象の「公民館使用条例の検討～中間報告」
5. 12	第 5 回 使用条例(案)の検討 施行規則・審査基準の検討		
6. 20	第 6 回 公民館条例(案)・施行規則(案)の検討 報告書のまとめ方について		

VI 公民館使用条例等検討委員会名簿

(敬称略)

- 小宮 静子 (本多公民館運営審議会委員)
○高塚たか子 (恋ヶ窪公民館運営審議会委員)
星野 一人 (光公民館運営審議会委員)
◎廣田 廣 (もともち公民館運営審議会委員)
浦田 素子 (並木公民館運営審議会委員)
石田 克枝 (社会教育委員)
渡辺 冬芽 (社会教育委員)
中森美都子 (本多公民館長)
菊池 滉 (恋ヶ窪公民館長) [平成 19 年 11 月～20 年 3 月]
棟方 貞夫 (恋ヶ窪公民館長) [平成 20 年 4 月～6 月]
林 和夫 (光公民館長)
百瀬 道子 (もともち公民館長)
保坂みどり (並木公民館長)

(◎委員長 ○副委員長)

参考人 (国分寺市公民館使用条例等検討委員会要項第 8 条による)

政策法務課職員

社会教育・スポーツ振興課 (旧生涯学習推進課) 職員

旧文化コミュニティー課職員 [平成 19 年 11 月～20 年 3 月]

前恋ヶ窪公民館長 [平成 20 年 4 月～6 月]

事務局

竹内 悟 (教育次長)

木場 理恵 (本多公民館)

鳥越 伸一 (本多公民館)

国分寺市立公民館 50 周年資料集

編 集

国分寺市立本多公民館

〒185-0011 東京都国分寺市本多一丁目7番1号

☎ (042) 321-0085

国分寺市立恋ヶ窪公民館

〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目12番地8

☎ (042) 324-1926

国分寺市立光公民館

〒185-0034 東京都国分寺市光町三丁目13番地19

☎ (042) 576-3991

国分寺市立もとまち公民館

〒185-0022 東京都国分寺市東元町二丁目3番13号

☎ (042) 325-4221

国分寺市立並木公民館

〒185-0005 東京都国分寺市並木町二丁目12番地3

☎ (042) 321-9971

発 行

平成 28(2016)年 3 月 31 日